

## 議案第 32 号

### 取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例（平成 3 年条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、コンビニエンスストア等の多機能端末機における印鑑登録証明書の発行について、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、スマートフォンに記録された電子証明書を用いた方法による発行が可能となることを踏まえ、必要な措置を講ずるほか所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市印鑑条例の一部を改正する条例

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されたものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)を添えて、統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カード又は<u>移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の<u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されたものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)を添えて、統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カードを使用して自ら暗証番号<u>その他必要な事項を入力することにより</u>、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

律第 35 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

#### 付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 議案第 33 号

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 33 年条例第 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に移行され、人事院規則が改正されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合における特殊勤務手当の特例を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 607 384 640">付 則</p> <p data-bbox="204 660 395 694">1 及び 2 （略）</p>	<p data-bbox="900 607 991 640">付 則</p> <p data-bbox="810 660 1002 694">1 及び 2 （略）</p> <p data-bbox="842 712 1394 792"><u>（感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）</u></p> <p data-bbox="810 810 1394 1305">3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、規則で定めるものに従事したときは、特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p data-bbox="810 1323 1394 1451">4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円以内で規則で定める額とする。</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第34号

### 取手市税条例の一部を改正する条例について

取手市税条例（昭和39年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

地方税法等の改正を踏まえ、森林環境税の導入、軽自動車税種別割の電動キックボード等に係る新たな区分の創設、軽自動車税の賦課徴収の際不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する場合の加算割合の引上げ及び個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に関し、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p>

書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理された」と

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理された」と

き」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第 38 条 個人の市民税は、第 44 条、第 47 条の 2 第 1 項、第 47 条の 5 又は第 53 条の 5 の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(市民税の納税通知書)

第 41 条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第 47 条第 1 項又は第 47 条の 6 第 1 項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第 1 項の納期(第 47 条第 1 項又は第 47 条の 6 第 1 項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 44 条 個人の市民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。)の合算額を特

き」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第 38 条 個人の市民税は、第 44 条、第 47 条の 2 第 1 項、第 47 条の 5 または第 53 条の 5 の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

(市民税の納税通知書)

第 41 条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合計額(第 47 条第 1 項又は第 47 条の 6 第 1 項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第 1 項の納期(第 47 条第 1 項又は第 47 条の 6 第 1 項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 44 条 個人の市民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

別徴収の方法により徴収する。

(1)及び(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者

(1)及び(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないとして認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある

に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により、個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の金額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払いをする者から給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって、個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の金額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第 47 条 個人の市民税の納税者が、給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 47 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢 65 歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲

第 47 条 個人の市民税の納税者が、給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 40 条第 1 項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第 321 条の 6 第 1 項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、すでに特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 47 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢 65 歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲

げ除るものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法

掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法

より徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

アからウまで (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの

によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

アからウまで (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの

の)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) (略)

付 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2 及び 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

の)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) (略)

付 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2 及び 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに付則第15条の2第4項及び付則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第3条第1項(この条例による

改正後の取手市税条例（以下「新条例」という。）付則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の取手市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき取手市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び付則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第15条の2第4項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## 議案第35号

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

こども家庭庁が設置されたことに伴い、関係する内閣府令及び厚生労働省令が改正されたことを受け、所要の文言の整理を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するものです。

こども家庭庁の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

(取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u></p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u></p>

が定める指針

2 (略)

第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。)及び小規模保育事業 B 型(同令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同号において同じ。)にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型(同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。付則第 4 条において同じ。)にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

が定める指針

2 (略)

第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。)及び小規模保育事業 B 型(同省令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同号において同じ。)にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型(同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。付則第 4 条において同じ。)にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。

2 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第36号

取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

施設の老朽化に伴い南住宅を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

# 取手市営住宅条例の一部を改正する条例

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
名称	位置	構造	名称	位置	構造
第二南住宅の項から駒場B住宅の項まで	(略)	(略)	<u>南住宅</u>	<u>取手市小文間5505番地</u>	<u>木造(平屋)</u>
			第二南住宅の項から駒場B住宅の項まで	(略)	(略)

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 37 号

### 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和 37 年条例第 69 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

取手市長 中 村 修

#### 提案理由

火災予防に関する総務省令（対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令）が改正され，急速充電設備の全出力の上限が撤廃されることに伴い，本市においても同様の措置を講ずるとともに，喫煙所等における標識について健康増進法においても設置が必要とされていることを踏まえ，標識の設置に係る規定の整備を行うほか，所要の整備を行うため，本条例の一部を改正するものです。

## 取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その<sup>きょう</sup>筐体は、<u>不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) その<sup>きょう</sup>筐体は<u>不燃性の金属材料で造ること。</u></p>

(3)から(5)まで (略)

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)から(10)まで (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)及び(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。

アからエまで (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18)及び(19) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法

(3)から(5)まで (略)

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)から(10)まで (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)及び(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

アからエまで (略)

(17)及び(18) (略)

2 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法

(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第 23 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の消防長が指定する場所(同項第 3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならない。

5 第 3 項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保

(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第 23 条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。

4 第 1 項の消防長が指定する場所(同項第 3 号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない。)

5 前項第 2 号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保

保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 及び 7 (略)

するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 及び 7 (略)

別表第 7 を次のように改める。

#### 別表第 7 削除

##### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の取手市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 1 1 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 2 3 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 7 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 3 3 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 2 3 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 2 3 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第 38 号

### 市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
	終点 (番地先)			最小 (m)
1-4751 号線	井野字下沼 3515 番 5	33.30		9.69
	井野字下沼 3517 番 2			5.00

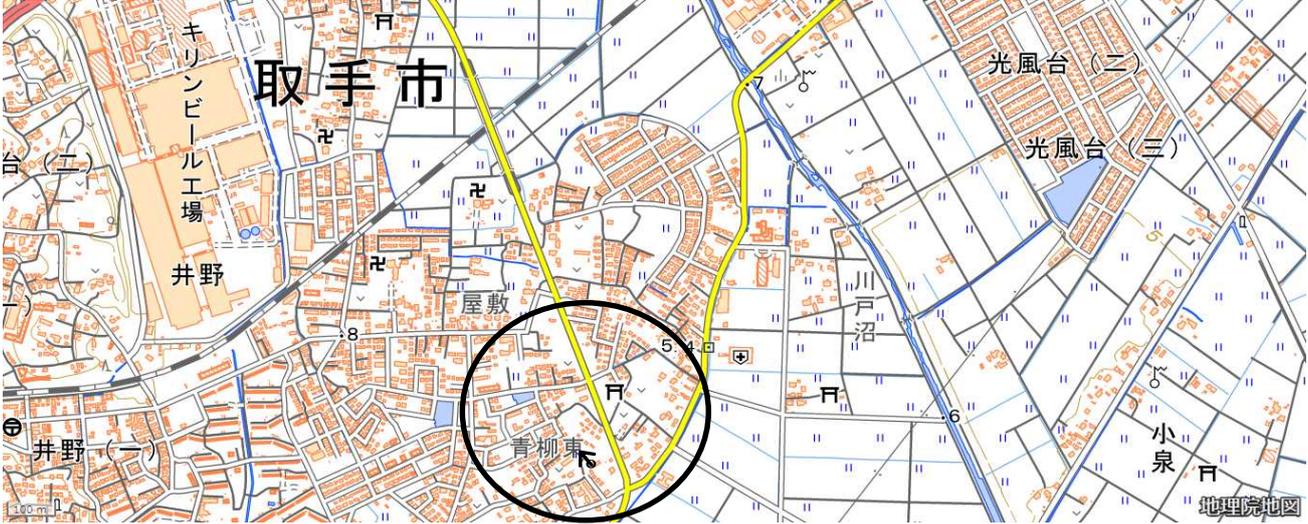
令和 5 年 6 月 8 日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

# 位置図



出典：国土地理院

# 認定図



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-4751	33.30m	5.00m～9.69m
起点 ● ・ 終点 →		

## 議案第39号

5 社総交公区第1-1号駅前交通広場整備工事その4請負契約の締結について

5 社総交公区第1-1号駅前交通広場整備工事その4につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の対象  | 5 社総交公区第1-1号駅前交通広場整備工事その4  |
| 2 契約金額   | 金302,940,000円  |
| 3 契約の相手方 | 常総・上田特定建設工事共同企業体<br><br>代表構成員 茨城県神栖市賀2108番地8<br>常総開発工業株式会社<br>代表取締役 石津 正美<br><br>構成員 茨城県取手市井野台五丁目11番20号<br>上田建設株式会社<br>代表取締役 田中 真弓 |
| 4 契約方法   | 一般競争入札   |

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

## 契約についての説明資料

- 1 工事名称 5社総交公区第1-1号駅前交通広場整備工事その4
- 2 工事場所 取手市中央町地内
- 3 工事概要 取手駅北土地区画整理事業の駅前交通広場の整備に当たり、バスシェルター設置工事のほか、上下水道及び電線共同溝の敷設工事等を行うものです。  
  
バスシェルター設置 208㎡  
上水道布設 64m  
下水道布設 77m  
電線共同溝敷設 110m
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日  
至 令和5年12月25日
- 5 入札参加業者（3業者）  
常総・上田特定建設工事共同企業体  
オカベ・大竹特定建設工事共同企業体  
株木・赤塚特定建設工事共同企業体

## 入札調書

(単位：円)

件名	5社総交公区第1-1号駅前交通広場整備工事その4		
履行場所	取手市中央町地内	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所財政部管財課内	入札日時	令和5年5月23日 午前9時
予定価格	¥306,977,000	入札書比較価格	¥279,070,000
最低制限価格	¥279,510,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥254,100,000
入札者		入札第1回	
常総・上田特定建設工事共同企業体		¥275,400,000	落札
オカベ・大竹特定建設工事共同企業体		¥276,800,000	
株木・赤塚特定建設工事共同企業体		¥278,000,000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥302,940,000円	請負者 氏名	常総・上田特定建設工事共同 企業体
仮契約 年月日	令和5年5月24日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和5年12月25日

# 施工箇所図

5社総交公区第1-1号駅前交通広場整備工事その4

## 取手駅西口

## A街区

### 駅前広場

凡例	
	既設デッキ
	施工箇所
	区画整理 事業区域

## 議案第40号

### 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第2期）請負契約の締結について

取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第2期）につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の対象 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第2期）
- 2 契約金額 金948,695,000円
- 3 契約の相手方 赤塚・平沢特定建設工事共同企業体  
  
代表構成員 茨城県取手市白山六丁目12番14号  
赤塚工業株式会社  
代表取締役 赤塚 康伸  
  
構成員 茨城県取手市稲507番地1  
株式会社平沢工務店  
代表取締役 平沢 誠
- 4 契約方法 一般競争入札

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

## 契約についての説明資料

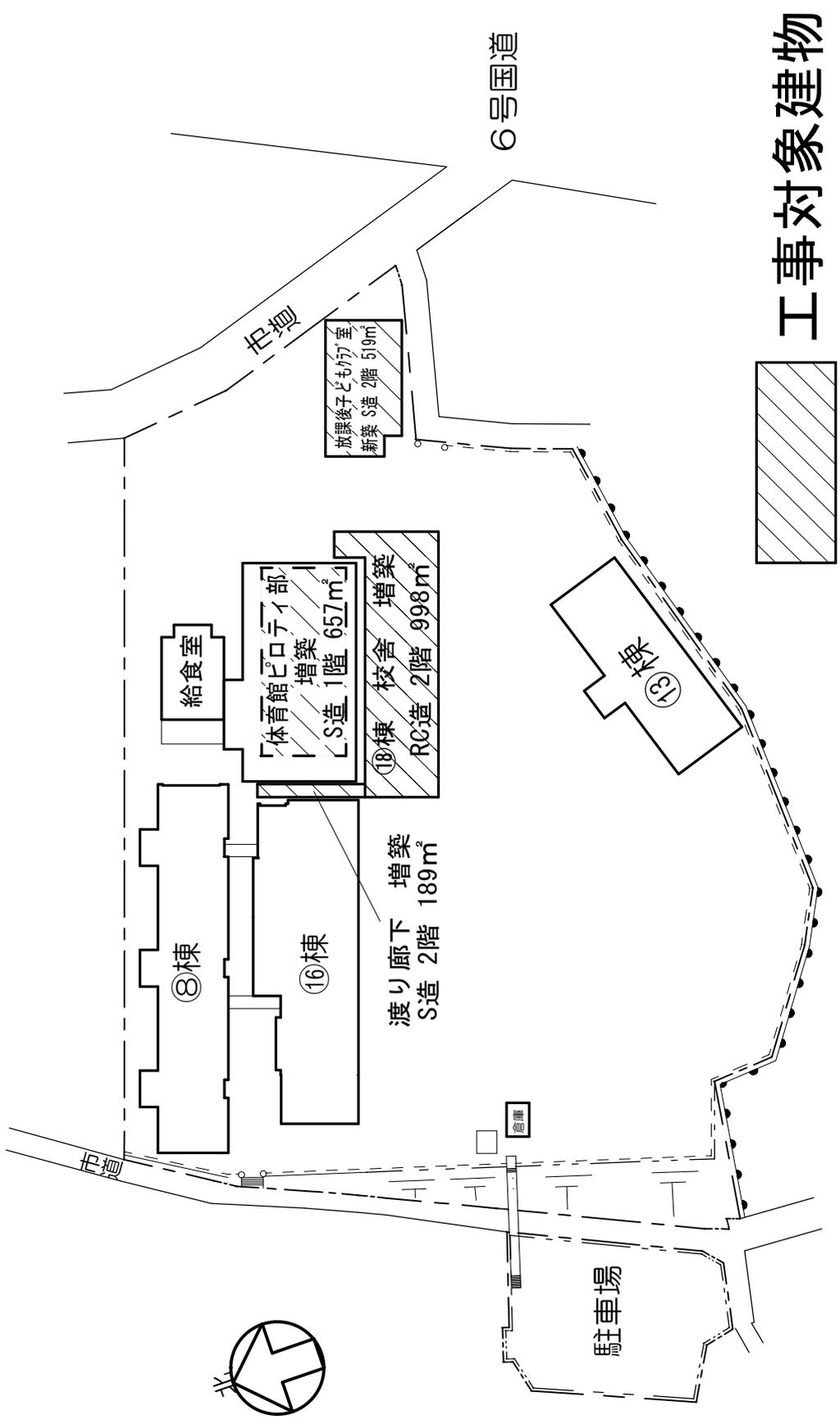
- 1 工事名称 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第2期）
- 2 工事場所 取手市白山二丁目3番18号
- 3 工事概要 白山小学校の校舎等は、昭和30年代から50年代前半に建築され、老朽化が著しいため、構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習内容、学習形態に対応可能な教育環境の整備を令和4年度から令和7年度にかけて行います。第2期工事は、校舎の増築工事及び放課後子どもクラブ室の新築工事等を行うものです。
  - (1) 校舎増築工事
    - ・⑱棟 校舎 R C造 2階 998㎡ 管理諸室及び特別教室の増築
    - ・体育館ピロティ部 S造 1階 657㎡ 特別教室の増築
    - ・渡り廊下 S造 2階 189㎡ 増築
  - (2) 放課後子どもクラブ室新築工事
    - ・放課後子どもクラブ室 S造 2階 519㎡
  - (3) その他
    - ・太陽光発電設備設置（⑱棟）
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日  
至 令和6年3月15日
- 5 入札参加業者（5業者）  
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体  
オカベ・コウキ特定建設工事共同企業体  
常総・大竹特定建設工事共同企業体  
令和・東匠特定建設工事共同企業体  
成島・中央特定建設工事共同企業体

## 入札調書

(単位：円)

件名	取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第2期）		
履行場所	取手市白山二丁目3番18号	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所財政部管財課内	入札日時	令和5年5月23日 午前9時40分
予定価格	¥959,882,000	入札書比較価格	¥872,620,000
最低制限価格	¥883,091,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥802,810,000
入札者		入札第1回	
赤塚・平沢特定建設工事共同企業体		¥862,450,000	落札
オカベ・コウキ特定建設工事共同企業体		¥864,800,000	
常総・大竹特定建設工事共同企業体		¥865,100,000	
令和・東匠特定建設工事共同企業体		¥868,900,000	
成島・中央特定建設工事共同企業体		辞退	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥948,695,000円	請負者 氏名	赤塚・平沢特定建設工事共同 企業体
仮契約 年月日	令和5年5月24日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和6年3月15日

# 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第2期）



## 議案第41号

### 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 財産の内容  | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車                                       |
| 2 取得金額   | 金74,588,920円  |
| 3 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階<br>株式会社モリタ 東京支店<br>支店長 山北 忠司 |
| 4 契約方法   | 指名競争入札  |

令和5年6月8日提出

取手市長 中村 修

## 契約についての説明資料

1 品 名 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野 1 2 6 4 番地 1

3 取得理由

櫛木消防署に配置されている災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、市内全域における火災をはじめとした各種災害に対し、第一線を担う消防車両として運用してきましたが、運用開始から 22 年が経過し、経年劣化が進んでいます。

災害や事故の多様化及び大規模化、さらに地震等による広域災害への対応も求められる状況において、装備の充実を図り、緊急時における迅速確実な消防活動をもって市民の安全を守るため、最新の機能を搭載した車両に更新するものです。

4 設備概要

消防車専用シャシをベースに、四輪駆動により機動性に優れ、車両全体の重量が均等に配分されたことで安定した走行が可能になるとともに、長期使用にも耐えられる構造となっています。また、スペースの有効活用により多くの資機材の積載も可能で、車内座席は空気呼吸器内蔵型座席となっています。

さらに、水量の確保が困難な状況や多量の消火用水による二次被害が懸念される状況において、少量の水で効果的な消防活動を可能にする圧縮空気泡消火装置を搭載するとともに、最新の電動ホースカーを積載することで、隊員の負担軽減と安全が確保され、より迅速確実な消防活動に対応できる車両となっています。

※ 特殊な艤装等ぎそう

- ・圧縮空気泡消火装置
- ・電動ホースカー
- ・空気呼吸器内蔵型座席

5 納入期限 令和 6 年 3 月 27 日

6 入札参加業者（6 業者）

株式会社モリタ

有限会社鈴機

株式会社篠崎ポンプ機械製作所

有限会社カミス総合防災

株式会社土浦消防センター

小池株式会社

## 入 札 調 書

(単位：円)

件 名	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所301会議室	入札日時	令和5年5月17日 午前9時30分
予定価格	¥74,763,030	入札書比較価格	—
入札者		入札第1回	
株式会社モリタ		¥74,588,920	落札
有限会社鈴機		¥75,798,920	
株式会社篠崎ポンプ機械製作所		¥76,018,920	
有限会社カミス総合防災		¥76,238,920	
株式会社土浦消防センター		¥76,513,920	
小池株式会社		¥80,418,920	
契約金額	¥74,588,920 円	請負者 氏 名	株式会社モリタ
仮契約 年月日	令和5年5月17日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和6年3月27日

## 議案第42号

### 消防団ポンプ自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 財産の内容  | 消防団ポンプ自動車   |
| 2 取得金額   | 金21,474,000円  |
| 3 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階<br>株式会社モリタ 東京支店<br>支店長 山北 忠司 |
| 4 契約方法   | 指名競争入札  |

令和5年6月8日提出

取手市長 中村 修

## 契約についての説明資料

1 品 名 消防団ポンプ自動車

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野 1 2 6 4 番地 1

3 取得理由

取手市消防団（第4分団）に配置されている消防ポンプ自動車は、市内における火災をはじめとした各種災害に対し、地域防災を担う車両として運用してきましたが、経年劣化が見られる状況となっています。

複雑多様化する災害への対応が求められている状況において、更なる消防力の充実を図り、円滑な消防団活動をもって市民の安全を守るため、最新の機能を搭載した消防団車両に更新するものです。

4 設備概要

高効率かつ軽量で耐久性を備えたポンプは、メンテナンスフリーで、無給油式であるため環境に配慮されたものです。また、揚水力も強化されているため、一般火災はもとより遠距離送水や水害時の排水作業等にも適した車両となっています。

さらに、従来と比べて容易にホースを収納することができるホースカーや、ホースカーが使用できない地域においてホース延長を容易にし、団員の負担を軽減するホース背負器等の装備を搭載した車両となっています。

※ 特殊なぎそう艀装等

- ・大型無給油式真空ポンプ
- ・安全機能付ポンプ操作装置
- ・加納式ホースカー
- ・ホース背負器

5 納入期限 令和6年3月27日

6 入札参加業者（6業者）

株式会社モリタ

有限会社鈴機

株式会社土浦消防センター

株式会社篠崎ポンプ機械製作所

有限会社カミス総合防災

小池株式会社

## 入 札 調 書

(単位：円)

件 名	消防団ポンプ自動車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所 301 会議室	入札日時	令和5年5月17日 午前9時40分
予定価格	¥21,552,960	入札書比較価格	—
入札者		入札第1回	
株式会社モリタ		¥21,474,000	落札
有限会社鈴機		¥21,782,000	
株式会社土浦消防センター		¥22,200,000	
株式会社篠崎ポンプ機械製作所		¥22,574,000	
有限会社カミス総合防災		¥22,684,000	
小池株式会社		¥23,784,000	
契約金額	¥21,474,000 円	請負者 氏 名	株式会社モリタ
仮契約 年月日	令和5年5月17日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和6年3月27日

議案第43号

令和5年度取手市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度取手市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502,072千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,544,396千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

取手市長 中村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,930,368	496,623	6,426,991
	1 国庫負担金	5,265,666	241,530	5,507,196
	2 国庫補助金	642,494	255,093	897,587
16 県支出金		2,651,604	5,376	2,656,980
	2 県補助金	609,838	5,376	615,214
21 諸収入		754,665	73	754,738
	6 雑入	584,455	73	584,528
歳入合計		41,042,324	502,072	41,544,396

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,787,533	502,072	2,289,605
	1 保健衛生費	1,172,217	502,072	1,674,289
歳出合計		41,042,324	502,072	41,544,396

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,930,368	496,623	6,426,991
16 県支出金	2,651,604	5,376	2,656,980
21 諸収入	754,665	73	754,738
歳入合計	41,042,324	502,072	41,544,396

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1,787,533	502,072	2,289,605	501,999		73	
歳出合計	41,042,324	502,072	41,544,396	501,999		73	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	1,294	241,530	242,824	3 予 防 費 負 担 金	241,530	・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 241,530
計	5,265,666	241,530	5,507,196			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	82,550	255,093	337,643	2 予 防 費 補 助 金	255,093	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 費補助金 255,093
計	642,494	255,093	897,587			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	21,930	5,376	27,306	1 保 健 衛 生 費 補 助 金	5,376	・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 補助金 5,376
計	609,838	5,376	615,214			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	160,732	73	160,805	6 衛 生 費 雑 入	73	・雇用保険料本人負担分 73 増
計	584,455	73	584,528			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 予防費	502,072 (349,425) (851,497)	496,623 国庫支出金 5,376 県支出金 501,999		73 諸収入 73				
					1 報酬	10,983	20 予防接種に要する経費 502,072 増	
					3 職員手当等	19,497	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 502,072	
					4 共済費	1,403		
					7 報償費	594	報酬 (10,983)	
					8 旅費	508		
					1 費用弁償	508	・会計年度任用職員報酬 10,983	
					10 需用費	7,069	職員手当等 (19,497)	
					1 消耗品費	4,435	時間外勤務手当 18,870	
					2 燃料費	71	期末手当 127	
					3 食糧費	311	管理職員特別勤務手当 500	
					4 印刷製本費	452	共済費 (1,403)	
					5 光熱水費	1,800	共済組合負担金 44	
					11 役務費	16,811	雇用保険料 181	
					1 通信運搬費	12,411	厚生年金保険料 1,134	
					4 手数料	4,400	子ども・子育て拠出金 44	
					12 委託料	367,848	報償費 (594)	
					13 使用料及び賃借料	4,623	・予防接種健康被害調査委員会謝礼 115	
					18 負担金、補助及び交付金	72,736	・集団接種医療従事者謝礼 479	
							旅費 (508)	
							費用弁償 508	
							需用費 (7,069)	
							消耗品費 4,435	
							燃料費 71	
							食糧費 311	
							印刷製本費 452	
							光熱水費 1,800	

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他			
2 予 防 費							役務費 ( 16,811 ) 通信運搬費 12,411 手数料 4,400 委託料 ( 367,848 ) ・新型コロナウイルスワクチン接種予約システムサポート管理委託料 462 ・予防接種委託料 185,715 ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業従事者派遣委託料 31,845 ・新型コロナウイルスワクチン接種券作成委託料 6,164 ・コールセンター業務委託料 73,884 ・新型コロナウイルスワクチン接種システム改修委託料 1,078 ・ワクチン移送委託料 640 ・接種会場設営委託料 7,225 ・新型コロナウイルスワクチン接種医療廃棄物収集運搬処理業務委託料 618 ・集団・巡回予防接種委託料 54,718 ・交通整理業務委託料 4,685 ・新型コロナウイルスワクチン接種通信システム支援業務委託料 814 使用料及び賃借料 ( 4,623 ) ・複合機使用料 2,623 ・接種会場借上料 2,000 負担金、補助及び交付金 ( 72,736 ) ・時間外休日集団接種医療従事者派遣協力金 5,376 ・医療機関での個別接種促進支援金 67,360

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	502,072 (1,172,217) (1,674,289)	501,999		73				
款計	502,072 (1,787,533) (2,289,605)	501,999		73				
歳出合計	502,072 (41,042,324) (41,544,396)	501,999		73				

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(869) 738	923,570	2,889,957	2,658,012	6,471,539	1,108,153	7,579,692	
補 正 後	(869) 738	934,553	2,889,957	2,677,509	6,502,019	1,109,556	7,611,575	
比 較		10,983		19,497	30,480	1,403	31,883	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	184,522	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	203,392	38,400
	比 較						18,870	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	734,993	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,146
	補 正 後	735,120	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
	比 較	127						500

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(92) 738		2,889,957	2,594,379	5,484,336	1,017,064	6,501,400	
補 正 後	(92) 738		2,889,957	2,613,749	5,503,706	1,017,064	6,520,770	
比 較				19,370	19,370		19,370	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	184,522	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	203,392	38,400
	比 較						18,870	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,146
	補 正 後	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
	比 較							500

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(777)	923,570		63,633	987,203	91,089	1,078,292	
補 正 後	(777)	934,553		63,760	998,313	92,492	1,090,805	
比 較		10,983		127	11,110	1,403	12,513	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	63,633						
	補 正 後	63,760						
	比 較	127						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明		備 考
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	19,497	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	19,497	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	127 千円 500
			18,870			

議案第 4 4 号

令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 0 3, 6 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2, 4 4 8, 0 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 8 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,426,991	30,013	6,457,004
	2 国庫補助金	897,587	30,013	927,600
16 県支出金		2,656,980	9,470	2,666,450
	2 県補助金	615,214	8,050	623,264
	3 県委託金	182,079	1,420	183,499
19 繰入金		1,944,918	276,717	2,221,635
	2 基金繰入金	1,938,111	276,717	2,214,828
21 諸収入		754,738	14,690	769,428
	6 雑入	584,528	14,690	599,218
22 市債		1,986,400	572,400	2,558,800
	1 市債	1,986,400	572,400	2,558,800
23 自動車取得税交付金			319	319
	1 自動車取得税交付金		319	319
歳入	合計	41,544,396	903,609	42,448,005

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		7,773,380	319,352	8,092,732
	1 総 務 管 理 費	6,895,189	317,098	7,212,287
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,093	2,254	271,347
3 民 生 費		16,102,010	27,221	16,129,231
	1 社 会 福 祉 費	7,515,792	1,496	7,517,288
	2 児 童 福 祉 費	6,202,848	24,229	6,227,077
	3 生 活 保 護 費	2,383,097	1,496	2,384,593
6 商 工 費		347,958	3,900	351,858
	1 商 工 費	347,958	3,900	351,858
7 土 木 費		4,458,036	451,027	4,909,063
	2 道 路 橋 り よ う 費	642,392	360,438	1,002,830
	3 都 市 計 画 費	3,599,894	76,593	3,676,487
	4 住 宅 費	80,455	13,996	94,451
9 教 育 費		3,877,778	102,109	3,979,887
	2 小 学 校 費	864,428	2,321	866,749
	3 中 学 校 費	449,977	3,500	453,477
	5 社 会 教 育 費	1,165,163	65,276	1,230,439
	6 保 健 体 育 費	520,924	31,012	551,936
歳 出 合 計		41,544,396	903,609	42,448,005

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
事務用ノートパソコン使用料 (令和5年度)	令和 5年度から 令和10年度まで	10,858
キャッシュレス決済導入業務委託	令和 5年度から 令和 7年度まで	0
暗証番号入力用タッチモニター使用料	令和 5年度から 令和 8年度まで	138
第三期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	令和 5年度から 令和 6年度まで	3,124

## 第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市排水路整備事業	6,100	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内	30年以内  政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公共施設等除却事業	9,000			
認定こども園整備事業	5,800			
脱炭素化推進事業	99,000			

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道整備事業	11,900	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内	30年以内	22,300	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内	30年以内
合併特例債	1,511,800		(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。)	1,953,900		(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,426,991	30,013	6,457,004
16 県支出金	2,656,980	9,470	2,666,450
19 繰入金	1,944,918	276,717	2,221,635
21 諸収入	754,738	14,690	769,428
22 市債	1,986,400	572,400	2,558,800
23 自動車取得税交付金		319	319
歳入合計	41,544,396	903,609	42,448,005

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,773,380	319,352	8,092,732	14,772	99,000	20,650	184,930
3 民生費	16,102,010	27,221	16,129,231	16,842	5,800		4,579
6 商工費	347,958	3,900	351,858			2,730	1,170
7 土木費	4,458,036	451,027	4,909,063		396,900	4,170	49,957
9 教育費	3,877,778	102,109	3,979,887	7,869	70,700	21,630	1,910
歳出合計	41,544,396	903,609	42,448,005	39,483	572,400	49,180	242,546

## 2 歳 入

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	45,725	6,772	52,497	1 総 務 費 補 助 金	6,772	・個人番号カード交付事務費補助金 2,254 増 ・デジタル田園都市国家構想交付金 4,518
2 民生費国庫補助金	183,786	16,842	200,628	1 社会福祉費補助金	2,244	・中国残留邦人支援給付システム整備費補助金 1,496 ・生活保護システム改修業務補助金 748
				2 児童福祉費補助金	14,598	・就学前教育・保育施設整備交付金 14,598
6 教育費国庫補助金	119,283	6,399	125,682	6 社会教育費補助金	6,349	・文化芸術振興費補助金 6,349
				7 保健体育費補助金	50	・地方スポーツ振興費補助金 50
計	897,587	30,013	927,600			

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	1,200	8,000	9,200	1 総務管理費補助金	8,000	・地域少子化対策重点推進交付金 8,000
7 教育費県補助金	115,440	50	115,490	6 保 健 体 育 費 補 助 金	50	・地方スポーツ振興費補助金 50
計	615,214	8,050	623,264			

## (款) 16 県支出金

## (項) 3 県委託金

5 教育費県委託金	0	1,420	1,420	1 保健体育費県委託金	1,420	・運動部活動地域移行実証事業再々委託料 1,420
計	182,079	1,420	183,499			

## (款) 19 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	600,000	242,227	842,227	1 財政調整基金繰入金	242,227	・財政調整基金繰入金 242,227 増
4 公共施設整備基金繰入金	29,046	26,530	55,576	1 公共施設整備基金繰入金	26,530	・公共施設整備基金繰入金 26,530 増
5 学校施設整備基金繰入金	10,180	5,230	15,410	1 学校施設整備基金繰入金	5,230	・学校施設整備基金繰入金 5,230 増
6 ふるさと取手応援基金繰入金	1,126,662	2,730	1,129,392	1 ふるさと取手応援基金繰入金	2,730	・ふるさと取手応援基金繰入金 2,730 増
計	1,938,111	276,717	2,214,828			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入	160,805	14,690	175,495	4 総務費雑入	9,650	・専従職員に係る共済費 1,500 ・利根川水系県南水防事務組合派遣事務費 6,150 ・移住・定住・交流推進支援事業助成金 2,000
				11 教育費雑入	5,040	・コミュニティ助成事業助成金（地域の芸術環境づくり） 5,000 ・地域運動部活動参加保険料（本人負担分） 40
計	584,528	14,690	599,218			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

2 土木債	36,400	16,500	52,900	1 市道整備事業債	10,400	・市道整備事業債 10,400 増
				3 都市計画事業債	6,100	・都市排水路整備事業債 6,100
5 合併特例債	1,511,800	442,100	1,953,900	1 合併特例債	442,100	・合併特例債 442,100 増
6 公共施設等適正管理推進事業債	22,500	9,000	31,500	3 公共施設等除却債	9,000	・公共施設等除却債 9,000
8 民生債	0	5,800	5,800	1 児童福祉施設整備事業債	5,800	・認定こども園整備事業債 5,800
12 脱炭素化推進事業債	0	99,000	99,000	1 脱炭素化推進事業債	99,000	・脱炭素化推進事業債 99,000
計	1,986,400	572,400	2,558,800			

(款) 23 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	0	319	319	1 自動車取得税交付金	319	・自動車取得税交付金 319
計	0	319	319			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	0 (1,454,693) (1,454,693)			7,650 諸収入	△7,650			2 一般職人件費	
				7,650	△7,650			財源充当の変更	
6 財産管理費	110,000 (241,966) (351,966)		99,000	11,000 繰入金					
			99,000	11,000		14 工事請負費	110,000	20 庁舎の管理に要する経費	110,000 増
								工事請負費 ・ 取手庁舎照明器具LED化工事	(110,000) 110,000
7 企画費	14,824 (19,183) (34,007)	8,000 県支出金		2,000 諸収入	4,824				
					770	10 需用費	54	7 シティプロモーションに要する経費	770 増
						4 印刷製本費	54	委託料	(770 増)
						11 役務費	1,000	・ シティプロモーションサイト更新業務委託料	770
						3 広告料	1,000		
		8,000			4,054	12 委託料	1,770	39 結婚新生活支援事業に要する経費	12,054
						18 負担金、補助及び交付金	12,000	需用費	(54)
								印刷製本費	54
								負担金、補助及び交付金	(12,000)
								・ 結婚新生活支援事業補助金	12,000

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
7 企画費				2,000			40 移住推進事業に要する経費 2,000	
							役員費 (1,000) 広告料 1,000 委託料 (1,000) ・移住・定住・交流推進事業管理委託料 1,000	
8 電算組織 管理費	10,674 (421,303) (431,977)	4,518 国庫支出金			6,156			
		4,518			6,156	11 役員費 713	20 電算・OA化等に要する経費 10,674 増	
						4 手数料 713		
						12 委託料 8,974	役員費 (713 増)	
						13 使用料及び 賃借料 987	手数料 713 委託料 (8,974 増) ・キャッシュレス決済導入業務委託料 8,974 使用料及び賃借料 (987 増) ・事務用パソコン使用料 987 増	
15 諸費	181,600 (1,256,048) (1,437,648)				181,600			
					181,600	22 償還金、 利子及び 割引料	33 過年度国庫支出金等過誤納返還金 181,600 増	
							償還金、利子及び割引料 (181,600 増) ・過年度国県支出金等過誤納返還金 181,600 増	
項計	317,098 (6,895,189) (7,212,287)	12,518	99,000	20,650	184,930			

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	2,254 (269,003) (271,257)	2,254 国庫支出金 31						5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 31 増
								3 職員手当等 140 4 共済費 319 8 旅費 90 1 費用弁償 90
		2,223						22 個人番号事務に要する経費 2,223 増
								13 使用料及び賃借料 31 報酬 (1,674 増) ・会計年度任用職員報酬 1,674 増 職員手当等 (140 増) 期末手当 140 増 共済費 (319 増) 共済組合負担金 112 増 雇用保険料 26 増 厚生年金保険料 174 増 子ども・子育て拠出金 7 増 旅費 (90 増) 費用弁償 90 増
項計	2,254 (269,093) (271,347)	2,254						
款計	319,352 (7,773,380) (8,092,732)	14,772	99,000	20,650	184,930			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	1,496 (1,244,026) (1,245,522)	1,496 国庫支出金 1,496				12 委託料	1,496	29 中国残留邦人支援事業に要する経費  委託料 (1,496 増) ・中国残留邦人支援給付システム改修委託料 1,496
項 計	1,496 (7,515,792) (7,517,288)	1,496						

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	2,332 (668,027) (670,359)				2,332	12 委託料	2,332	12 子ども・子育て事業に要する経費  委託料 (2,332 増) ・子ども・子育て事業計画ニーズ調査委託料 2,332
3 児 童 入 所 費	21,897 (2,478,178) (2,500,075)	14,598 国庫支出金 14,598	5,800		1,499	18 負担金、 補助及び 交付金	21,897	22 民間保育園運営に要する経費  負担金、補助及び交付金 (21,897 増) ・認定こども園整備費補助金 21,897

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	24,229 (6,202,848) (6,227,077)	14,598	5,800		3,831			

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	1,496 (125,097) (126,593)	748 国庫支出金			748			
		748			748	12 委託料	1,496	5 生活保護事務に要する経費 1,496 増
		748			748			(1) 生活保護事務に関する経費 1,496 増
								委託料 (1,496 増) ・生活保護システム改修委託料 1,496
項計	1,496 (2,383,097) (2,384,593)	748			748			
款計	27,221 (16,102,010) (16,129,231)	16,842	5,800		4,579			

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

2 商工 振興費	3,900 (148,811) (152,711)			2,730 繰入金	1,170			
				2,730	1,170	18 負担金、 補助及び 交付金	3,900	29 空き店舗活用事業に要する経費 3,900 増
								負担金、補助及び交付金 (3,900 増) ・空き店舗活用事業補助金 3,900 増

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	3,900 (347,958) (351,858)			2,730	1,170			
款計	3,900 (347,958) (351,858)			2,730	1,170			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路 橋りょう 総務費	3,913 (147,827) (151,740)				3,913				
					3,913	10 需用費	3,913	21 街路灯の維持管理に要する経費	3,913 増
						6 修繕料	3,913	需用費 修繕料	(3,913 増) 3,913 増
2 道路 維持費	13,981 (351,756) (365,737)		10,400		3,581				
			10,400		3,581	14 工事請負費	13,981	20 道路維持補修に要する経費	13,981 増
								工事請負費 ・道路維持補修工事	(13,981 増) 13,981
3 道路 改良費	342,544 (142,809) (485,353)		325,300		17,244				
			325,300		17,244	11 役務費	16	20 道路改良に要する経費	342,544
						4 手数料	16		
		4,800		271	12 委託料	5,071	(2) 小文間 (市道5148号線)	5,071	

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
3 道路改良費						14 工事請負費	290,029	委託料 ( 5,071 )
						16 公有財産購入費	14,088	・市道改良工事に伴う測量委託料 5,071
			84,600		4,500	21 補償、補填及び賠償	33,340	(16) 井野団地外周道路 (市道0115号線他) 89,100
								工事請負費 ( 89,100 ) ・市道改良工事 89,100
			21,200		1,156			(31) 戸頭新屋敷 (市道2241号線他) 22,356
								役務費 ( 16 ) 手数料 16 補償、補填及び賠償金 ( 22,340 ) ・市道改良工事に伴う物件移転補償費 22,340
		64,600		3,408			(40) 井野台四丁目 (市道3276号線他) 68,008	
							工事請負費 ( 63,008 ) ・市道改良工事 63,008 補償、補填及び賠償金 ( 5,000 ) ・市道改良工事に伴う電柱移設補償費 5,000	
		150,100		7,909			(42) 米ノ井弁才天 (市道0203号線) 158,009	
							工事請負費 ( 137,921 ) ・市道改良工事 137,921 公有財産購入費 ( 14,088 ) ・市道改良工事に伴う用地代 14,088 補償、補填及び賠償金 ( 6,000 ) ・市道改良工事に伴う電柱移設補償費 6,000	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	360,438 (642,392) (1,002,830)		335,700		24,738			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	4,642 (813,460) (818,102)			4,170 繰入金	472				
				4,170	472	14 工事請負費	4,642	7 分庁舎の管理に要する経費	4,642 増
								工事請負費 ・分庁舎非常用階段改修工事	(4,642) 4,642
5 都市 排水費	71,951 (80,594) (152,545)		52,200		19,751				
			52,200		19,751	12 委託料	23,342	27 都市排水整備に要する経費	71,951 増
			46,100		2,509	14 工事請負費	48,609	(20) 稲雨水幹線	48,609
			6,100		2,161			工事請負費 ・都市排水工事	(48,609) 48,609
								(56) 藤代地区雨水排水	8,261
				15,081			委託料 ・実施設計委託料	(8,261) 8,261	
							(74) 下高井水砂雨水排水	15,081	

## (款) 7 土木費

## (項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
5 都市排水費								委託料 ( 15,081 ) ・基本設計委託料 15,081
項計	76,593 ( 3,599,894 ) ( 3,676,487 )		52,200	4,170	20,223			

## (款) 7 土木費

## (項) 4 住宅費

1 住宅管理費	13,996 ( 80,455 ) ( 94,451 )		9,000		4,996				
			9,000		4,996	12 委託料	3,942	20 市営住宅管理に要する経費	13,996 増
						14 工事請負費	10,054	委託料 ( 3,942 増 ) ・敷地測量業務委託料 3,942 工事請負費 ( 10,054 ) ・市営住宅解体工事 10,054	
項計	13,996 ( 80,455 ) ( 94,451 )		9,000		4,996				
款計	451,027 ( 4,458,036 ) ( 4,909,063 )		396,900	4,170	49,957				

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

3 学校建設費	2,321 ( 31,455 ) ( 33,776 )			2,080 繰入金	241				
				2,080	241	12 委託料	2,321	21 小学校施設整備に要する経費	2,321 増

(款) 9 教育費 (項) 2 小学校費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
3 学校建設費							委託料 ( 2,321 ) ・バリアフリー改修工事実施設計業務委託料 2,321	
項 計	2,321 ( 864,428 ) ( 866,749 )			2,080	241			

(款) 9 教育費 (項) 3 中学校費

3 学校建設費	3,500 ( 3,423 ) ( 6,923 )			3,150 繰入金	350			
				3,150	350	12 委託料	3,500	20 中学校施設整備に要する経費 3,500 増
								委託料 ( 3,500 ) ・バリアフリー改修工事実施設計業務委託料 3,500
項 計	3,500 ( 449,977 ) ( 453,477 )			3,150	350			

(款) 9 教育費 (項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	12,295 ( 881,708 ) ( 894,003 )	6,349 国庫支出金		5,000 諸収入	946			
					522	10 需用費	522	29 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 522 増
						6 修繕料	522	需用費 ( 522 増 ) 修繕料 522 増
						12 委託料	424	
						18 負担金、補助及び交付金	11,349	33 アートのあるまちづくり推進に要する経費 11,773 増
		6,349		5,000	424			

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費							委託料 (424 増) ・市所蔵美術作品 3D サイト更新業務委託料 424 負担金、補助及び交付金 (11,349 増) ・コミュニティ助成事業助成金 (地域の芸術環境づくり) 5,000 ・文化芸術振興費補助金 6,349	
2 公民館費	52,470 (107,822) (160,292)		49,800	2,670 繰入金				
			49,800	2,670	14 工事請負費	52,470	23 公民館施設整備に要する経費 52,470 増	
							工事請負費 (52,470 増) ・戸頭公民館空調設備改修工事 52,470	
4 文化財 保護費	511 (18,481) (18,992)				511			
					511	18 負担金、補助及び交付金	511 20 文化財保護に要する経費 511 増	
							負担金、補助及び交付金 (511 増) ・文化財関係補助金 511 増	
項計	65,276 (1,165,163) (1,230,439)	6,349	49,800	7,670	1,457			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国県支出金	地方債	その他					
1 保健体育 総務費	564 (65,503) (66,067)	50 国庫支出金 1,470 県支出金 1,520		40 諸収入 40	△996 △996	1 報酬 7 報償費 8 旅費 1 費用弁償 10 需用費 1 消耗品費 11 役務費 8 賠償保険料 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金	97 24 中学校運動部活動地域移行事業に要する経費 報酬 ・会計年度任用職員報酬 報償費 ・地域運動部活動指導者謝礼 旅費 費用弁償 需用費 消耗品費 役務費 賠償保険料 使用料及び賃借料 ・地域運動部活動施設利用料 負担金、補助及び交付金 ・要保護及び準要保護生徒地域運動部活動参加負担金	564 増 (97 増) 97 増 (263 増) 263 増 (65 増) 65 増 (260 ) 260 (40 増) 40 増 (125 ) 125 (286 減) 286 減	
2 体育 施設費	30,448 (204,579) (235,027)		20,900 20,900	8,690 繰入金 8,690	858 858	12 委託料 14 工事請負費	8,448 22,000	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 委託料 ・下水道接続工事実施設計業務委託料	30,448 増 (8,448 増) 3,465

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
2 体育施設費							<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械室躯体調査業務委託料 4,983</li> <li>工事請負費 ( 22,000 )</li> <li>・エレベーター改修工事 22,000</li> </ul>	
項計	31,012 ( 520,924) ( 551,936)	1,520	20,900	8,730	△138			
款計	102,109 ( 3,877,778) ( 3,979,887)	7,869	70,700	21,630	1,910			
歳出合計	903,609 ( 41,544,396) ( 42,448,005)	39,483	572,400	49,180	242,546			

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(869) 738	934,553	2,889,957	2,677,509	6,502,019	1,109,556	7,611,575	
補 正 後	(870) 738	936,324	2,889,957	2,677,649	6,503,930	1,109,875	7,613,805	
比 較	(1)	1,771		140	1,911	319	2,230	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	203,392	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	203,392	38,400
	比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	735,120	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
	補 正 後	735,260	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
	比 較	140						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(92) 738		2,889,957	2,613,749	5,503,706	1,017,064	6,520,770	
補 正 後	(92) 738		2,889,957	2,613,749	5,503,706	1,017,064	6,520,770	
比 較								

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	203,392	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	203,392	38,400
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
	補 正 後	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(777)	934,553		63,760	998,313	92,492	1,090,805	
補 正 後	(778)	936,324		63,900	1,000,224	92,811	1,093,035	
比 較	(1)	1,771		140	1,911	319	2,230	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	63,760						
	補 正 後	63,900						
	比 較	140						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	140	制度改正に伴う増減分	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分		140	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 5年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
事務用ノートパソコン使用料（ 令和5年度）	10,858			5-10	10,858				10,858
キャッシュレス決済導入業務委 託	0			5- 7					
暗証番号入力用タッチモニター 使用料	138			5- 8	138	138			
第三期子ども・子育て支援事業 計画策定業務委託	3,124			5- 6	3,124				3,124
合 計	14,120				14,120	138			13,982

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末	前年度末	当該年度中増減見込み		当該年度末
	現在高	現在高見込額	当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	現在高見込額
1. 普通債	19,164,501	20,030,869	3,396,100	1,921,800	21,505,169
(1) 総務債	188,592	162,444		16,920	145,524
(2) 民生債	247,572	227,156	5,800	20,416	212,540
(3) 衛生債	6,350	9,980	10,100	1,270	18,810
(4) 農林水産業債	180,533	163,028	9,900	30,525	142,403
(5) 商工債	37,394	28,316		2,718	25,598
(6) 土木債	1,753,530	1,743,779	184,200	244,649	1,683,330
(7) 消防債	488,574	525,662	72,900	76,262	522,300
(8) 教育債	2,422,924	2,728,957	699,200	217,311	3,210,846
(9) 地域再生事業債	150				
(10) 合併特例債	11,960,666	12,661,425	2,283,500	1,100,324	13,844,601
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	15,626	8,560		7,206	1,354
(12) 災害復旧債	21,052	16,967		4,085	12,882
(13) 緊急防災・減災事業債	917,621	746,791		137,661	609,130
(14) 全国防災事業債	79,737	75,550		4,191	71,359
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	750,100	764,354		43,867	720,487
(16) 緊急自然災害防止対策事業債	2,500	32,300		135	32,165
(17) 公共施設等適正管理推進事業債	91,580	135,600	31,500	14,260	152,840
(18) 脱炭素化事業債			99,000		99,000
2. 減税補てん債	259,500	172,339		69,824	102,515
3. 臨時財政対策債	22,630,927	21,347,449	300,000	1,803,069	19,844,380
4. 減収補てん債	1,602,960	1,256,476		346,484	909,992
5. 調整債	185,060	174,720		10,080	164,640
6. 退職手当債	101,840	67,900		33,940	33,960
7. 災害援護資金貸付債	9,911	6,179		2,895	3,284
合 計	43,954,699	43,055,932	3,696,100	4,188,092	42,563,940

議案第45号

令和5年度取手市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度取手市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ681,576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,129,581千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月15日提出

取手市長 中村 修

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,457,004	666,608	7,123,612
	2 国庫補助金	927,600	666,608	1,594,208
18 寄附金		1,200,162	5,000	1,205,162
	1 寄附金	1,200,162	5,000	1,205,162
19 繰入金		2,221,635	9,930	2,231,565
	2 基金繰入金	2,214,828	9,930	2,224,758
21 諸収入		769,428	38	769,466
	6 雑入	599,218	38	599,256
歳入合計		42,448,005	681,576	43,129,581

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		16,129,231	471,048	16,600,279
	1 社 会 福 祉 費	7,517,288	418,519	7,935,807
	2 児 童 福 祉 費	6,227,077	52,529	6,279,606
4 衛 生 費		2,289,605	51,806	2,341,411
	1 保 健 衛 生 費	1,674,289	51,806	1,726,095
5 農 林 水 産 業 費		273,681	42,059	315,740
	1 農 業 費	273,681	42,059	315,740
6 商 工 費		351,858	43,115	394,973
	1 商 工 費	351,858	43,115	394,973
7 土 木 費		4,909,063	20,000	4,929,063
	3 都 市 計 画 費	3,676,487	20,000	3,696,487
9 教 育 費		3,979,887	53,548	4,033,435
	2 小 学 校 費	866,749	22,382	889,131
	3 中 学 校 費	453,477	12,709	466,186
	5 社 会 教 育 費	1,230,439	5,000	1,235,439
	6 保 健 体 育 費	551,936	13,457	565,393
歳 出 合 計		42,448,005	681,576	43,129,581

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,457,004	666,608	7,123,612
18 寄附金	1,200,162	5,000	1,205,162
19 繰入金	2,221,635	9,930	2,231,565
21 諸収入	769,428	38	769,466
歳入合計	42,448,005	681,576	43,129,581

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	16,129,231	471,048	16,600,279	468,819		38	2,191
4 衛生費	2,289,605	51,806	2,341,411	49,644			2,162
5 農林水産業費	273,681	42,059	315,740	40,305			1,754
6 商工費	351,858	43,115	394,973	41,317			1,798
7 土木費	4,909,063	20,000	4,929,063	20,000			
9 教育費	3,979,887	53,548	4,033,435	46,523		5,000	2,025
歳出合計	42,448,005	681,576	43,129,581	666,608		5,038	9,930

## 2 歳 入

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	52,497	666,608	719,105	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	666,608	・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 281,127 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠分） 385,481
計	927,600	666,608	1,594,208			

## (款) 18 寄附金

## (項) 1 寄附金

2 総務費寄附金	1,200,100	5,000	1,205,100	1 総務費寄附金	5,000	・企業版ふるさと納税寄附金 5,000
計	1,200,162	5,000	1,205,162			

## (款) 19 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	842,227	9,930	852,157	1 財政調整基金繰入金	9,930	・財政調整基金繰入金 9,930 増
計	2,214,828	9,930	2,224,758			

## (款) 21 諸収入

## (項) 6 雑入

5 雑 入	175,495	38	175,533	5 民生費雑入	38	・雇用保険料本人負担分 38 増
計	599,218	38	599,256			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	385,519	385,481		38				
	(1,245,522)	国庫支出金		諸収入				
	(1,631,041)	385,481		38		1 報酬	5,156	
						3 職員手当等	2,574	60 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付 事業に要する経費
						4 共済費	1,077	385,519
						8 旅費	413	報酬 ( 5,156 )
						1 費用弁償	413	・会計年度任用職員報酬 5,156
						10 需用費	808	職員手当等 ( 2,574 )
						1 消耗品費	550	時間外勤務手当 1,800
						4 印刷製本費	258	期末手当 774
						11 役務費	4,959	共済費 ( 1,077 )
						1 通信運搬費	3,613	共済組合負担金 387
						4 手数料	1,346	雇用保険料 99
						12 委託料	3,300	厚生年金保険料 568
						13 使用料及び賃借料	1,232	子ども・子育て拠出金 23
						18 負担金、補助及び交付金	366,000	旅費 ( 413 )
							費用弁償 413	
							需用費 ( 808 )	
							消耗品費 550	
							印刷製本費 258	
							役務費 ( 4,959 )	
							通信運搬費 3,613	
							手数料 1,346	
							委託料 ( 3,300 )	
							・給付金システム処理業務委託料 3,300	
							使用料及び賃借料 ( 1,232 )	
							・パソコン使用料 1,232	
							負担金、補助及び交付金 ( 366,000 )	

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費							・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 366,000	
2 障害者 福祉費	10,400 (2,217,183) (2,227,583)	10,400				18 負担金、 補助及び 交付金	10,400	33 自立支援に要する経費 10,400 増
		10,400						(7) 障害者福祉施設等物価高騰対策支援事業に関する 経費 10,400
								負担金、補助及び交付金 (10,400) ・障害者福祉施設等物価高騰対策支援金 10,400
3 老人 福祉費	22,600 (3,412,748) (3,435,348)	22,600				18 負担金、 補助及び 交付金	22,600	64 介護保険施設整備に要する経費 22,600
		22,600						(3) 高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業に関する 経費 22,600
								負担金、補助及び交付金 (22,600) ・高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金 22,600
項 計	418,519 (7,517,288) (7,935,807)	418,481		38				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
3 児童 入所費	45,683 (2,500,075) (2,545,758)	43,778			1,905	18 負担金、 補助及び 交付金	45,683	22 民間保育園運営に要する経費	45,683 増
		43,778			1,905			(3) 民間保育園等物価高騰負担軽減事業に関する経費	45,683
		43,778			1,905			負担金、補助及び交付金	(45,683)
								・民間保育園等食材料費補助金	22,277
						・民間保育園等物価高騰対策支援金	23,406		
4 保育所費	6,846 (1,211,732) (1,218,578)	6,560			286	10 需用費  7 賄材料 費	6,846	20 保育所の管理運営に要する経費	6,846 増
		6,560			286			(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費	6,846
		6,560			286			需用費	(6,846)
								賄材料費	6,846
項計	52,529 (6,227,077) (6,279,606)	50,338			2,191				
款計	471,048 (16,129,231) (16,600,279)	468,819		38	2,191				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
6 環境衛生費	51,806 (76,840) (128,646)	49,644 国庫支出金 49,644			2,162			
		49,644			2,162	1 報酬	1,081	38 地球温暖化対策の推進に要する経費
						3 職員手当等	320	
		49,644			2,162	8 旅費	39	(2) 省エネ家電買換え補助事業に関する経費
						1 費用弁償	39	
						10 需用費	198	報酬 (1,081)
						1 消耗品費	198	・会計年度任用職員報酬 1,081
						11 役務費	168	職員手当等 (320)
						1 通信運搬費	168	時間外勤務手当 320
						18 負担金、補助及び交付金	50,000	旅費 (39)
								費用弁償 39
								需用費 (198)
								消耗品費 198
								役務費 (168)
								通信運搬費 168
								負担金、補助及び交付金 (50,000)
								・省エネ家電買換え補助金 50,000
項計	51,806 (1,674,289) (1,726,095)	49,644			2,162			
款計	51,806 (2,289,605) (2,341,411)	49,644			2,162			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明				
		特定財源			一般財源	区分		金額			
		国庫支出金	地方債	その他							
3 農業振興費	42,059 (117,759) (159,818)	40,305 国庫支出金 40,305			1,754						
		40,305			1,754	1 報酬	1,200	20 農業振興に要する経費	42,059 増		
		40,305			1,754	8 旅費	66	(3) 物価高騰に係る生産販売農家補助金に関する経費	42,059		
						1 費用弁償	66				
						10 需用費	20			報酬	(1,200)
						1 消耗品費	20			・会計年度任用職員報酬	1,200
						11 役務費	73			旅費	(66)
						1 通信運搬費	73			費用弁償	66
						18 負担金、補助及び交付金	40,700			需用費	(20)
								消耗品費	20		
								役務費	(73)		
								通信運搬費	73		
								負担金、補助及び交付金	(40,700)		
								・生産販売農家緊急補助金	40,700		
項計	42,059 (273,681) (315,740)	40,305			1,754						
款計	42,059 (273,681) (315,740)	40,305			1,754						

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	43,115 (152,711) (195,826)	41,317 国庫支出金 41,317			1,798				
		41,317			1,798	1 報酬	1,856	20 商工業振興助成に要する経費	43,115 増

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
2 商工振興費		41,317			1,798	3 職員手当等	1,103	(6) 運送事業者等事業継続支援金給付事業に関する経費	43,115
						8 旅費	144	報酬	( 1,856 )
						1 費用弁償	144	・会計年度任用職員報酬	1,856
						10 需用費	352	職員手当等	( 1,103 )
						1 消耗品費	352	時間外勤務手当	1,103
						11 役務費	60	旅費	( 144 )
						1 通信運搬費	60	費用弁償	144
						18 負担金、補助及び交付金	39,600	需用費	( 352 )
								消耗品費	352
								役務費	( 60 )
								通信運搬費	60
								負担金、補助及び交付金	( 39,600 )
								・運送事業者等事業継続支援金	39,600
項計	43,115 ( 351,858 ) ( 394,973 )	41,317			1,798				
款計	43,115 ( 351,858 ) ( 394,973 )	41,317			1,798				

## (款) 7 土木費

## (項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	20,000 ( 818,102 ) ( 838,102 )	20,000 国庫支出金							
		20,000				18 負担金、補助及び交付金	20,000	25 都市交通政策の推進に要する経費	20,000 増
		20,000						(3) 物価高騰に伴う交通事業者支援事業に関する経費	20,000

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費							負担金、補助及び交付金 ( 20,000 ) ・地域公共交通等支援事業補助金 20,000	
項 計	20,000 ( 3,676,487 ) ( 3,696,487 )	20,000						
款 計	20,000 ( 4,909,063 ) ( 4,929,063 )	20,000						

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

2 教育 振興費	2,254 ( 91,558 ) ( 93,812 )	2,160			94			
		2,160			94	11 役務費	370	23 要保護・準要保護児童就学奨励費 2,254 増
		2,160			94	1 通信運搬費	370	(3) 物価高騰に伴う課題図書等給付事業に関する経費 2,254
						19 扶助費	1,884	役務費 ( 370 ) 通信運搬費 370 扶助費 ( 1,884 ) ・要保護及び準要保護児童給付用図書 1,884
4 学校 給食費	20,128 ( 362,756 ) ( 382,884 )	19,288			840			
		19,288			840	10 需用費	20,128	20 給食運営に要する経費 20,128 増
		19,288			840	7 賄材料費	20,128	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 20,128

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 学校給食費							需用費 賄材料費 ( 20,128 ) 20,128	
項 計	22,382 ( 866,749 ) ( 889,131 )	21,448			934			

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

2 教育振興費	1,503 ( 98,324 ) ( 99,827 )	1,440 国庫支出金			63			
		1,440			63	11 役務費	223	23 要保護・準要保護生徒就学奨励費 1,503 増
		1,440			63	1 通信運搬費	223	(3) 物価高騰に伴う課題図書等給付事業に関する経費 1,503
						19 扶助費	1,280	役務費 ( 223 ) 通信運搬費 223 扶助費 ( 1,280 ) ・要保護及び準要保護生徒給付用図書 1,280
4 学校給食費	11,206 ( 181,530 ) ( 192,736 )	10,739 国庫支出金			467			
		10,739			467	10 需用費	11,206	20 給食運営に要する経費 11,206 増
		10,739			467	7 賄材料費	11,206	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 11,206
								需用費 ( 11,206 ) 賄材料費 11,206

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	12,709 (453,477) (466,186)	12,179			530			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	5,000 (894,003) (899,003)			5,000 寄附金				
				5,000	12 委託料	5,000	33 アートのあるまちづくり推進に要する経費	5,000 増
							委託料 ・ 取手駅西口駅前交通広場時計塔制作業務委託料	(5,000 増) 5,000
項計	5,000 (1,230,439) (1,235,439)			5,000				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3 学校給食 センター 費	13,457 (250,842) (264,299)	12,896 国庫支出金			561			
		12,896			561	10 需用費	13,457	20 給食センター運営に要する経費
		12,896			561	7 賄材料費	13,457	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費
								需用費 賄材料費
								(13,457) 13,457

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	13,457 (551,936) (565,393)	12,896			561			
款計	53,548 (3,979,887) (4,033,435)	46,523		5,000	2,025			
歳出合計	681,576 (42,448,005) (43,129,581)	666,608		5,038	9,930			

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(870) 738	936,324	2,889,957	2,677,649	6,503,930	1,109,875	7,613,805	
補 正 後	(880) 738	945,617	2,889,957	2,681,646	6,517,220	1,110,952	7,628,172	
比 較	(10)	9,293		3,997	13,290	1,077	14,367	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	203,392	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	206,615	38,400
	比 較						3,223	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	735,260	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
	補 正 後	736,034	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
比 較	774							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(92) 738		2,889,957	2,613,749	5,503,706	1,017,064	6,520,770	
補 正 後	(92) 738		2,889,957	2,616,972	5,506,929	1,017,064	6,523,993	
比 較				3,223	3,223		3,223	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	203,392	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	206,615	38,400
	比 較						3,223	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
	補 正 後	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,646
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(778)	936,324		63,900	1,000,224	92,811	1,093,035	
補 正 後	(788)	945,617		64,674	1,010,291	93,888	1,104,179	
比 較	(10)	9,293		774	10,067	1,077	11,144	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	63,900						
	補 正 後	64,674						
	比 較	774						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	3,997	制度改正に伴う増減分		扶養 千円 期末 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 夜間 児童 管理職特勤	
		その他の増減分	3,997	扶養 千円 期末 774 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 3,223 夜間 児童 管理職特勤	

承認第2号

取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第4号

専 決 処 分 書

取手市税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

取手市長 藤 井 信 吾

## 取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までにその徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までにその徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日</p>

数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。

6 から 16 まで（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 32 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第 32 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限（同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 及び 4（略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第 98 条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売

数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 から 16 まで（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 32 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第 32 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限（同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 及び 4（略）

（たばこ税の申告納付の手続）

第 98 条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売

渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2から4まで (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算

渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2から4まで (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算

金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 昭和 57 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 (略)

(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで若しくは第 63 条」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 (略)

2 (略)

3 法附則第 15 条第 14 項に規定する市町村

金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 昭和 57 年度から令和 6 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 (略)

(読替規定)

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 63 条又は第 64 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 63 条若しくは第 64 条」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 (略)

2 (略)

3 法附則第 15 条第 15 項に規定する市町村

の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあっては、2分の1)とする。

- 4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあっては、2分の1)とする。

- 4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 16 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
- 17 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 18 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 19 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 20 法附則第 15 条第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 21 法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 22 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 23 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 24 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。
- 25 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
- 26 (略)
- 27 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。  
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 16 法附則第 15 条第 26 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
- 17 法附則第 15 条第 26 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 18 法附則第 15 条第 26 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 19 法附則第 15 条第 26 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 20 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 21 法附則第 15 条第 33 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 22 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 23 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 24 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。
- 25 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。
- 26 (略)
- 27 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。  
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2 から 11 まで (略)

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐

第 10 条の 3 (略)

2 から 11 まで (略)

12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐

震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

第 15 条の 2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車  
両番号の指定(次項から第 4 項までにお  
いて「初回車両番号指定」という。)を受け  
た月から起算して 14 年を経過した月の属  
する年度以後の年度分の軽自動車税の種  
別割に係る第 82 条の規定の適用につい  
ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同  
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

13 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条  
第 4 項又は第 5 項において準用する場  
合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自  
家用のものに限る。以下この条において同  
じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動  
車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3  
年 12 月 31 日までの間(付則第 15 条の 6  
第 3 項において「特定期間」という。)に  
行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規  
定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割  
を課さない。

第 15 条の 2 の 2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 (略)

2 (略)

3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であつて乗  
用のものに対する第 81 条の 4(第 2 号に係  
る部分に限る。)及び前項の規定の適用に  
ついては、当該軽自動車の取得が特定期間  
に行われたときに限り、これらの規定中「1  
00 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とす  
る。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3  
輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車  
両番号の指定(次項から第 8 項までにお  
いて「初回車両番号指定」という。)を受け  
た月から起算して 14 年を経過した月の属  
する年度以後の年度分の軽自動車税の種  
別割に係る第 82 条の規定の適用につい  
ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同  
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3 輪以上のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 2 号ア(ウ)a	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
第 2 号ア(ウ)b	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げるガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税

日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が</sup>前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

## 2及び3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租

の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車<sup>が</sup>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が</sup>前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

## 2及び3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租

税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び(2) (略)

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の取手市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の取手市税条例付則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第3号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第5号

専 決 処 分 書

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

取手市長 藤井信吾

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>法附則第15条第14項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあつては、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合)</p> <p>6 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 から 16 まで (略)</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17 及び 18 (略)</p> <p>19 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(<u>法附則第15条第15項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあつては、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合)</p> <p>6 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 から 16 まで (略)</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17 及び 18 (略)</p> <p>19 <u>法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、</u></p>

24項, 第27項, 第31項から第35項まで, 第38項, 第39項, 第43項若しくは第46項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

20 (略)

第25項, 第28項, 第32項から第36項まで, 第39項, 第40項若しくは第44項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

20 (略)

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は, 令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に定めるものを除き, この条例による改正後の取手市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は, 令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し, 令和4年度分までの都市計画税については, なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第19項の規定の適用については, 同項中「, 第43項若しくは第46項」とあるのは, 「若しくは第43項」とする。

承認第4号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第6号

専 決 処 分 書

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

取手市長 藤井信吾

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等</p>

の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

## 2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2第1項において同じ。)である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項

の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アからウまで (略)

## 2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項にお

において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

#### 第23条の2 (略)

- 2 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合においては、これらを提示しなければならない。

#### 付 則

- 1 (略)  
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万

いて同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

#### 第23条の2 (略)

- 2 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

#### 付 則

- 1 (略)  
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万

円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の

円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲

金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合に

渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合に

における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得

における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得

又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10 及び 11 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項

又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10 及び 11 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第

中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

15 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和6年3月31日までの間に納期限が定められているものの減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第25条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)及び(2) (略)

16 及び 17 (略)

15 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第25条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)及び(2) (略)

16 及び 17 (略)

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第15項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (適用区分)

2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定(付則第15項を除く。)は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税(同項の規定の適用を受けるものを除く。)については、なお従前の例による。

承認第5号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第7号

専 決 処 分 書

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

取手市長 藤井信吾

## 取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る保険料の減免の特例）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和4年度以前の年度分の<u>保険料であって令和6年3月31日までの間に納期限が定められているもの</u>の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る保険料の減免の特例）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

承認第6号

令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第9号

専 決 処 分 書

令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月14日

取手市長 藤 井 信 吾

## 令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度取手市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,042,324千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,805,112	125,256	5,930,368
	2 国庫補助金	517,238	125,256	642,494
21 諸収入		754,645	20	754,665
	6 雑入	584,435	20	584,455
歳入合計		40,917,048	125,276	41,042,324

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,759,978	13,402	7,773,380
	1 総務管理費	6,881,787	13,402	6,895,189
3 民生費		15,990,136	111,874	16,102,010
	2 児童福祉費	6,090,974	111,874	6,202,848
歳出合計		40,917,048	125,276	41,042,324

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,805,112	125,256	5,930,368
21 諸収入	754,645	20	754,665
歳入合計	40,917,048	125,276	41,042,324

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,759,978	13,402	7,773,380	13,402			
3 民生費	15,990,136	111,874	16,102,010	111,854		20	
歳出合計	40,917,048	125,276	41,042,324	125,256		20	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	32,323	13,402	45,725	1 総 務 費 補 助 金	13,402	・ 個人番号カード交付事務費補助金 13,402 増
2 民生費国庫補助金	71,932	111,854	183,786	2 児 童 福 祉 費 補 助 金	111,854	・ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 （ひとり親世帯分）補助金 55,000 ・ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 （ひとり親世帯分）補助金 3,772 ・ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 （その他世帯分）補助金 50,000 ・ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 （その他世帯分）補助金 3,082
計	517,238	125,256	642,494			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	160,712	20	160,732	5 民 生 費 雑 入	20	・ 雇用保険料本人負担分 20 増
計	584,435	20	584,455			





## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費							時間外勤務手当 521 管理職員特別勤務手当 54 共済費 ( 297 ) 共済組合負担金 107 雇用保険料 27 厚生年金保険料 156 子ども・子育て拠出金 7 旅費 ( 129 ) 費用弁償 129 需用費 ( 266 ) 消耗品費 200 印刷製本費 66 役務費 ( 213 ) 通信運搬費 103 手数料 110 負担金、補助及び交付金 ( 50,000 ) ・子育て世帯への臨時特別給付金(その他世帯分) 50,000	
項計	111,874 ( 6,090,974 ) ( 6,202,848 )	111,854		20				
款計	111,874 ( 15,990,136 ) ( 16,102,010 )	111,854		20				
歳出合計	125,276 ( 40,917,048 ) ( 41,042,324 )	125,256		20				

給 与 費 明 細 書

一 般 職  
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(867) 738	920,346	2,889,957	2,656,862	6,467,165	1,107,559	7,574,724	
補 正 後	(869) 738	923,570	2,889,957	2,658,012	6,471,539	1,108,153	7,579,692	
比 較	(2)	3,224		1,150	4,374	594	4,968	

※ ( ) 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	183,480	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	184,522	38,400
	比 較						1,042	
区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	
補 正 前	734,993	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,038	
補 正 後	734,993	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,146	
比 較							108	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(92) 738		2,889,957	2,593,229	5,483,186	1,017,064	6,500,250	
補 正 後	(92) 738		2,889,957	2,594,379	5,484,336	1,017,064	6,501,400	
比 較				1,150	1,150		1,150	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	183,480	38,400
	補 正 後	69,800	54,100	47,900	109,700	9,580	184,522	38,400
	比 較						1,042	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,038
	補 正 後	671,360	560,278	463,084	337,662	35,000	11,847	1,146
	比 較							108

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(775)	920,346		63,633	983,979	90,495	1,074,474	
補 正 後	(777)	923,570		63,633	987,203	91,089	1,078,292	
比 較	(2)	3,224			3,224	594	3,818	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	63,633						
	補 正 後	63,633						
比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明		備 考
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	1,150	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	1,150	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円     1,042 108

報告第1号

令和4年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書について

令和4年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中村 修

令和4年度取手市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳					
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源				
											国県支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
7	土木費	3	都市計画費	取手駅構内エレベーター 整備事業補助金	283,332,000	106,666,000	8,747,000	115,413,000	90,723,000	24,690,000	24,690,000	1,190,000		23,500,000	

報告第2号

令和4年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和4年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中村 修

令和4年度取手市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
					円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	アルコール検知器購入事業	1,292,000	0						
		電気自動車充電設備設置事業	583,000	0						
3 民生費	1 社会福祉費	取手ウェルネスプラザ感染症対策事業	300,000	300,000		200,000				100,000
		ふれあいの郷空調設備改修事業	140,000,000	140,000,000			133,000,000			7,000,000
	2 児童福祉費	公立保育施設等感染症対策事業	6,700,000	6,700,000		4,050,000				2,650,000
		認定子ども園送迎バス安全装置設置補助事業	2,275,000	2,275,000		2,275,000				
		民間保育園施設整備費補助事業	23,017,000	23,017,000		15,345,000	7,200,000			472,000
		民間保育園等感染症対策事業	16,700,000	16,700,000		9,350,000				7,350,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	60,000,000	60,000,000		59,980,000		20,000		
		乳児家庭訪問等感染症対策事業	600,000	600,000		400,000			200,000	
		出産・子育て応援相談事業	59,680,000	0						
		取手駅東口喫煙所改修事業	13,387,000	13,387,000			10,100,000			3,287,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	1 土木管理費	米ノ井排水施設整備事業	1,543,000	1,503,000			1,100,000		403,000
	2 道路 橋りょう費	歩道橋長寿命化事業	156,484,000	128,404,000		80,027,000	43,500,000		4,877,000
		橋梁長寿命化事業	12,600,000	12,600,000					12,600,000
		井野団地外周道路（市道0115号線他） 道路改良事業	88,400,000	88,400,000			84,000,000		4,400,000
		井野台四丁目（市道3276号線他） 道路改良事業	47,675,000	47,675,000			43,000,000		4,675,000
		駒場三丁目（市道1483号線他） 道路改良事業	29,159,000	27,941,000			25,100,000		2,841,000
		桑原（市道3100号線他） 道路改良事業	20,867,000	20,867,000			18,700,000		2,167,000
		山王（市道4262号線他） 通学路整備事業	50,460,000	50,460,000		22,000,000	17,100,000		11,360,000
		東四丁目（市道4166号線他） 通学路整備事業	10,000,000	10,000,000		5,500,000	4,200,000		300,000
		井野台一丁目（市道4113号線他） 通学路整備事業	5,949,000	5,949,000		3,271,000	2,600,000		78,000
		3 都市計画費	桑原地区整備推進事業	41,404,000	28,050,000				
	地籍調査事業		23,909,000	23,909,000		15,750,000			8,159,000
	都市計画道路3・5・23号 北敷・沼附線整備事業		19,103,000	19,103,000		10,506,000	8,200,000		397,000
	稲雨水幹線整備事業		49,137,000	49,137,000			46,700,000		2,437,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	1 教育総務費	スクールバス安全装置設置事業	495,000	495,000		264,000			231,000
	2 小学校費	小学校遊具安全対策事業	38,000,000	38,000,000		12,118,000	24,000,000		1,882,000
		小学校教育活動体制整備事業	16,650,000	16,650,000		8,325,000			8,325,000
		白山小学校校舎・体育館 長寿命化改良事業	779,356,000	779,356,000		136,898,000	642,300,000		158,000
	3 中学校費	中学校教育活動体制整備事業	7,650,000	7,650,000		3,825,000			3,825,000
	4 幼稚園費	藤代幼稚園感染症対策事業	500,000	500,000		250,000			250,000
	5 社会教育費	放課後子どもクラブ感染症対策事業	3,722,000	3,722,000		2,480,000			1,242,000
計			1,727,597,000	1,623,350,000		392,814,000	1,110,800,000	20,000	119,716,000

報告第3号

令和4年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

令和4年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中村 修

令和4年度取手市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
			円	円	円	円	円	円	円	円	
7	1	土木管理費 北浦川谷中5号橋（仮称）相橋架替負担金	3,670,000		3,670,000		3,670,000		3,400,000	270,000	北浦川谷中5号橋（仮称）相橋架替工事の現場において、不測の事態が発生し、工期内に完了しなかったため
	3	都市計画費 桑原地区整備推進事業	10,005,000		10,005,000		10,005,000			10,005,000	土地区画整理事業の基本設計業務において、関係機関協議に不測の日数を要したため
計			13,675,000		13,675,000		13,675,000		3,400,000	10,275,000	

報告第4号

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中村 修

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地区画整理事業	392,641,000	392,641,000	12,385,000	210,556,000	169,700,000		

報告第 5 号

令和 4 年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに  
令和 5 年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度公益財団法人  
取手市文化事業団決算報告書並びに令和 5 年度公益財団法人取手市文化事業団  
事業計画を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

取手市長 中 村 修



令和4年度

事業報告書  
決算書

自 令和 4年4月 1日  
至 令和 5年3月31日

公益財団法人取手市文化事業団

## 令和4年度公益財団法人取手市文化事業団事業報告書

### 【概要報告】

令和4年度から新たに指定管理者として初年度を迎え、当財団の定款に掲げられた目的をより具現化するため、市民が文化芸術に親しむことができる環境の整備に注力し、幅広い年齢層に対応した事業展開を行いました。子供から大人まで、全ての利用者が文化芸術活動を楽しめるよう取り組み、文化芸術活動の促進を図りました。

施設管理では、市内類似施設及び近隣の文化施設の開館日など社会状況や地域の実情に見合った開館日を設定することで、施設利用者の増加や利便性の向上につながると考え、祝日開館を始めました。

また、公益目的事業の円滑な推進を図るため、企業・営利団体等への施設の貸与や清涼飲料水等の販売、パンダカフェ運営等の収益事業にも力を入れ、市民及び施設利用者の利便性の向上に貢献しました。

### (公益目的事業)

#### 地域文化振興のための芸術・文化活動事業の実施並びに文化施設を管理運営する事業

指定管理者として管理している施設を中心に、広く市民が舞台芸術作品を身近な場所で鑑賞できるように企画実施しました。そのなかでも、取手ジャズフェスティバルは、取手市民だけでなく、県内外から多くの人々が集う交流の場となっております。「音楽あふれるまち」「新たな才能を育てる場」の基盤となることを目指し、取手市受託事業として企画と運営を行いました。

アマチュア公演には市民、社会人及び学生バンドなど、計16組が出演しました。また、2日間で約2,000人の観客が集まり、キッチンカーや屋台が出店して賑わいを取り戻すことができました。

さらに、プロ公演では、実力と集客力のあるミュージシャンと若手を組み合わせた構成で生演奏が楽しめるプログラム内容となりました。

12月には、取手市受託事業として「名誉市民追悼企画ありがとう木内監督」を開催し、募集人数を大幅に上回る申込みをいただきました。

コロナ禍においても、感染症対策をしっかりと行い多くの事業を開催いたしました。

### ア 芸術文化鑑賞機会の提供

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
1	7月19日(火) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 1 取手市受託事業  出演：宇高靖人(ギター) 河上薫(ピアノ)	入場無料(事前申込制)	80名 定員80名
2	8月11日(木・祝) ①10:00 ②14:00	市民会館	映画「名探偵コナン」 ～ハロウィンの花嫁～	大人 前売700円 高校生以下 前売500円 ※友の会は50円引き ※当日は100円増し	①295名 ②174名 合計469名 定員各500名
3	8月21日(日) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 2 取手市受託事業  出演：福永千恵子(箏) 木村萌々子(ピアノ)	入場無料(事前申込制)	80名 定員80名
4	9月24日(土) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 3 新人の部 取手市受託事業  出演：長谷由香(箏) 須田幸誠(ピアノ)	入場無料(事前申込制)	80名 定員80名

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
5	10月 2日 (日) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 4 取手市受託事業  出演：長塚遼 (ピアノ・ヴァイオリン) 細貝潤 (トロンボーン)	入場無料 (事前申込制)	80名 定員80名
6	10月 8日 (土) 16:00	市民会館	SHISHAMOコンサート ワンマンツアー2022秋  女性3人組のロックバンド 出演：SHISHAMO	全席指定 5,500円	876名 定員944名
7	10月10日 (月・祝) 13:30	市民会館	Enjoy jazz  出演：Coccinelle Brass 取手松陽高校吹奏楽部 キングフィッシャーズジャズオーケストラ	入場無料 (事前申込制)	478名 定員995名
8	10月27日 (木) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 5 取手市受託事業  出演：藤沢芳 (ファゴット) 高塚七海 (ピアノ)	入場無料 (事前申込制)	80名 定員80名
9	11月20日 (日) 15:00	市民会館	TSUKEMEN CONCERT the BEST  出演：TAIRIK (ヴァイオリン) SUGURU (ピアノ) KENTA (ヴァイオリン)	全席指定 一般 4,500円 ※友の会は300円引き	368名 定員995名
10	11月26日 (土) 11:00	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 6 取手市受託事業  出演：井上瞭 (ドラム)	入場無料 (事前申込制)	80名 定員80名
11	12月 9日 (金) 13:30	市民会館	神田伯山 独演会  出演：神田伯山	全席指定 一般 3,800円	880名 定員995名
12	12月10日 (土) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 7 取手市受託事業  出演：田村愛 (ピアノ)	入場無料 (事前申込制)	80名 定員80名
13	12月18日 (日) 13:30	市民会館	ありがとう木内監督 取手市受託事業 第1部トークショー 中村順司氏 ほか 第2部 吹奏楽演奏会 常総学院高等学校 特別展示 生け花 取手第二高等学校	入場無料 (事前申込制)	727名 定員995名
14	12月25日 (日) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 8 取手市受託事業  出演：若井有里亜 (声楽) えびはらなおみ (ヴォーカル)	入場無料 (事前申込制)	80名 定員80名
15	1月22日 (日) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 9 取手市受託事業  出演：鴻巣由佳 (声楽) 金子加寿美 (ピアノ)	入場無料 (事前申込制)	80名 定員80名

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
16	2月12日(日) 15:00	市民会館	宝くじ文化公演 青春のアイドルヒットステージ  出演：早見優、森口博子	全席指定 一般 2,500円	917名 定員962名
17	2月25日(土) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 10 取手市受託事業  出演：足立江美子(ギター) 大山昌子(ピアノ)	入場無料(事前申込制)	80名 定員80名
18	3月5日(日) 13:30	市民会館 ロビー	アフタヌーンコンサート vol. 11 取手市受託事業  出演：齊藤舞子(トランペット) 木村啓子、末益牧子(ピアノ)	入場無料(事前申込制)	80名 定員80名
19	3月11日(土) 10:00	市民会館	アフタヌーンコンサートプレミアム 取手市受託事業  出演：アフタヌーンコンサート 出演者17名	入場無料	596名 定員995名
20	3月23日(木) ①10:00 ②14:00	取手 ウェルネ スプラザ	映画「桜色の風が吹く」	全席自由席 前売1,100円 ※友の会は100円引き ※当日は100円増し	①139名 ②149名 合計288名 定員各334名

## イ 共催事業

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
1	5月21日(土) ①10:30 ②14:00	市民会館	映画「祈り」 ～幻に長崎を想う時～  共催：合同会社Kムーブ	全席自由 一般 1,300円 シルバー・学生 1,000円 ※友の会は100円引き	①147名 ②167名 合計314名 定員各500名
2	6月5日(日) 16:00	市民会館	SUN AMBITIOUS Festival  出演：ダンスエンターテイメント スクール SUN AMBITIOUS	全席自由 一般 500円	315名 定員500名
3	10月22日(土) 18:00 10月23日(日) 14:00	市民会館	FAN PEACE スペース トレジャー  共催：FAN PEACE	全席指定 大人 前売 3,000円 中学生以下 前売 1,000円 ※当日は500円増し	22日 173名 23日 330名 合計503名 定員各500名
4	11月12日(土) 9:30 11月13日(日) 9:30	市民会館	第36回茨城県高等学校演劇祭  共催：茨城県高等学校演劇連盟	入場無料	12日 320名 13日 350名 合計670名 定員各500名
5	11月27日(日) 13:00	市民会館	第35回茨城の太鼓  共催：茨城県太鼓連盟	入場無料	935名 定員995名
6	12月4日(日) 14:00	市民会館	取手市音楽家協会15周年記念 大ホールコンサート  共催：取手市音楽家協会	全席自由 1,500円 ※小学生以下無料	200名 定員500名
7	1月28日(土) 9:30 1月29日(日) 9:30	市民会館	第58回関東高等学校演劇研究大会  共催：茨城県高等学校演劇連盟	入場無料	28日 700名 29日 500名 合計1,200名 定員各995名

## ウ 市民文化の普及及び振興

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料等	入場者数
1	4月 4日(月) 11日(月) 18日(月)	福祉会館	クラシックギターワークショップ	参加費 3,000円	18名 (全3回)
2	5月 3日 (火・祝) 11:00 4日 (水・祝) 11:00	市民会館中庭 特設ステージ	取手ジャズフェスティバル 2022 part 1  出演：各日8団体 屋台 9店舗	入場無料	3日 935名 4日 1,030名 合計 1,965名
3	5月 8日(日) 15日(日) 22日(日)	福祉会館	K-POP ダンスワークショップ	参加費 3,000円	36名 (全3回)
4	5月14日(土)	御岩神社 他	茨城パワースポット御岩神社 を訪ねてバスツアー	参加費 9,800円	90名
5	6月28日(火)	大洗磯前神社 他	水戸弘道館と大洗磯前神社バ スツアー	参加費 11,000円 ※いば旅あんしん割で 5,000円引き	90名
6	7月23日(土) 8月 6日(土) 20日(土)	福祉会館	親子陶芸体験ワークショップ	参加費 2,000円	7組14名 (全3回)
7	9月11日(日) 18日(日) 25日(日)	福祉会館	箏体験ワークショップ	参加費 3,000円	6名 (全3回)
8	9月13日(火) ①10:00 ②13:00	福祉会館	LINE を利用したチケット予約 講座	参加費 無料	①8名 ②7名 合計15名
9	9月18日(日) 13:00	市民会館	とりで太鼓の祭典	入場無料	500名 定員500名
10	10月 1日(土) 16:00	市民会館	取手ジャズフェスティバル 2022 part 2  出演①宮本貴奈ダブル・トライ アングル featuring、 曾根麻央、中林俊也& KOTETSU ②TRI4TH(トライフォース)	全席指定 3,000円 ※友の会は 300円引き	358名 定員934名
11	10月30日(日) 12:30	市民会館	取手市民合唱祭	入場無料	450名 定員500名
12	12月 1日(木)	笠間石切り 山脈 他	笠間石切り山脈バスツアー	参加費 12,800円 ※いば旅あんしん割で 5,000円引き	91名
13	3月 6日(月) 11:30	市民会館 ロビー	春のミニコンサート ギターワークショップメンバ ーによる演奏会	入場無料	30名

## エ 文化情報の収集及び提供

ホームページでの告知や、LINE等SNSを活用した情報発信のほか、従来からの情報発信手段であるポスターチラシ等を活用した情報発信も継続して行いました。

1. ホームページでの情報発信
2. 「ひだまり」の発行 1,000部 (毎月市内公民館等に配布、ホームページへの掲載)
3. ポスターチラシ配布 (市内公共施設、近隣公共施設等)
4. LINEによる情報発信  
(令和5年3月31日現在 お友だち登録 3,769名 前年比+1,927名)
5. Facebookによる情報発信  
(令和5年3月31日現在 346フォロワー 前年比+33)
6. Twitterによる情報発信 (令和5年3月31日現在 526フォロワー 前年比+72)
7. 友の会会員にチラシ送付 (令和5年3月31日現在会員数 221名 前年比-3名)
8. イベントガイド発行 50,000部発行

## オ 芸術文化活動を行う文化施設等の管理運営

取手市立市民会館と同福祉会館は、市民文化芸術活動に欠かせない貴重な文化拠点です。これらの施設が快適で安全にご利用いただけるよう、取手市との管理に関する基本協定に基づき、専門事業者による施設・設備の保守管理、夜間警備、清掃などを専門業者へ委託し、施設・設備の適正かつ効率的な維持管理に取り組みました。

取手市民会館においては、感染拡大防止のため、抗菌・抗ウイルス化コーティングを実施しました。また、福祉会館では、安心してご利用いただけるようセルフレジを導入し、除菌用アルコール消毒液や非接触型体温計を無料で貸し出しを行いました。

### ■取手市立福祉会館の利用状況

年度	区分	官公署	学校 幼稚園	文化団体	会社 事業所	一般	その他	総数
平成30	団体数	719	94	4,634	629	880	260	7,216
	利用回数	1,193	121	5,292	916	1,079	376	8,977
	利用者数	16,875	2,913	102,659	13,514	15,230	13,121	164,312
令和元	団体数	437	107	3,874	600	1,053	191	6,262
	利用回数	786	184	4,702	802	1,241	227	7,942
	利用者数	13,504	4,948	88,490	10,329	16,087	3,712	137,070
令和2	団体数	190	38	2,410	465	812	67	3,982
	利用回数	334	63	2,775	642	966	71	4,851
	利用者数	4,586	1,071	51,440	8,722	8,476	348	74,643
令和3	団体数	563	69	2,630	466	1,810	77	5,615
	利用回数	1,007	135	3,033	650	2,067	88	6,980
	利用者数	9,639	857	48,281	7,740	22,817	1,036	90,370
令和4	団体数	413	48	3,706	693	1,768	108	6,736
	利用回数	664	69	4,241	980	2,013	111	8,078
	利用者数	7,760	1,075	70,119	11,427	17,459	1,909	109,749

※福祉会館は令和元年7月から令和2年2月まで大規模改修工事のため一部休館

■取手市立市民会館の利用状況

年度	官公署	学校 幼稚園	文化団体	興業団体	会社 事業所	一般	その他	総数
平成 30	17	0	12	0	0	2	1	32
令和元	61	48	55	5	5	14	2	190
令和 2	48	32	8	2	18	5	0	113
令和 3	95	43	36	0	13	18	2	207
令和 4	77	49	53	8	16	22	1	226

■取手市立市民会館の催物別利用状況

年度	演奏会	歌謡 演芸	映画	演劇	大会 式典	その他	総数	
平成 30	14	12	1	0	0	57	総公演回数	84
	4,083	3,624	500	0	0	2,360	総入場者数	10,567
令和元	66	46	5	31	12	256	総公演回数	416
	18,218	12,050	448	6,774	3,800	18,186	総入場者数	59,476
令和 2	33	4	5	34	12	179	総公演回数	267
	2,827	160	204	2,272	2,595	5,468	総入場者数	13,526
令和 3	76	21	6	39	21	290	総公演回数	453
	7,141	4,153	607	3,697	3,060	9,302	総入場者数	27,960
令和 4	109	25	7	26	19	304	総公演回数	490
	17,476	6,120	945	4,505	4,352	9,594	総入場者数	42,992

※その他は舞踊、講演会、準備、リハーサルとなります。

※市民会館は平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで大規模改修工事のため休館。

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 市民文化の奨励・育成及び後援

- ・取手市民会館等で開催される 6 公演及び 1 事業を後援しました。
- ・市民によるジャズビッグバンド「キングフィッシャーズジャズオーケストラ」を立ち上げ、育成を行いました。取手ジャズフェスティバルやEnjoy Jazz、また取手ウェルネスプラザで開催した健康まつりにも出演しました。  
令和 5 年 3 月末現在 29 名在籍

2. 取手市文化事業団友の会の運営

- ・自主文化事業の公演情報の提供や公演チケットの先行予約・割引を実施。ポイント制度を導入して、ポイントに応じた各サービスの提供を行いました。  
令和 5 年 3 月末現在会員数 221 名（前年比-3 名）

### 3. 理事会・評議員会等

#### ・理事に関する事項

##### 第1回理事会

日 時：令和4年5月11日（水） 10：00

会 場：取手市立福社会館

内 容：令和3年度事業報告

令和3年度決算報告

評議員会の開催について

##### 第2回理事会

書面による決議

内 容：理事長、副理事長、常務理事の選任

##### 第3回理事会

日 時：令和5年3月28日（火） 14：00

会 場：取手市立福社会館

内 容：令和5年度事業計画

令和5年度予算

#### ・評議員に関する事項

##### 第1回評議員会

日 時：令和4年5月26日（木） 10：00

会 場：取手市立福社会館

内 容：令和3年度事業報告

令和3年度決算報告

理事の選任について

#### ・自主文化事業選定委員会に関する事項

自主文化事業選定委員会

日 時：令和5年1月24日（火） 14：00

会 場：取手市立福社会館

内 容：令和5年度自主文化事業選定について

#### ・茨城県への提出書類等に関する事項

令和4年3月30日（水） 令和4年度事業計画書等（定期提出書類）

令和4年6月28日（火） 令和3年度事業報告書等（定期提出書類）

## (収益事業)

### 公益目的外施設貸与及び清涼飲料水等自動販売機の設置等

1. 取手市立市民会館及び同福祉会館の設置目的に沿い、社内会議や展示販売など公益目的事業に該当しない企業・営利団体等へ施設を貸与しました。
2. 施設利用者の利便性向上を考慮し、清涼飲料水の自動販売機を市民会館ほか、市内公民館等34箇所に設置し、約350万円（前年比20万円減）の販売手数料収入がありました。
3. さらなる利用者の利便性向上を図るため、取手市立福祉会館ロビー及び中庭デッキを有効活用してカフェを運営しました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、状況に応じて席数の調整と営業時間短縮の対策を行いました。

年度	パンダカフェ平均売上	平均来店者数
平成30	約44,800円／1日	約119名／1日
令和元	約47,500円／1日	約120名／1日
令和2	約36,000円／1日	約77名／1日
令和3	約40,670円／1日	約90名／1日
令和4	約47,680円／1日	約90名／1日

### 事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、定款第8条第1項第2号に規定する事業報告の附属明細書は作成しません。

## 貸借対照表

2023年03月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	220,986	132,600	88,386
小口現金	23,197	131,481	▲108,284
普通預金	3,153,681	1,274,579	1,879,102
現金預金合計	3,397,864	1,538,660	1,859,204
(2) その他流動資産			
未収金	1,712,840	2,648,827	▲935,987
前払金	62,900	0	62,900
繰越商品	655,505	600,769	54,736
その他流動資産合計	2,431,245	3,249,596	▲818,351
流動資産合計	5,829,109	4,788,256	1,040,853
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預貯金	85,500,000	85,500,000	0
基本財産合計	85,500,000	85,500,000	0
(2) その他固定資産			
建物付属設備	3,778,250	4,064,000	▲285,750
什器備品	271,166	271,166	0
その他固定資産合計	4,049,416	4,335,166	▲285,750
固定資産合計	89,549,416	89,835,166	▲285,750
資産合計	95,378,525	94,623,422	755,103
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,874,617	9,477,782	▲5,603,165
前受金	1,493,000	790,400	702,600
預り金	981,551	919,067	62,484
賞与引当金	1,866,000	1,866,000	0
受託販売	487,604	33,604	454,000
流動負債合計	8,702,772	13,086,853	▲4,384,081
負債合計	8,702,772	13,086,853	▲4,384,081
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	83,000,000	83,000,000	0
指定正味財産合計	83,000,000	83,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(80,000,000)	(80,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	3,675,753	▲1,463,431	5,139,184
(うち基本財産への充当額)	(5,500,000)	(5,500,000)	(0)
正味財産合計	86,675,753	81,536,569	5,139,184
負債及び正味財産合計	95,378,525	94,623,422	755,103

## 正味財産増減計算書

2022年04月01日から 2023年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	11,543	1,650	9,893
基本財産運用益計	11,543	1,650	9,893
受取会費			
友の会会費	462,500	410,800	51,700
受取参加費	525,500	1,679,000	▲1,153,500
受取会費計	988,000	2,089,800	▲1,101,800
事業収益			
福祉会館使用料収益	6,995,820	5,138,560	1,857,260
市民会館使用料収益	6,841,140	6,492,438	348,702
自主文化事業収益	14,691,470	5,481,454	9,210,016
自動販売機収益	3,528,338	3,711,154	▲182,816
共催料収益	700,000	620,000	80,000
カフェ売上	18,396,279	15,089,860	3,306,419
事業収益計	51,153,047	36,533,466	14,619,581
受取補助金等			
受取国庫補助金	0	873,000	▲873,000
受取地方公共団体補助金	1,000,000	3,676,000	▲2,676,000
受取公益法人等補助金	0	925,000	▲925,000
受取地方公共団体助成金	2,574,000	165,000	2,409,000
受取指定管理料	90,110,975	87,731,000	2,379,975
受取補助金等計	93,684,975	93,370,000	314,975
受取負担金			
受取負担金	5,500,000	7,271,224	▲1,771,224
受取負担金計	5,500,000	7,271,224	▲1,771,224
雑収益			
受取利息	91	77	14
雑収益	446,801	604,715	▲157,914
受託販売手数料	73,599	24,202	49,397
雑収益計	520,491	628,994	▲108,503
経常収益計	151,858,056	139,895,134	11,962,922
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	27,259,746	27,519,982	▲260,236
臨時雇賃金	11,063,841	11,460,151	▲396,310
賞与引当金繰入額	1,866,000	1,866,000	0
退職給付金	1,411,200	1,411,200	0
法定福利費	5,288,726	5,380,450	▲91,724
旅費交通費	1,040	2,684	▲1,644
通信運搬費	944,553	702,361	242,192
減価償却費	285,750	562,770	▲277,020
消耗什器備品費	176,921	523,096	▲346,175
消耗品費	3,594,007	3,557,633	36,374
修繕費	774,500	371,712	402,788
印刷製本費	376,589	805,128	▲428,539
燃料費	390,794	77,350	313,444
光熱水料費	18,171,873	11,462,213	6,709,660
賃借料	4,541,078	4,045,859	495,219
保険料	107,790	152,150	▲44,360
諸謝金	3,082,474	731,363	2,351,111
租税公課	4,669,700	5,855,718	▲1,186,018
支払負担金	43,000	33,000	10,000

## 正味財産増減計算書

2022年04月01日から 2023年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
委託費	49,018,337	54,456,514	▲5,438,177
広告宣伝費	327,100	55,000	272,100
支払手数料	2,181,372	1,930,414	250,958
雑費	283,118	384,041	▲100,923
仕入	10,079,596	8,704,540	1,375,056
販売促進費	11,000	19,000	▲8,000
事業費計	145,950,105	142,070,329	3,879,776
管理費			
給料手当	437,023	441,516	▲4,493
退職給付費用	28,800	28,800	0
法定福利費	11,341	9,329	2,012
役員報酬	80,200	76,700	3,500
通信運搬費	20,068	14,340	5,728
消耗什器備品費	26,436	78,164	▲51,728
消耗品費	73,131	73,798	▲667
賃借料	90,118	76,569	13,549
租税公課	800	0	800
支払手数料	850	1,100	▲250
管理費計	768,767	800,316	▲31,549
経常費用計	146,718,872	142,870,645	3,848,227
評価損益等調整前当期経常増減額	5,139,184	▲2,975,511	8,114,695
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	5,139,184	▲2,975,511	8,114,695
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	5,139,184	▲2,975,511	8,114,695
当期一般正味財産増減額	5,139,184	▲2,975,511	8,114,695
一般正味財産期首残高	▲1,463,431	1,512,080	▲2,975,511
一般正味財産期末残高	3,675,753	▲1,463,431	5,139,184
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	83,000,000	83,000,000	0
指定正味財産期末残高	83,000,000	83,000,000	0
III 正味財産期末残高	86,675,753	81,536,569	5,139,184

## 正味財産増減計算書内訳表

2022年04月01日から 2023年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	11,543	0	0	11,543
基本財産運用益計	11,543	0	0	11,543
受取会費				
友の会会費	462,500	0	0	462,500
受取参加費	525,500	0	0	525,500
受取会費計	988,000	0	0	988,000
事業収益				
福祉会館使用料収益	5,543,780	1,452,040	0	6,995,820
市民会館使用料収益	6,469,470	371,670	0	6,841,140
自主文化事業収益	14,691,470	0	0	14,691,470
自動販売機収益	0	3,528,338	0	3,528,338
共催料収益	700,000	0	0	700,000
カフェ売上	0	18,396,279	0	18,396,279
事業収益計	27,404,720	23,748,327	0	51,153,047
受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	1,000,000	0	0	1,000,000
受取地方公共団体助成金	2,574,000	0	0	2,574,000
受取指定管理料	76,594,300	9,011,097	4,505,578	90,110,975
受取補助金等計	80,168,300	9,011,097	4,505,578	93,684,975
受取負担金				
受取負担金	5,500,000	0	0	5,500,000
受取負担金計	5,500,000	0	0	5,500,000
雑収益				
受取利息	91	0	0	91
雑収益	422,906	23,895	0	446,801
受託販売手数料	67,395	6,204	0	73,599
雑収益計	490,392	30,099	0	520,491
経常収益計	114,562,955	32,789,523	4,505,578	151,858,056
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	25,074,625	2,185,121	0	27,259,746
臨時雇賃金	2,672,328	8,391,513	0	11,063,841
賞与引当金繰入額	1,866,000	0	0	1,866,000
退職給付金	1,267,200	144,000	0	1,411,200
法定福利費	5,232,017	56,709	0	5,288,726
旅費交通費	1,040	0	0	1,040
通信運搬費	848,360	96,193	0	944,553
減価償却費	0	285,750	0	285,750
消耗什器備品費	176,921	0	0	176,921
消耗品費	1,980,592	1,613,415	0	3,594,007
修繕費	645,105	129,395	0	774,500
印刷製本費	376,589	0	0	376,589
燃料費	339,990	50,804	0	390,794
光熱水料費	15,809,532	2,362,341	0	18,171,873
賃借料	3,651,366	889,712	0	4,541,078
保険料	89,070	18,720	0	107,790
諸謝金	3,082,474	0	0	3,082,474
租税公課	4,062,522	607,178	0	4,669,700
支払負担金	43,000	0	0	43,000
委託費	42,991,084	6,027,253	0	49,018,337
広告宣伝費	327,100	0	0	327,100
支払手数料	2,040,581	140,791	0	2,181,372
雑費	208,568	74,550	0	283,118
仕入	0	10,079,596	0	10,079,596
販売促進費	11,000	0	0	11,000
事業費計	112,797,064	33,153,041	0	145,950,105

## 正味財産増減計算書内訳表

2022年04月01日から 2023年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
管理費				
給料手当	0	0	437,023	437,023
退職給付費用	0	0	28,800	28,800
法定福利費	0	0	11,341	11,341
役員報酬	0	0	80,200	80,200
通信運搬費	0	0	20,068	20,068
消耗什器備品費	0	0	26,436	26,436
消耗品費	0	0	73,131	73,131
賃借料	0	0	90,118	90,118
租税公課	0	0	800	800
支払手数料	0	0	850	850
管理費計	0	0	768,767	768,767
経常費用計	112,797,064	33,153,041	768,767	146,718,872
評価損益等調整前当期経常増減額	1,765,891	▲363,518	3,736,811	5,139,184
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	1,765,891	▲363,518	3,736,811	5,139,184
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,765,891	▲363,518	3,736,811	5,139,184
当期一般正味財産増減額	1,765,891	▲363,518	3,736,811	5,139,184
一般正味財産期首残高	▲17,428,292	539,711	15,425,150	▲1,463,431
一般正味財産期末残高	▲15,662,401	176,193	19,161,961	3,675,753
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	83,000,000	0	0	83,000,000
指定正味財産期末残高	83,000,000	0	0	83,000,000
III 正味財産期末残高	67,337,599	176,193	19,161,961	86,675,753

## 財 産 目 録

2023年03月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産) 現金預金	現金			220,986
	小口現金	手元保管	少額支払用現金	23,197
	普通預金			3,153,681
		常陽銀行取手支店	運転資金	2,410,491
	ゆうちょ銀行	運転資金	743,190	
現金預金合計				3,397,864
その他流動資産	未収金			1,712,840
		自動販売機収益		307,066
		自主事業チケット代 クレジット売上		37,400 1,368,374
	前払金	次年度自主事業費用		62,900
	繰越商品		カフェ商品	655,505
	その他流動資産合計			
流動資産合計				5,829,109
(固定資産) 基本財産	定期預貯金 常陽銀行取手支店 筑波銀行取手支店 水戸信用金庫取手支店 茨城県信用組合取手支店 中央労働金庫取手支店 茨城みなみ農業協同組合取手支店 ゆうちょ銀行			85,500,000
		基本財産	25,500,000	
		基本財産	10,000,000	
	基本財産合計			
その他固定資産	建物付属設備	カフェ店舗	収益事業保有財産	3,778,250
				3,778,250
	什器備品	耐火金庫 カフェ厨房機器	現金、チケット保管用	271,166 24,926
			収益事業保有財産	246,240
その他固定資産合計				4,049,416
固定資産合計				89,549,416
資産合計				95,378,525
(流動負債)	未払金			3,874,617
		非常勤職員給与	非常勤職員給与	1,005,077
		アストプランニングに対する未払額	舞台操作委託料	1,039,500
		オーエンスに対する未払額	清掃管理委託料	981,200
		関東鉄道に対する未払額	広告料	55,000
		取手市シルバー人材センターに対する未払額	夜間警備委託料	150,585
		スクリーンバリューに対する未払額	上映委託料	440,000
		ニフティに対する未払額	インターネット使用料	1,870
		いわせに対する未払額	消耗品費	10,750
		キャノンマーケティングに対する未払額	コピー機カウンター料金	6,469
		NECキャピタルソリューションに対する未払額	施設予約システムリース料	52,063
		ワイイーシーソリューションズに対する未払額	施設予約システム使用料	57,915
		セコムに対する未払額	機械警備委託料	52,800
		がってんに対する未払額	受託販売精算	3,456
		ダスキンに対する未払額	害虫消毒等	14,740
		ぴあに対する未払額	チケット販売手数料	2,992
	収入印紙代	収入印紙代	200	
前受金		翌年度自主事業売上	1,493,000	
預り金		社会保険料預り金	981,551	
賞与引当金		従業員に対するもの	1,866,000	
受託販売		預かりチケット販売	487,604	
流動負債合計				8,702,772
負債合計				8,702,772
正味財産				86,675,753

## 財務諸表に関する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

建物附属設備及び什器備品……定額法による減価償却を実施している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理……税込処理を実施している。

(3) リース取引の処理方法について

リース取引については、通常の賃貸借契約に準じた会計処理を行っている。

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額と中小企業退職共済給付額が同額であるため、計上しない。

・賞与引当金

職員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

### 2. 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預貯金				
常陽銀行取手支店	5,500,000	20,000,000	0	25,500,000
筑波銀行取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
三井住友銀行取手支店	10,000,000	0	10,000,000	0
水戸信用金庫取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
茨城県信用組合取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
中央労働金庫取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
茨城みなみ農業協同組合取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
東日本銀行取手支店	10,000,000	0	10,000,000	0
ゆうちょ銀行	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	85,500,000	20,000,000	20,000,000	85,500,000

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預貯金(7金融機関)	85,500,000	(83,000,000)	(2,500,000)	0
小計	85,500,000	(83,000,000)	(2,500,000)	0
合計	85,500,000	(83,000,000)	(2,500,000)	0

### 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	除去額	当期末残高
建物附属設備(カフェ店舗)	6,350,000	2,571,750	0	3,778,250
什器備品 (耐火金庫)	373,890	348,964	0	24,926
什器備品 (カフェ厨房機器)	2,462,400	2,216,160	0	246,240
合計	9,186,290	5,136,874	0	4,049,416

### 5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引はない。

## 附 属 明 細 書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地	0	0	0	0
	投資有価証券	0	0	0	0
	定期預貯金	85,500,000	0	0	85,500,000
	基本財産計	85,500,000	0	0	85,500,000

### 2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,866,000	1,866,000	1,866,000	0	1,866,000
引当金計	1,866,000	1,866,000	1,866,000	0	1,866,000

# 監査報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の公益財団法人取手市文化事業団理事の職務執行状況及び財産の状況を監査しましたので、次のとおり報告いたします。

1. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
3. 計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和5年4月26日

公益財団法人取手市文化事業団

監事

釘持 禎



監事

戸村 勝夫



令和5年度

事業計画書  
予算書

自 令和 5年4月 1日  
至 令和 6年3月31日

公益財団法人取手市文化事業団

## 令和5年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画書

当事業団は設立以来、取手市の文化振興の一翼を担うとともに、取手市立市民会館並びに同福社会館の管理運営を適切に進めてまいりました。

令和5年度は指定管理者5期目（1期4年間）の2年目として、公益性にあふれた事業を計画的に遂行することによって、使命達成を目指すとともに、長期にわたり培ってきたノウハウを生かし、健全で責任ある運営に努めます。

また、公益財団法人の特色を生かし、公益目的事業が円滑に推進されるよう積極的に収益事業を行い、収益の50%を公益目的事業に繰り入れ、広く市民文化の振興に寄与するため芸術・文化事業の一層の充実を図ります。

### （公益目的事業）

#### 地域文化振興のための芸術・文化活動事業の実施並びに文化施設を管理運営する事業

鑑賞招へい型事業や参加体験型事業を実施することにより、市民の多世代交流を促進し、事業運営の基本方針に沿った多彩なジャンルの公演を実施します。さらに、他団体と共催事業を行い魅力ある公演を実施します。

また、アウトリーチ事業やワークショップ事業では、芸術・文化活動の普及啓発を行うとともに、舞台芸術文化の魅力を伝えます。

## 1 芸術文化鑑賞機会の提供

### 【事業内容】

各種コンサート、映画、落語、演劇等幅広いジャンルの公演を市民会館及び福社会館で実施し、身近な場所で広く市民が鑑賞することができる機会を提供します。

また、他団体と共催することにより、幅広い分野の公演が実現し、広く市民文化の振興に寄与します。

#### ・取手市立市民会館を利用したコンサート等（8事業）

事業名	予定時期
桂宮治独演会	令和5年 4月 2日(日)
春風亭一之輔独演会	令和5年 6月 21日(水)
岸谷 香コンサート（共催）	令和5年 9月 24日(日)
いっちー&なるファミリーコンサート	令和5年10月 7日(土)
神田伯山独演会	令和5年10月 8日(日)
公文協アートキャラバン事業 劇場へ行こう3	令和5年11月 25日(土)
宝くじわくわくふるさと劇場	令和5年12月 2日(土)
島津亜矢コンサート（共催）	令和6年 2月 10日(土)

- ・取手市立市民会館ロビーを利用した事業等(1事業)

事業名	予定時期
市民会館ロビーコンサート	調整して実施

- ・アウトリーチ及びワークショップ事業(5事業)

事業名	予定時期
バスツアー(市民交流)	調整して実施
ダンスワークショップ	5月実施
ミュージカル体験講座(小学校へアウトリーチ)	調整して実施
Dambo Jumbo Zoo ～段ボールで大きな動物を作ろう～	8月実施(3日間)
サンドアート	令和5年8月27日(日)

- ・他施設と連携した事業(2事業)

事業名	予定時期
映画上映会	調整して実施
サンドアートコンサート	令和5年8月27日(日)

## 2 市民文化の普及及び振興

### 【事業内容】

- ・取手音楽の日「取手ジャズフェスティバル」(取手市受託事業)
  - 無料公演 令和5年5月3日(水・祝)・4日(木・祝)開催
  - 有料公演 令和5年10月14日(土)開催

無料公演では取手市内外で活動しているアマチュアバンドを広く公募し、中庭駐車場に特設ステージを設置して2日間開催します。東京藝術大学出身ジャズバンドや、取手市民ジャズバンド「キングフィッシャーズジャズオーケストラ」も出演します。また、10月の有料公演には、プロのジャズミュージシャンを招へいし、質の高い演奏を体感していただき、市民の文化芸術活動を促し、市民の音楽文化のレベルアップを図ります。
- ・取手市民ミュージカル(2年継続事業:1年目)
 

市民キャストを広く公募し、オリジナルミュージカル作品を上演します。1年目ではコロナ禍の経験を活かして地域住民がプロスタッフと協働し、短期間でオリジナル作品の完成を目指します。
- ・取手市民ビッグバンド(キングフィッシャーズジャズオーケストラ)
 

(3年継続事業:3年目)

令和3年度に、育成型音楽コミュニティ事業として、市民と地域住民によるビッグバンドを結成し、地域に根ざし、演奏を継続展開するコミュニティバンドを創設しました。

令和5年度もワークショップを開催するなど多世代が参加できる工夫を行い、取手市民ビッグバンドが取手の新しい音楽文化となり、地域から芸術文化の街として認知されるよう継続的活動を行います。

- ・市民会館舞台開放事業 通年開催（1枠1時間30分）

市民会館の舞台を低料金で開放し、日常では味わえない大ホール空間を広く市民の皆様に体感していただきます。備付けのフルコンサートグランドピアノ、寄贈いただいたスタインウェイピアノでの練習、楽器や太極拳などの練習、演奏の録音等にも利用できます。※営利目的の利用はできません。

### 3 文化情報の収集及び提供

#### 【事業内容】

- ・アンケート調査の実施

LINE等のSNSや二次元コードを利用した来場者へのアンケートを実施します。また、取手市民会館ホームページの訪問者を対象としたWEBアンケートも実施します。アンケートは継続して行い、その調査結果を活用し、来場者のニーズを把握することで、質の高い文化芸術事業の企画に努めます。

- ・文化情報誌の発行

市内外の多種多様な文化情報に関する情報を広く収集し、広報誌「ひだまり」を月に1回発行します。毎回1,000部を発行し市内公民館等の公共施設にて無料配布するとともに、PDFをホームページに掲載し、広く市民に情報提供を行います。

- ・文化情報の提供

文化の拠点施設として、文化芸術の振興を図るために各種文化情報を発信します。関東鉄道取手駅構内及び市内各所にポスター掲示やチラシ・リーフレット等を配架し、ホームページでは最新の文化情報を発信します。ツイッターやフェイスブック、LINEを利用した広報活動も併せて行います。

また、年間公演事業等の文化情報はイベントガイドを発行し、新聞折り込み等により広く市民に情報の提供を行います。

### 4 芸術文化活動を行う文化施設等の管理運営

#### 【事業内容】

取手市立市民会館及び同福社会館は、市民文化・芸術の振興のための重要な文化活動拠点となっており、市内外から多くの方にご利用いただいております。福社会館では、1階ロビー及び一部会議室において、無線LANにて無料でインターネットをご利用いただける環境の整備を行います。また、市民会館は接触感染対策として共用部分の抗ウイルス・抗菌コーティングを施工済みであり、安全で安心な環境を確保したうえで、施設・設備の効率的な維持管理に努めてまいります。

## 5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 【事業内容】

#### ・友の会の運営事業

取手市立市民会館を中心に優れた芸術文化を鑑賞し、情操を深めることを目的として設置された友の会の趣旨に基づき、友の会会員に情報の提供やチケットの優先販売、入場料金の割引等の特典並びに催し物の案内周知を行います。

#### ・後援事業

地域に密着した公益財団法人として、芸術・文化等の振興のために各種団体が主催する事業に対して支援を行うため、後援名義使用の承認を行います。

#### ・チケット受託販売事業

団体及び個人が主催する公演チケットの販売を受託し利便性の向上を図ります。

### (収益事業)

#### 公益目的外施設貸与及び清涼飲料水等自動販売機の設置等

公益目的外事業として、公益目的事業に該当しない施設の貸与を行う管理運営事業、自動販売機設置事業、取手市運動公園受付事業、喫茶店事業を収益事業として行い、公益目的事業の財源確保に努めます。

#### ・管理運営事業

広く施設情報を提供し、社内会議及び研修会、市内業者による展示販売会など、営利団体、企業等への施設利用を促します。

#### ・自動販売機設置事業

市民及び利用者の利便性を考慮し、市内公民館、公共施設内等に清涼飲料水の自動販売機を設置し、販売手数料としての収益を見込んでいます。

#### ・取手市運動公園受付事業

休館日が年末年始しかないという特性を生かし、取手緑地運動公園をはじめ取手市の有料施設の利用に係る受付業務を受託し、市民及び公園利用者へ利便性の向上を図ります。

#### ・喫茶店事業

取手市立市民会館及び同福社会館の利用者の利便性を考慮し、屋外に設置したウッドデッキを有効活用してパンダカフェの運営を行い収益の向上を図ります。

令和5年度公益財団法人取手市文化事業団予算  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産受取利息	25,000	0	0	25,000
受取会費収益	1,350,000	0	0	1,350,000
市民会館使用料金	4,350,000	650,000	0	5,000,000
福祉会館使用料金	5,097,000	761,000	0	5,858,000
自主事業収益	11,416,000	0	0	11,416,000
共催料収益	600,000	0	0	600,000
受取指定管理料	79,494,000	9,936,000	905,000	90,335,000
受取負担金収益	7,463,000	0	0	7,463,000
自販機販売手数料	0	3,000,000	0	3,000,000
カフェ売上	0	16,200,000	0	16,200,000
雑収益	300,000	0	0	300,000
経常収益計	110,095,000	30,547,000	905,000	141,547,000
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	27,037,000	3,318,000	0	30,355,000
臨時雇賃金	2,570,000	7,350,000	0	9,920,000
退職給付費用	1,267,000	156,000	0	1,423,000
法定福利費	4,271,000	525,000	0	4,796,000
旅費交通費	370,000	0	0	370,000
通信運搬費	522,000	41,000	0	563,000
消耗什器備品費	968,000	132,000	0	1,100,000
消耗品費	1,243,000	657,000	0	1,900,000
修繕費	440,000	54,000	0	494,000
印刷製本費	552,000	0	0	552,000
燃料費	54,000	8,000	0	62,000
光熱水料費	12,989,000	1,594,000	0	14,583,000
賃借料	3,437,000	1,411,000	0	4,848,000
保険料	125,000	18,000	0	143,000
諸謝金	800,000	0	0	800,000
租税公課	5,108,000	120,000	0	5,228,000
支払負担金	15,000	0	0	15,000
委託費	47,005,000	3,850,000	0	50,855,000
広告宣伝費	400,000	0	0	400,000
支払手数料	669,000	200,000	0	869,000
雑費	486,000	65,000	0	551,000
仕入	0	7,500,000	0	7,500,000
事業費合計	110,328,000	26,999,000	0	137,327,000
管理費				
給料手当	0	0	369,000	369,000
退職給付費用	0	0	17,000	17,000
法定福利費	0	0	57,000	57,000
役員報酬	0	0	122,000	122,000
通信運搬費	0	0	4,000	4,000
消耗品費	0	0	15,720	15,720
修繕費	0	0	6,000	6,000
光熱水料費	0	0	177,000	177,000
賃借料	0	0	45,000	45,000

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
管理費合計	0	0	812,720	812,720
經常費用計	110,328,000	26,999,000	812,720	138,139,720
当期經常増減額	-233,000	3,548,000	92,280	3,407,280
当期一般正味財産増減額	-233,000	3,548,000	92,280	3,407,280
一般正味財産期首残高	17,386,000	19,550,480	3,461,960	40,398,440
一般正味財産期末残高	17,153,000	23,098,480	3,554,240	43,805,720
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	83,000,000	0	0	83,000,000
指定正味財産期末残高	83,000,000	0	0	83,000,000
正味財産期末残高	100,153,000	23,098,480	3,554,240	126,805,720

報告第6号

2022年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに  
2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、2022年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修



2022年度

# 事業報告書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

2022年度事業報告  
(2022年4月1日～2023年3月31日)

2022年度事業計画に則り、生活困難者等の方々への施設利用を含め高齢者福祉サービスの向上を中心に、また、取手市域から信頼される高齢者介護ケアサービスの要として、事業を実施してまいりました。

新型コロナウイルスの影響で、一部実施できない事業等もありましたが、引き続き、安全で安心のできる施設運営を目指してまいります。

なお、事業内容の詳細につきましては、以下のとおり報告いたします。

I 公益事業

1 介護老人保健施設サービスの運営（生活困難者等の方の利用状況）

＜居住費・食費の自己負担限度額のある方の利用状況＞

- (1) 生活保護等の方，老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方 15名／年間延利用者数
  - (2) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で，前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 159名／年間延利用者数
  - (3) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で，上記(1)，(2)に該当しない方 270名／年間延利用者数
- 2 短期入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営（生活困難者等の方の利用状況）
- ＜居住費・食費の自己負担限度額のある方の利用状況＞
- (1) 生活保護等の方，老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方 0名／年間延利用者数
  - (2) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で，前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 13名／年間延利用者数
  - (3) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で，上記(1)，(2)に該当しない方 21名／年間延利用者数
- 3 事業計画に基づいた入所及び短期入所事業の状況報告
- (1) 入所年間延利用者数 29,604名（1日平均利用者数81.1名）  
短期入所年間延利用者数 516名（1日平均利用者数 1.4名）

平均年齢 入所者 87.5歳, 短期入所者 84.5歳

(2) 家族会の実施

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

(3) 内部（自己）及び外部（ご利用者様）評価の実施

（緑寿荘ホームページ及び広報誌で公表）

<内部（自己）評価>

- ・2021年度アクシデント発生集計報告

<外部（ご利用者様）評価>

- ・2021年度食事満足度調査集計報告
- ・2021年度通所リハビリテーション満足度調査報告
- ・2021年度苦情クレーム集計報告

(4) リスク管理・感染症対策・事故防止・身体拘束廃止等への対応の実施

毎月第4金曜日に安全・衛生委員会を中心に、報告に基づいて各事例を多方面から分析検討し、事故予防対策等の徹底を図りました。

(5) 「食」に関する安心安全サービスの充実

毎月行われる栄養管理会議を中心に検討し、安心安全な食事を提供しました。

<食事プロジェクト>

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| ・毎月のお楽しみ献立（季節行事食を含む） | 月3回実施 |
| ・毎月のイベント             | 月1回実施 |
| ・調理クラブ               | 中止（*） |
| ・外出してのランチ            | 中止（*） |
| ・お茶会                 | 週1回実施 |
| ・すし祭り                | 中止（*） |

（\*中止については、新型コロナウイルス感染防止対策のため）

(6) リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを下記のとおり実施しました。

①リハビリテーションの実施状況

個々の状態に合わせたリハビリテーション計画に則り、身体機能の維持向上を目的に下記の内容のリハビリテーションを実施いたしました。

<個別生活動作療法>

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習）、起居動作

練習，移乗動作練習，歩行練習，トイレ動作練習，床上動作練習，階段（段差）昇降練習

<物理療法（疼痛の緩和）>

ホットパック（湿式・乾式），マイクロ波，低周波，足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ，メドマー（治療器械），筋力増強運動（マシンを使用した練習を含む），足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練），学習療法，回想法，運動療法，リラクゼーション・マッサージ療法，作業療法

<摂食嚥下療法>

直接的嚥下訓練（食物を使った訓練），間接的訓練（口腔体操（発声練習含む）・アイスマッサージ）

リハビリ実施回数（対象者：入所，短期入所者）

リハビリ内容	実人数	延実施回数
個別リハビリテーション	106人	10,265回
短期集中リハビリテーション	57人	2,431回
認知症短期集中リハビリテーション	66人	1,759回
短期入所者個別リハビリテーション	42人	362回

②在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して，快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案し，実施しました。

<年間在宅復帰件数> 20件

(7) 消防訓練

2022年11月に総合訓練（通報訓練，消火訓練，避難誘導訓練，夜間想定訓練），12月に机上訓練を実施しました。

(8) 管理業務に関すること

①各設備保守点検（主なもの）

- ・エレベーター保守（遠隔監視：随時，定期：毎月）
- ・電気工作物保守（毎月1回実施）
- ・消防設備点検保守（年1回実施）
- ・その他の設備保守（毎月1回実施）

②各設備法定検査及び報告（主なもの）

- ・エレベーター法定検査

- ・簡易専用水道管理検査（受水槽関係を含む）

#### 4 通所リハビリテーションサービスの運営

##### (1) 生活困難者等の方の利用状況

＜食費の自己負担限度額のある方の利用状況＞

生活保護等の方，老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方 27名／年間延利用者数

##### (2) 事業計画に基づいた通所リハビリテーションの状況報告

在宅生活の要である通所リハビリテーションは，他の通所サービスとは異なり，医師・療法士・看護師・介護士等の多職種が個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。また，単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より，ご利用者様に満足いただけるように各種イベントを開催して，楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め，継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上に努めてまいりました。

① 年間延利用者数 7,348人 平均年齢 83.2歳

##### ②リハビリテーションの実施状況

個々の状態に合わせたリハビリテーション計画に則り，身体機能の維持向上を目的に下記の内容のリハビリテーションを実施いたしました。

##### ＜個別生活動作療法＞

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習），起居動作練習，移乗動作練習，歩行練習，トイレ動作練習，床上動作練習，階段（段差）昇降練習

##### ＜物理療法（疼痛の緩和）＞

ホットパック（湿式・乾式），マイクロ波，低周波，足浴

##### ＜浮腫療法＞

リンパマッサージ，メドマー（治療器械），筋力増強運動（マシンを使用した練習を含む），足浴

##### ＜個別及び集団での認知療法＞

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練），学習療法，回想法，運動療法，リラクゼーション・マッサージ療法，作業療法

リハビリ実施回数 (対象者：通所リハビリ)

リハビリ内容	実人数	延実施回数
個別リハビリテーション	104人	5,631回
短期集中リハビリテーション	27人	566回

##### ③各種イベント等

<月例会>

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して、通う楽しみを提供してまいりました。

実施月	イベント内容
4月	お花見外出会（*中止）
5月	岡堰の鯉のぼり見学会（*中止） 菖蒲湯 運動会
6月	ビンゴ大会
8月	納涼祭（*中止）
9月	敬老週間（*中止）
11月	芋煮会
12月	クリスマス会（*中止） 年末ビンゴ大会（*中止）
1月	書初め会（*中止）
2月	節分
3月	ひな祭り

（\*中止については、新型コロナウイルス感染防止対策のため）

5 地域包括支援センター事業の運営

取手市内の第2圏域内（稲、野々井、井野台三～五丁目、駒場、新町、寺田、中原町、西、白山、本郷）に居住する高齢者を対象に、以下の事業を実施しました。

（1）包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアプランを作成し、プランに基づき地域支援事業（取手市独自の事業）を行いました。

- ・介護予防マネジメント（通所型・訪問型） 898件（国保連請求数）
- ・元気ハツラツ教室 10名

（毎月実施予定であったが、4月、8月から10月、12月から1月は新型コロナウイルス感染防止対策により中止）

- ・相談件数 293件

②総合相談・支援

相談対応及び専門的・継続的な相談支援や実施に当たって必要なネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態把握を行いました。

- ・相談登録者数 2,676名
- ・相談件数 13,415件

### ③権利擁護

地域の民生委員，介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない問題について，成年後見制度の活用促進，老人福祉施設等への措置の支援，高齢者虐待への対応，困難事例への対応，消費者被害の防止に関する諸制度を活用し，個別及び対策会議を開催して対応しました。

- ・相談件数 1, 646件
- ・成年後見制度申請，権利擁護等への支援 23名
- ・高齢者虐待防止への支援 14名
- ・高齢者虐待に関する会議 12回
- ・成年後見に関する会議 18回
- ・消費生活セミナーの開催（新型コロナウイルス感染防止対策により中止）

### ④包括的・継続的ケアマネジメント支援

包括的，継続的なケア体制の構築，地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用，介護支援専門員に対する日常的個別指導相談，地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行いました。

- ・相談件数 1, 867件
- ・困難ケース同行，会議等参加 127回
- ・介護事業所職員との意見交換会 1回
- ・個別事例検討の実施（新型コロナウイルス感染防止対策により中止）

### ⑤生活支援体制整備事業

地域住民と話し合いを重ね，多様な日常生活上の必要な支援体制の整備強化及び，高齢者の社会参加のための協議会を開催しました。

- ・地域支え合いづくり推進協議会等 2回
- ・地域住民との話し合い 6回
- ・事業所訪問 5事業所
- ・中原地区，西地区，本郷地区とのミニ講話会 各1回

## (2) 介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が，介護予防サービスを適切に利用することができるように，介護予防サービス計画の作成やサービス等の提供が確保されるように，事業者等の関係機関との連絡調整を行いました。

- ・介護予防マネジメント 1, 218件（国保連請求数）

## (3) その他

### ①高齢者の実態把握に関する事業

事前に把握している圏域にお住まいの高齢者のご自宅に訪問し，実態把

握に関する調査を行い、必要に応じて対応を図りました。

- ・対象高齢者数 311名（内訳：独居295名・高齢者世帯16名）

②介護予防に関する普及啓発を行う事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の作成及び配布，有識者等による講演会や相談会等の開催など，市が介護予防の普及啓発として効果があると認める事業を行いました。

- ・健康教育 9回（高齢者クラブ・民生委員児童委員協議会等）
- ・げんきサロン，ふれあいサロン，高齢者クラブへの訪問 2回

③介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業

- ・認知症サポーター養成講座 9回
- ・認知症についての講話 3回
- ・認知症サポーターステップアップ養成講座 1回
- ・茨城認知症月間に認知症関連図書を図書館及びギャラリーロードで展示

④介護予防に関する事業に係る評価を行う事業及び介護保険法に規定する任意事業

- ・配食サービス実態把握事業 3件

⑤認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され，できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるように，認知症の人やその家族に早期に関わり，早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業を行いました。

対象者 8名

継続支援対象者 6名

- ・認知症初期集中支援チーム員会議 11回  
（構成メンバー：医師，保健師，主任介護支援専門員）
- ・チーム医師同行訪問 1回
- ・医療機関等への受診同行 10回

⑥地域ケア会議推進事業

- ・地域ケア会議 13回
- ・介護予防普及展開事業地域ケア会議 2回

⑦その他の事業

市内の介護事業所職員を対象に，外部講師を招いて「高齢者とアルコール問題」と題した研修会を行いました。

## 6 職員の処遇改善

(1) 人事考課

職員がそれぞれ1年間の具体的な業務や、自己啓発に関する目標を上司を交え立案し、期首・期末にそれぞれ面談を行い、目標に対して評価を行いました。

(2) 職員教育制度の充実

職員教育制度を充実させ、サービス提供者としてふさわしい職員となるための教育プログラムを実施しました。

また、他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充、外部研修会（事例発表）等への参加を通じ、看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を行いました。

<施設内研修（職員対象・勉強会等を含む）>

研修内容	参加人数
職員研修（就業規則，関係法令，倫理規定，処遇改善）	12名
口腔衛生について	12名
ハラスメント研修会（外部講師による）	55名
感染症予防対策及び対応について（外部講師による）	52名
看取りについて（オンデマンド学習）	6名
災害時対応（BCP計画）について	32名
アクシデント・安全管理・身体拘束について	12名
処遇改善・特定処遇改善・36協定・働き方改革関連について	58名

<職員外部研修>

研修内容	研修回数等	参加者数
医療福祉関係者の成年後見制度活用講座	5日間	1名
感染症対策看護の基礎	2日間	1名
看護職の基本実務及びコミュニケーション研修	1日間	1名
施設支援専門員研修	1日間	2名
排便ケアセミナー	1日間	1名
コーチング研修	1日間	8名
老人保健施設管理医師総合診療研修	1日間	1名
主任介護支援専門員研修	14日間	1名
相談援助業務担当者研修	1日間	1名
介護支援専門員更新研修	8日間	2名
多職種による摂食嚥下対応研修	4日間	2名
主任級看護職員研修	4日間	1名

認知症介護実践者研修	3日間	1名
支援相談員専門員研修	1日間	1名
高齢者施設看護師研修	3日間	1名
日本看護協会研修	2日間	1名
茨城県認知症アドバイザー養成研修	1日間	1名
社会福祉施設中堅職員研修	1日間	1名

### (3) 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、下記項目を実施して、職員の健康管理に努めました。

#### ①健康管理活動

- ・定期健康診断  
2022年6月～12月に実施（夜勤従事者含む）
- ・産業医による保健指導及び健康相談を毎月第3金曜日に実施しました。
- ・職員ストレスチェックを2022年10月に実施しました。

#### ②教育活動

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

#### ③健康づくり活動

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

#### ④サービス向上及び処遇改善会議等

会議等の名称	参加職種	実施状況	会議等の主な内容
管理職戦略会議	施設長，事務長，課長，課長補佐，係長	1回／月	施設運営上の戦略会議
運営委員会	各職種の主任以上及び代表者	1回／月	①業務上の問題点の検討及び改善 ②月例決算状況の把握
安全・衛生委員会	施設長（医師），事務長，看護職，介護職，療法職，支援相談員，管理栄養士，介護支援専門員	1回／月	安全衛生に関する検討会 ①事故防止対策 ②感染症対策 ③身体拘束廃止 ④苦情クレーム対応 ⑤内部・外部評価の実施 ⑥問題点の把握及び改善
職員安全・衛生委員会	産業医，各係長以上	1回／月	職員の健康管理対策
ターミナルケア委員会	医師，事務長，各係長以上及びターミナル	随時	ターミナルケアの向上及びターミナルケア対象者への対応

	委員		及びケアについての振り返りに関する会議
新聞広報委員会	施設長, 事務長, 各職種代表者	随時	緑寿荘だより (広報誌) やホームページでの広報活動の企画・原案作成及びホームページの運営
看護介護課会議	①リーダー・主任会議	1回/月	①業務上の問題点の改善要望等の把握
	②各種委員会会議	1回/月	②リスク・衛生・ケアサービス・レクリエーション・記録等の各グループ担当によるサービス向上を目的とした検討会
	③看護会議	1回/月	③看護職の業務上の問題点の検討及び改善
	④栄養管理会議	1回/月	④施設での給食提供に関する改善検討
サービス担当者会議	医師, 事務長, 看護職, 介護職, 療法職, 支援相談員, 管理栄養士, 介護支援専門員	1回/週	①利用予定者の入所判定・退所判定 ②入所者の定期的なケアサービスの検討
ベッドコントロール会議	各職種代表者	1回/週	ご利用予定者様のベッドコントロール会議
通所事業所会議	①担当者会議	随時	①ご利用者様へのサービス提供内容を確認するため, ご本人・ご家族・担当ケアマネージャー等が集まり適切なサービスを提供しているか確認するもの
	②業務会議	1回/隔週	②通所業務のサービス向上を目的に行うもの
	③運営会議	1回/月	③利用率の向上を図るための運営会議
	④ケア会議	1回/週	④ご利用者様のケアプランの見直し等を行うもの
	⑤運転会議	1回/月	⑤送迎を無事故で行うための

			安全確認会議
地域包括支援センター月例会議	センター長，センター職員	1回／月	毎月の事業の進捗状況の確認及び翌月の事業の計画
居宅介護支援事業所月例会議	管理者，主任介護支援専門員，介護支援専門員	1回／月	①業務状況の確認 ②毎月の給付管理状況の確認及びご利用者様のケアプランの確認

7 広報誌「緑寿荘だより」内容及び内部（自己）・外部（ご利用者様）評価の公開

発行月	主な内容	発行部数
春号 (4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年度緑寿荘の取組み</li> <li>・2021年度アクシデント発生状況（内部評価）</li> <li>・2021年度通所リハビリ満足度調査集計報告（外部評価）</li> <li>・寄付金報告</li> </ul>	500部
夏号 (8月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種状況報告</li> <li>・緑寿荘からの転院症例報告</li> <li>・2021年度苦情クレーム集計報告（外部評価）</li> <li>・2021年度食事に関するアンケート集計報告（外部評価）</li> <li>・新人職員紹介</li> <li>・寄付金報告</li> </ul>	500部

8 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業等

(1) 「緑寿荘セミナー」の開催

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

(2) 「元気ハツラツ教室（運動機能維持向上教室）」の開催

（毎月実施予定であったが，4月，8月から10月，12月から1月は新型コロナウイルス感染防止対策により中止）

(3) 「認知症予防セミナー」の開催

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

(4) 生涯学習出前講座

新型コロナウイルス感染防止対策により中止

II その他の事業

居宅介護支援事業

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいりました。

(1) 多様化する居宅介護支援事業所としての各種対応

- ①高齢者福祉サービスの相談窓口として、各種サービスの紹介・取次ぎ申請代行等を行ってまいりました。
- ②毎週水曜日に各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいりました。
- ③24時間の相談体制により、ご利用者様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいりました。

(2) 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

- ①計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいりました。
- ②各種研修会等へ積極的に参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいりました。

### III 理事会、評議員会等に関すること

会議名	日時	場所等	協議事項
監査	R4. 5. 10 AM10:00 より	緑寿荘会議室	○ 2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算監査を実施
理事会 (第1回)	R4. 5. 11 PM7:00 より	緑寿荘会議室	○ 2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業報告及び決算書類等の承認について(原案可決) ○ 2022年度第1回評議員会の開催について(原案可決) ○ 評議員の辞任及び選任について(報告)
理事会 (第2回)	R4. 12. 22	議決の省略	○ 2022年度半期の決算状況について(報告)
理事会 (第3回)	R5. 3. 15 PM7:30 より	緑寿荘会議室	○ 2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について(原案可決) ○ 2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について(原案可決) ○ 2022年度第2回評議員会の開催について(原案可決)

評議員会 (第1回)	R4.5.26 PM3:00より	緑寿荘会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業報告について(報告)</li> <li>○ 2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算書類等の承認について(原案可決)</li> </ul>
評議員会 (第2回)	R5.3.17 PM3:00より	緑寿荘会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画の承認について(原案可決)</li> <li>○ 2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認について(原案可決)</li> <li>○ 評議員の辞任について(報告)</li> <li>○ 評議員の選任について(原案可決)</li> </ul>

#### IV 会計に関すること

##### <介護老人保健施設会計>

建物更新及び設備の維持のための財源の積立て及び管理

##### <地域包括支援センター会計>

地域包括支援センターに関する会計管理

##### <居宅介護支援会計>

居宅介護支援事業所に関する会計管理

##### <法人会計>

理事会, 評議員会, 公益法人の運営管理

2022年度

# 決算報告書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

介護老人保健施設会計  
地域包括支援センター会計  
居宅介護支援事業所会計  
法人会 会計

貸借対照表  
2023年3月31日現在  
(総括表)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	937,774	538,533	399,241
普通預貯金	71,192,807	90,488,764	△ 19,295,957
定期預貯金	25,558,178	25,558,178	0
立替金	698,443	553,942	144,501
医業未収金	88,353,681	89,353,836	△ 1,000,155
未収金	7,806,600	7,968,760	△ 162,160
貯蔵品	15,000	29,000	△ 14,000
貸倒引当金	△ 513,654	△ 527,945	14,291
他会計へ配賦	98,419,086	91,474,676	6,944,410
流動資産合計	292,467,915	305,437,744	△ 12,969,829
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預貯金	35,000,000	35,000,000	0
基本財産合計	35,000,000	35,000,000	0
(2) 特定資産			
建物更新引当預貯金	388,821,176	394,211,176	△ 5,390,000
建物設備維持引当預貯金	123,454,898	123,454,898	0
退職給付引当預貯金	20,032,156	20,031,550	606
建物	876,150,019	917,980,699	△ 41,830,680
特定資産合計	1,408,458,249	1,455,678,323	△ 47,220,074
(3) その他の固定資産			
構築物	1,091,477	1,358,777	△ 267,300
什器備品	3,600,868	2,681,804	919,064
車両	2,088,006	2,784,006	△ 696,000
医療用器械	14,786,303	18,901,893	△ 4,115,590
その他の器械	10	110,445	△ 110,435
施設利用権	249,321	332,428	△ 83,107
ソフトウェア	58,032	111,601	△ 53,569
長期医業未収金	220,461	232,461	△ 12,000
長期貸付金	0	118,000	△ 118,000
その他の固定資産合計	22,094,478	26,631,415	△ 4,536,937
固定資産合計	1,465,552,727	1,517,309,738	△ 51,757,011
資産合計	1,758,020,642	1,822,747,482	△ 64,726,840
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	21,896,754	36,922,136	△ 15,025,382
賞与引当金	25,360,556	26,018,852	△ 658,296
職員預り金	1,537,579	2,472,951	△ 935,372
法人税等充当金	72,000	242,700	△ 170,700
他会計から配賦	98,419,086	91,474,676	6,944,410
流動負債合計	147,285,975	157,131,315	△ 9,845,340
2. 固定負債			
退職給付引当金	120,005,650	113,417,708	6,587,942
固定負債合計	120,005,650	113,417,708	6,587,942
負債合計	267,291,625	270,549,023	△ 3,257,398
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	253,218,529	266,009,039	△ 12,790,510
寄付金	35,000,000	35,000,000	0
指定正味財産合計	288,218,529	301,009,039	△ 12,790,510
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(35,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(253,218,529)	(266,009,039)	(△12,790,510)
2. 一般正味財産	1,202,510,488	1,251,189,420	△ 48,678,932
(うち特定資産への充当額)	(1,155,239,720)	(1,189,669,284)	(△34,429,564)
一般正味財産合計	1,202,510,488	1,251,189,420	△ 48,678,932
正味財産合計	1,490,729,017	1,552,198,459	△ 61,469,442
負債及び正味財産合計	1,758,020,642	1,822,747,482	△ 64,726,840

貸借対照表（内訳表）

2023年3月31日現在

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		収益事業会計		法人会計	内部取引消去	合計
	介護老人保健施設 会計	地域包括支援センター 会計	取 益 事 業	そ の 他 事 業			
			居宅介護支援事業所 会計				
<b>I 資産の部</b>							
1. 流動資産							
現金	837,033	100,741	0	0	0	0	937,774
普通預貯金	19,481,835	2,596,621	0	19,086,534	30,027,817	0	71,192,807
定期預貯金	25,558,178	0	0	0	0	0	25,558,178
立替金	10,240,781	0	0	0	0	△ 9,542,338	698,443
医薬未収金	83,930,459	0	0	4,423,222	0	0	88,353,681
未収金	77,418	7,183,356	0	545,826	0	0	7,806,600
貯蔵品	15,000	0	0	0	0	0	15,000
短期貸付金	20,039,254	0	0	0	0	△ 20,039,254	0
貸倒引当金	△ 513,654	0	0	0	0	0	△ 513,654
他会計へ配賦	69,366,290	23,805,569	0	5,152,097	95,130	0	98,419,086
流動資産合計	229,032,594	33,686,287	0	29,207,679	30,122,947	△ 29,581,592	292,467,915
2. 固定資産							
(1) 基本財産							
基本財産引当預貯金	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
基本財産合計	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
(2) 特定資産							
建物更新引当預貯金	373,052,729	0	0	15,374,236	394,211	0	388,821,176
建物設備維持引当預貯金	123,454,898	0	0	0	0	0	123,454,898
退職給付引当預貯金	20,032,156	0	0	0	0	0	20,032,156
建物	841,104,018	0	0	34,169,851	876,150	0	876,150,019
特定資産合計	1,357,643,801	0	0	49,544,087	1,270,361	0	1,408,458,249
(3) その他の固定資産							
構築物	1,047,818	0	0	42,568	1,091	0	1,091,477
什器備品	3,600,865	1	0	2	0	0	3,600,868
車両	2,088,005	0	0	1	0	0	2,088,006
医療用器械	14,786,303	0	0	0	0	0	14,786,303
その他の器械	10	0	0	0	0	0	10
施設利用権	249,321	0	0	0	0	0	249,321
ソフトウェア	58,032	0	0	0	0	0	58,032
長期医薬未収金	220,461	0	0	0	0	0	220,461
その他の固定資産合計	22,050,815	1	0	42,571	1,091	0	22,094,478
固定資産合計	1,414,694,616	1	0	49,586,658	1,271,452	0	1,465,552,727
資産合計	1,643,727,210	33,686,288	0	78,794,337	31,394,399	△ 29,581,592	1,758,020,642
<b>II 負債の部</b>							
1. 流動負債							
未払金	18,846,261	12,060,824	0	472,775	59,232	△ 9,542,338	21,896,754
賞与引当金	21,870,236	1,649,256	0	1,828,708	12,356	0	25,360,556
職員預り金	1,528,699	0	0	0	8,880	0	1,537,579
短期借入金	0	0	0	15,629,548	4,409,706	△ 20,039,254	0
法人税等充当金	0	0	0	72,000	0	0	72,000
他会計から配賦	29,168,662	25,354,262	0	42,038,498	1,857,664	0	98,419,086
流動負債合計	71,413,858	39,064,342	0	60,041,529	6,347,838	△ 29,581,592	147,285,975
2. 固定負債							
退職給付引当金	116,896,035	2,838,950	0	0	270,665	0	120,005,650
固定負債合計	116,896,035	2,838,950	0	0	270,665	0	120,005,650
負債合計	188,309,893	41,903,292	0	60,041,529	6,618,503	△ 29,581,592	267,291,625
<b>III 正味財産の部</b>							
1. 指定正味財産							
地方公共団体補助金	253,218,529	0	0	0	0	0	253,218,529
寄付金	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
指定正味財産合計	288,218,529	0	0	0	0	0	288,218,529
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(35,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(253,218,529)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(253,218,529)
2. 一般正味財産	1,167,198,788	△ 8,217,004	0	18,752,808	24,775,896	0	1,202,510,488
(うち特定資産への充当額)	(1,155,239,720)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1,155,239,720)
一般正味財産合計	1,167,198,788	△ 8,217,004	0	18,752,808	24,775,896	0	1,202,510,488
正味財産合計	1,455,417,317	△ 8,217,004	0	18,752,808	24,775,896	0	1,490,729,017
負債及び正味財産合計	1,643,727,210	33,686,288	0	78,794,337	31,394,399	△ 29,581,592	1,758,020,642

正味財産増減計算書

( 総 括 表 )

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	700	700	0
基本財産利息	700	700	0
特定資産運用益	10,748	21,657	△ 10,909
事業収益	589,827,101	615,795,675	△ 25,968,574
介護保健施設介護料収益	374,896,309	384,738,854	△ 9,842,545
施設介護報酬収益	334,104,100	341,126,598	△ 7,022,498
施設利用者負担金収益	40,792,209	43,612,256	△ 2,820,047
居宅介護料収益	90,402,841	101,099,721	△ 10,696,880
居宅介護報酬収益	80,077,637	89,279,103	△ 9,201,466
居宅利用者負担金収益	10,325,204	11,820,618	△ 1,495,414
居宅介護支援料収益	27,506,718	29,952,576	△ 2,445,858
介護予防収益	763,810	744,898	18,912
利用者等利用料収益	96,257,423	99,259,626	△ 3,002,203
介護保険施設利用料収益	19,983,487	20,868,793	△ 885,306
居宅介護サービス利用料収益	2,753,425	2,967,593	△ 214,168
その他の利用料収益	244,500	395,000	△ 150,500
食費収益	46,182,731	47,367,269	△ 1,184,538
居住費収益	27,093,280	27,660,971	△ 567,691
受取補助金等	48,538,663	43,024,486	5,514,177
業務委託金	30,823,116	30,233,976	589,140
助成金	1,014,304	0	1,014,304
受取地方補助金	3,580,733	0	3,580,733
市補助金収益	330,000	0	330,000
受取補助金振替額	12,790,510	12,790,510	0
雑収益	1,937,296	2,476,403	△ 539,107
受取利息収益	1,246	2,257	△ 1,011
雑収益	1,936,050	2,474,146	△ 538,096
経常収益計(A)	640,314,508	661,318,921	△ 21,004,413
(2) 経常費用			
事業費	687,503,375	683,723,935	3,779,440
役員報酬	360,000	360,000	0
給与手当	320,179,548	311,364,995	8,814,553
臨時雇賃金	60,811,610	62,035,501	△ 1,223,891
退職給付費用	21,647,691	36,883,172	△ 15,235,481
法定福利費	55,969,293	54,711,375	1,257,918
医薬品費	6,201,491	6,047,450	154,041
施設療養材料費	2,822,304	1,109,629	1,712,675
その他の材料費	11,743,937	11,112,274	631,663
介護給付費減免	8,237,303	8,360,773	△ 123,470
施設消耗器具備品費	1,072,571	1,976,722	△ 904,151
福利厚生費	1,379,897	1,567,294	△ 187,397
旅費交通費	147,657	67,010	80,647
職員被服費	544,408	361,663	182,745
通信費	1,752,329	1,637,357	114,972
消耗品費	6,616,714	6,482,849	133,865
消耗器具備品費	876,725	778,639	98,086
会議費	7,323	18,525	△ 11,202
車両費	2,086,271	2,330,251	△ 243,980
光熱水費	33,481,352	24,514,129	8,967,223
修繕費	3,413,181	4,391,346	△ 978,165
印刷製本費	94,710	136,510	△ 41,800
賃借料	16,296,792	17,517,013	△ 1,220,221
保険料	1,264,670	1,453,184	△ 188,514
租税公課	142,800	272,370	△ 129,570
雑費	2,367,851	1,508,780	859,071
委託費	73,345,665	72,531,935	813,730
研修費	463,509	345,840	117,669
減価償却費	53,299,829	53,656,600	△ 356,771
雑損	890,235	164,186	726,049
貸倒引当金繰入	513,654	527,945	△ 14,291
貸倒引当金戻入	△ 527,945	△ 501,382	△ 26,563
管理費	1,418,064	1,389,935	28,129
役員報酬	165,000	165,000	0
給与手当	129,502	140,718	△ 11,216
退職給付費用	16,251	34,697	△ 18,446
法定福利費	20,020	19,225	795
旅費交通費	57,000	48,000	9,000
通信費	2,960	5,550	△ 2,590
光熱水費	32,847	23,873	8,974
修繕費	1,324	2,537	△ 1,213
保険料	430	426	4
租税公課	0	300	△ 300
雑費	600	0	600
委託費	458,128	457,468	660
会議費	16,341	32,314	△ 15,973
接待交際費	150,174	93,464	56,710
諸会費	320,000	320,000	0
減価償却費	47,487	46,363	1,124
経常費用計(B)	688,921,439	685,113,870	3,807,569
当期経常増減額(A-B)	△ 48,606,931	△ 23,794,949	△ 24,811,982
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	1	2	△ 1
固定資産除去損	1	2	△ 1
他会計振替額	0	0	0
法人税等充当額	72,000	242,700	△ 170,700
当期一般正味財産増減額	△ 48,678,932	△ 24,037,651	△ 24,641,281
一般正味財産期首残高	1,251,189,420	1,275,227,071	△ 24,037,651
一般正味財産期末残高	1,202,510,488	1,251,189,420	△ 48,678,932
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 12,790,510	△ 12,790,510	0
当期指定正味財産増減額	△ 12,790,510	△ 12,790,510	0
指定正味財産期首残高	301,009,039	313,799,549	△ 12,790,510
指定正味財産期末残高	288,218,529	301,009,039	△ 12,790,510
III 正味財産期末残高	1,490,729,017	1,552,198,459	△ 61,469,442

正味財産増減計算書（内訳表）

2022年4月1日から2023年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	介護老人保健施設 会 計	地域包括支援 センター会計	収 益 事 業	そ の 他 事 業 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 会 計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	0	0	700	0	700
基本財産利息	0	0	0	0	700	0	700
特定資産運用益	10,748	0	0	0	0	0	10,748
事業収益	561,556,573	763,810	0	27,506,718	0	0	589,827,101
介護保健施設介護料収益	374,896,309	0	0	0	0	0	374,896,309
施設介護報酬収益	334,104,100	0	0	0	0	0	334,104,100
施設利用者負担金収益	40,792,209	0	0	0	0	0	40,792,209
居宅介護料収益	90,402,841	0	0	0	0	0	90,402,841
居宅介護報酬収益	80,077,637	0	0	0	0	0	80,077,637
居宅利用者負担金収益	10,325,204	0	0	0	0	0	10,325,204
居宅介護支援料収益	0	0	0	27,506,718	0	0	27,506,718
介護予防収益	0	763,810	0	0	0	0	763,810
利用者等利用料収益	96,257,423	0	0	0	0	0	96,257,423
介護保険施設利用料収益	19,983,487	0	0	0	0	0	19,983,487
居宅介護サービス利用料収益	2,753,425	0	0	0	0	0	2,753,425
その他の利用料収益	244,500	0	0	0	0	0	244,500
食費収益	46,182,731	0	0	0	0	0	46,182,731
居住費収益	27,093,280	0	0	0	0	0	27,093,280
受取補助金等	17,773,547	28,433,000	0	2,332,116	0	0	48,538,663
業務委託金	88,000	28,433,000	0	2,302,116	0	0	30,823,116
助成金	1,014,304	0	0	0	0	0	1,014,304
受取地方補助金	3,580,733	0	0	0	0	0	3,580,733
市補助金収益	300,000	0	0	30,000	0	0	330,000
受取補助金振替額	12,790,510	0	0	0	0	0	12,790,510
雑収益	1,602,265	25,607	0	87,924	221,500	0	1,937,296
受取利息収益	1,205	17	0	24	0	0	1,246
雑収益	1,601,060	25,590	0	87,900	221,500	0	1,936,050
経常収益計（A）	580,943,133	29,222,417	0	29,926,758	222,200	0	640,314,508
(2) 経常費用							
事業費	627,129,805	29,227,140	0	31,146,430	0	0	687,503,375
役員報酬	349,200	5,400	0	5,400	0	0	360,000
給与手当	285,316,830	17,292,525	0	17,570,193	0	0	320,179,548
臨時雇賃金	54,399,582	3,205,165	0	3,206,863	0	0	60,811,610
退職給付費用	20,474,341	693,350	0	480,000	0	0	21,647,691
法定福利費	50,104,966	2,835,628	0	3,028,699	0	0	55,969,293
医薬品費	6,201,491	0	0	0	0	0	6,201,491
施設療養材料費	2,822,304	0	0	0	0	0	2,822,304
その他の材料費	11,743,937	0	0	0	0	0	11,743,937
介護給付費減免	8,237,303	0	0	0	0	0	8,237,303
施設消耗器具備品費	1,072,571	0	0	0	0	0	1,072,571
福利厚生費	1,306,012	33,017	0	40,868	0	0	1,379,897
旅費交通費	76,240	71,417	0	0	0	0	147,657
職員被服費	450,255	56,502	0	37,651	0	0	544,408
通信費	931,294	433,724	0	387,311	0	0	1,752,329
消耗品費	6,263,558	257,120	0	96,036	0	0	6,616,714
消耗器具備品費	863,225	13,500	0	0	0	0	876,725
会議費	0	7,323	0	0	0	0	7,323
車両費	1,598,777	134,385	0	353,109	0	0	2,086,271
光熱水費	31,569,175	600,000	0	1,312,177	0	0	33,481,352
修繕費	3,281,475	80,080	0	51,626	0	0	3,413,181
印刷製本費	94,710	0	0	0	0	0	94,710
賃借料	11,638,837	3,021,206	0	1,636,749	0	0	16,296,792
保険料	924,512	135,808	0	204,350	0	0	1,264,670
租税公課	53,600	21,000	0	68,200	0	0	142,800
雑費	2,272,724	88,025	0	7,102	0	0	2,367,851
委託費	72,557,087	137,280	0	651,298	0	0	73,345,665
研修費	240,724	104,685	0	118,100	0	0	463,509
減価償却費	51,409,131	0	0	1,890,698	0	0	53,299,829
雑損	890,235	0	0	0	0	0	890,235
貸倒引当金繰入	513,654	0	0	0	0	0	513,654
貸倒引当金戻入	△ 527,945	0	0	0	0	0	△ 527,945
管理費	0	0	0	0	1,418,064	0	1,418,064
役員報酬	0	0	0	0	165,000	0	165,000
給与手当	0	0	0	0	129,502	0	129,502
退職給付費用	0	0	0	0	16,251	0	16,251
法定福利費	0	0	0	0	20,020	0	20,020
旅費交通費	0	0	0	0	57,000	0	57,000
通信費	0	0	0	0	2,960	0	2,960
光熱水費	0	0	0	0	32,847	0	32,847
修繕費	0	0	0	0	1,324	0	1,324
保険料	0	0	0	0	430	0	430
雑費	0	0	0	0	600	0	600
委託費	0	0	0	0	458,128	0	458,128
会議費	0	0	0	0	16,341	0	16,341
接待交際費	0	0	0	0	150,174	0	150,174
諸会費	0	0	0	0	320,000	0	320,000
減価償却費	0	0	0	0	47,487	0	47,487
経常費用計（B）	627,129,805	29,227,140	0	31,146,430	1,418,064	0	688,921,439
当期経常増減額（A-B）	△ 46,186,672	△ 4,723	0	△ 1,219,672	△ 1,195,864	0	△ 48,606,931
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	1	0	0	0	0	0	1
固定資産除去損	1	0	0	0	0	0	1
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0
法人税等充当額	0	0	0	72,000	0	0	72,000
当期一般正味財産増減額	△ 46,186,673	△ 4,723	0	△ 1,291,672	△ 1,195,864	0	△ 48,678,932
一般正味財産期首残高	1,213,385,461	△ 8,212,281	0	20,044,480	25,971,760	0	1,251,189,420
一般正味財産期末残高	1,167,198,788	△ 8,217,004	0	18,752,808	24,775,896	0	1,202,510,488
II 指定正味財産増減の部							
一般正味財産への振替額	△ 12,790,510	0	0	0	0	0	△ 12,790,510
当期指定正味財産増減額	△ 12,790,510	0	0	0	0	0	△ 12,790,510
指定正味財産期首残高	301,009,039	0	0	0	0	0	301,009,039
指定正味財産期末残高	288,218,529	0	0	0	0	0	288,218,529
III 正味財産期末残高	1,455,417,317	△ 8,217,004	0	18,752,808	24,775,896	0	1,490,729,017



## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、期末退職給与の自己都合額に相当する金額を計上している。なお、基準変更時差異（59,804,925円）については、平成23年度から、12年間で費用処理している。
賞与引当金	職員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
貸倒引当金	医業未収金の貸倒損失に備えるため、法定繰入率により計上している。

(3) 消費税等の会計処理

免税事業者に該当するため、会計処理は税込方式を適用している。

(4) リース取引の処理方法

少額なものを除き、購入時に固定資産として計上している。  
減価償却費相当額は、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法で算定している。

(5) 受取補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

業務委託金収益	取手市との委託事業による補助金
市補助金	取手市より物価高騰支援金
助成金	茨城県より新型コロナウイルス休業助成金
地方補助金	茨城県より介護職員処遇改善補助金 茨城県より新型コロナウイルス感染症体制確保補助金

(単位：円)

科 目	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
業務委託金	取手市	0	30,823,116	30,823,116	0
市補助金	取手市	0	330,000	330,000	0
助成金	茨城県	0	1,014,304	1,014,304	0
地方補助金	茨城県	0	3,580,733	3,580,733	0
合 計		0	35,748,153	35,748,153	0

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産引当預貯金	35,000,000	0	0	35,000,000
建物更新引当預貯金	394,211,176	0	5,390,000	388,821,176
建物設備維持引当預貯金	123,454,898	0	0	123,454,898
退職給付引当預貯金	20,031,550	606	0	20,032,156
建物	917,980,699	0	41,830,680	876,150,019
合 計	1,490,678,323	606	47,220,680	1,443,458,249

3. 基本財産及び特定資産の財産等の内訳

基本財産及び特定資産の財産等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味財 産からの充当額)
基本財産			
基本財産引当預貯金	35,000,000	(35,000,000)	
小 計	35,000,000	(35,000,000)	
特定資産			
建物更新引当預貯金	388,821,176		(388,821,176)
建物設備維持引当預貯金	123,454,898		(123,454,898)
退職給付引当預貯金	20,032,156		(20,032,156)
建物	876,150,019	(253,218,529)	(622,931,490)
小 計	1,408,458,249	(253,218,529)	(1,155,239,720)
合 計	1,443,458,249	(288,218,529)	(1,155,239,720)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	2,170,321,150	1,294,171,131	876,150,019
構築物	66,600,950	65,509,473	1,091,477
什器備品	20,571,431	16,970,563	3,600,868
車両	29,105,210	27,017,204	2,088,006
医療用器械	74,194,795	59,408,492	14,786,303
その他の器械	6,171,280	6,171,270	10
施設利用権	4,155,359	3,906,038	249,321
ソフトウェア	393,240	335,208	58,032
合 計	2,371,513,415	1,473,489,379	898,024,036

5. 担保に供している資産  
 担保に供している資産はない。
6. 保証債務等の偶発債務  
 保証債務等の偶発債務はない。
7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	12,790,510
合 計	12,790,510

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	26,018,852	25,360,556	26,018,852	0	25,360,556
退職給付引当金	113,417,708	6,587,942	0	0	120,005,650
貸倒引当金	△ 527,945	0	△ 14,291	0	△ 513,654

# 2022年度緑寿荘利用状況

月	利用形態	運営日数	延べ利用者数	日平均利用者数	入所者数	退所者数	通所(平日)稼働率	通所(土)稼働率	入所稼働率(短期含)	在宅復帰率	入所の平均年齢	利用者内訳							
												取手市民			その他				
												男	女	計	%	男	女	計	%
4月	入所	30	2,535	84.5	3	8	58.4%	56.0%	86.4%	37.5%	87.1	19	52	71	79.78%	4	14	18	20.22%
	シヨート	30	57	1.9	14	15						3	7	10	83.33%	1	1	2	16.67%
	通所(平日)	21	613	29.2								29	45	74	96.10%	1	2	3	3.90%
	通所(土)	5	56	11.2								51	104	155	87.08%	6	17	23	12.92%
	合計	31	2,516	81.2	7	10						19	51	70	79.55%	4	14	18	20.45%
5月	シヨート	31	65	2.1	15	14	60.5%	55.0%	83.3%	50.0%	87.1	3	6	9	90.00%	0	1	1	10.00%
	通所(平日)	22	666	30.3								30	47	77	96.25%	1	2	3	3.75%
	通所(土)	4	44	11.0								52	104	156	87.64%	5	17	22	12.36%
	合計	30	2,374	79.1	7	6						17	50	67	77.91%	4	15	19	22.09%
6月	シヨート	30	43	1.4	10	11	63.5%	60.0%	80.6%	33.3%	86.9	4	2	6	85.71%	0	1	1	14.29%
	通所(平日)	22	698	31.7								31	49	80	96.39%	1	2	3	3.61%
	通所(土)	4	48	12.0								52	101	153	86.93%	5	18	23	13.07%
	合計	31	2,508	80.9	6	2						18	47	65	77.38%	4	15	19	22.62%
7月	シヨート	31	34	1.1	13	12	60.7%	54.0%	82.0%	0.0%	87.3	6	3	9	90.00%	0	1	1	10.00%
	通所(平日)	21	637	30.3								29	46	75	94.94%	1	3	4	5.06%
	通所(土)	5	54	10.8								53	96	149	86.13%	5	19	24	13.87%
	合計	31	2,607	84.1	5	3						19	49	68	77.27%	4	16	20	22.73%
8月	シヨート	31	22	0.7	8	10	58.6%	62.5%	84.8%	33.3%	87.1	5	3	8	100.00%	0	0	0	0.00%
	通所(平日)	10	293	29.3								29	44	73	94.81%	1	3	4	5.19%
	通所(土)	2	25	12.5								53	96	149	86.13%	5	19	24	13.87%
	合計	30	2,413	80.4	8	12						19	49	68	77.27%	4	16	20	22.73%
9月	シヨート	30	38	1.3	17	16	63.3%	56.7%	81.7%	50.0%	87.6	6	6	12	100.00%	0	0	0	0.00%
	通所(平日)	20	633	31.7								29	46	75	94.94%	1	3	4	5.06%
	通所(土)	3	34	11.3								54	101	155	86.59%	5	19	24	13.41%
	合計	31	2,481	80.0	8	4						19	47	66	76.74%	4	16	20	23.26%
10月	シヨート	31	64	2.1	20	18	63.7%	60.0%	82.1%	0.0%	88.2	5	6	11	91.67%	0	1	1	8.33%
	通所(平日)	21	669	31.9								29	47	76	96.20%	1	2	3	3.80%
	通所(土)	5	60	12.0								53	100	153	86.44%	5	19	24	13.56%
	合計	31	2,481	80.0	8	4													

# 2022年度緑寿荘利用状況

月	利用形態	運営日数	延べ利用者数	日平均利用者数	入所者数	退所者数	通所(平日)稼働率	通所(土)稼働率	入所稼働率(短期含)	在宅復帰率	入所の平均年齢	利用者内訳							
												取手市民			その他				
												男	女	計	%	男	女	計	%
11月	入所	30	2,448	81.6	5	3	60.4%	61.3%	83.1%	33.3%	88.2	18	49	67	77.91%	4	15	19	22.09%
	シヨート	30	45	1.5	19	19						2	7	9	81.82%	0	2	2	18.18%
	通所(平日)	20	604	30.2								32	44	76	96.20%	1	2	3	3.80%
	通所(土)	4	49	12.3								52	100	152	86.36%	5	19	24	13.64%
	合計											18	52	70	79.55%	3	15	18	20.45%
12月	入所	31	2,575	83.1	6	5	51.3%	55.0%	84.0%	0.0%	88.1	4	4	8	88.89%	0	1	1	11.11%
	シヨート	31	29	0.9	10	12						28	41	69	95.83%	1	2	3	4.17%
	通所(平日)	15	385	25.7								50	97	147	86.98%	4	18	22	13.02%
	通所(土)	3	33	11.0								17	51	68	81.93%	1	14	15	18.07%
	合計											2	4	6	100.00%	0	0	0	0.00%
1月	入所	31	2,375	76.6	7	6	53.4%	57.5%	78.0%	0.0%	88.1	27	43	70	94.59%	1	3	4	5.41%
	シヨート	31	43	1.4	11	11						46	98	144	88.34%	2	17	19	11.66%
	通所(平日)	20	534	26.7								18	52	70	81.40%	2	14	16	18.60%
	通所(土)	4	46	11.5								3	4	7	100.00%	0	0	0	0.00%
	合計											26	41	67	95.71%	1	2	3	4.29%
2月	入所	28	2,251	80.4	10	4	49.7%	48.8%	82.7%	40.0%	87.4	47	97	144	88.34%	3	16	19	11.66%
	シヨート	28	34	1.2	11	11						18	51	69	81.18%	2	14	16	18.82%
	通所(平日)	20	520	26.0								5	6	11	100.00%	0	0	0	0.00%
	通所(土)	4	37	9.3								25	39	64	95.52%	1	2	3	4.48%
	合計											48	96	144	88.34%	3	16	19	11.66%
3月	入所	31	2,521	81.3	3	5	49.7%	48.8%	82.7%	40.0%	87.4	219	600	819	88.34%	40	178	218	11.66%
	シヨート	31	42	1.4	12	10						48	58	106		1	8	9	
	通所(平日)	23	571	24.8								344	532	876		12	28	40	
	通所(土)	4	39	9.8								611	1190	1801	87.09%	53	214	267	12.91%
	合計											183	500	683	78.98%	3.3	14.8	18.2	21.02%
年間延べ数	入所	304	2,467.0	81.1	6.3	5.7	58.0%	56.1%	82.5%	29.4%	87.5	4.0	4.8	8.8	92.17%	0.1	0.7	0.8	7.83%
	シヨート	304	43.0	1.4	13.3	13.3						28.7	44.3	73.0	95.63%	1.0	2.3	3.3	4.37%
	通所(平日)	19.6	568.6	29.0								50.9	99.2	150.1	87.09%	4.4	17.8	22.3	12.91%
	通所(土)	3.9	43.8	11.2															
	合計																		

2022年度 居宅介護支援事業所緑寿荘 相談実績及び介護保険利用者実績 2023年3月末日現在 (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
訪問	207	191	223	194	169	191	192	178	146	188	181	188	2,248
来所	11	10	10	7	9	5	11	6	7	11	3	6	96
電話	184	203	176	172	203	128	209	169	193	221	181	191	2,230
その他	27	22	29	41	24	34	40	23	44	48	37	21	390
合計	429	426	438	414	405	358	452	376	390	468	402	406	4,964
支援1	13	12	13	12	12	12	13	12	12	14	14	13	152
支援2	27	28	28	28	28	28	28	25	24	23	22	23	312
事業対象者	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	17
計	42	42	43	42	42	41	42	38	37	38	37	37	481
介護度1	71	73	72	73	67	69	64	66	67	63	65	68	818
介護度2	41	41	40	38	39	41	41	42	40	39	36	37	475
介護度3	19	21	18	19	19	19	20	17	18	17	17	19	223
介護度4	6	6	5	7	8	7	12	8	8	7	7	8	89
介護度5	4	5	4	3	3	4	4	4	4	2	4	5	46
計	141	146	139	140	136	140	141	137	137	128	129	137	1,651
合計	183	188	182	182	178	181	183	175	174	166	166	174	2,132

# 2022年度 地域包括支援センター相談業務年間実績報告書

(単位:人)

項目	月												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
相談件数	115	90	135	137	121	60	150	126	104	107	149	123	1,417
来所	850	795	951	956	1,183	1,036	825	695	764	1,072	864	932	10,923
電話	437	395	462	390	473	393	323	338	348	347	443	532	4,881
訪問	1,402	1,280	1,548	1,483	1,777	1,489	1,298	1,159	1,216	1,526	1,456	1,587	17,221
合計	342	345	387	329	368	288	299	248	313	317	326	394	3,956
本人	387	309	357	338	424	314	257	263	265	354	310	391	3,969
家族	256	290	291	290	375	309	345	352	314	391	341	237	3,791
介護支援専門員	85	72	106	122	68	125	66	30	62	112	82	175	1,105
介護サービス事業所職員	135	113	170	174	177	154	141	125	110	135	175	172	1,781
行政関係者	135	65	137	95	227	183	129	78	73	113	147	159	1,541
関係機関	45	74	73	70	64	59	39	49	62	89	46	42	712
民生委員	17	12	27	65	74	57	22	14	17	15	29	17	366
近隣・知人	1,402	1,280	1,548	1,483	1,777	1,489	1,298	1,159	1,216	1,526	1,456	1,587	17,221
合計	27	27	25	15	22	30	21	16	17	30	39	24	293
第一号介護予防支援事業	131	116	138	137	155	147	143	135	85	130	138	191	1,646
虐待・権利擁護	217	153	165	117	263	93	142	136	102	172	137	170	1,867
包括的・継続的ケアマネジメント	112	95	137	114	143	125	90	72	75	127	108	106	1,304
認知症に関すること	425	424	489	503	540	548	443	383	412	514	452	502	5,635
介護保険に関すること	368	379	464	445	524	412	316	329	428	427	462	431	4,985
高齢福祉に関すること	122	86	130	152	130	134	143	88	97	126	120	163	1,491
その他	1,402	1,280	1,548	1,483	1,777	1,489	1,298	1,159	1,216	1,526	1,456	1,587	17,221
合計	1,402	1,280	1,548	1,483	1,777	1,489	1,298	1,159	1,216	1,526	1,456	1,587	17,221

## 2022年度 地域包括支援センター相談登録者数

(単位:人)

人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前月登録数	2,439	2,455	2,467	2,486	2,511	2,657	2,667	2,673	2,690	2,669	2,664	2,667
新規相談者数	34	34	32	44	181	28	22	29	25	28	16	28
終了者	18	22	13	19	35	18	16	12	46	32	13	32
登録者合計	2,455	2,467	2,486	2,511	2,657	2,667	2,673	2,690	2,669	2,665	2,667	2,663

## 2022年度 地域包括支援センター研修実績

(単位:回)

研修内容	参加回数
地域ケアシステム関係	6
認知症関係	9
権利擁護関係	13
介護保険・福祉制度関係	3
ケアマネジメント等関係	6
その他(感染症等)	22
合計	59

## 監査報告書

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団  
理事長（代表理事） 藤井信吾 様

私たち監事は、2022年4月1日から2023年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2 監査意見

#### (1) 事業報告等の監査報告

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

2023年5月9日

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団

監事 石橋大輔 

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団

監事 石塚幸夫 

## 2023年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画

### I 基本方針

当事業団は取手市域における高齢者等の健康・医療・福祉に関する総合的な向上に寄与することを目的としています。その目的を果たすべく、最新の感染症対策を行ったうえで、高齢者等への総合的な介護事業を進めてまいります。

より良きサービスが提供できるように、努力を重ねて、ご利用される皆様に安心してご利用いただけるように、以下の事業を進めてまいります。

(新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大状況により、一部の事業計画が実施できない場合があります。)

#### <理念>

- 1 ご利用者様の尊厳を守ります。
- 2 安全に配慮しながら、ご利用者様の生活機能の維持・向上を目指し、総合的に支援します。
- 3 ご家族や地域の人々・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるように支援します。

#### <実践内容>

ご利用者様のケアの実践としてTHF運動を推進して、安心安全のケアサービスを提供いたします。

- 1 Thinking care ご利用者様の立場に立って考える介護
- 2 Hugging care ご利用者様の考えに寄り添う介護
- 3 Follow up care 在宅復帰後もつながりを持ち最後まで関わっていく介護

### II 公益事業

- 1 介護老人保健施設サービス及び短期（予防）入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営

#### (1) 生活困難者への支援を目的とした介護老人保健施設の運営

社会福祉法に定める第2種社会福祉事業（自己負担費用の無料又は低額）を行う介護保険施設を運営しています。

これは、生活困難者に対する支援や利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることを目的として、利用料の一部を減免しているものです。

また、短期（予防）入所療養介護サービスでは施設の空きベッドを短期間利用し、在宅生活における身体的機能の低下の予防や家族の介護負担の軽減を目的に事業を行っています。短期（予防）入所療養介護サービスも、生活困難者への支援を目的に減免規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。

## (2) 介護老人保健施設の運営

介護老人保健施設の特徴は、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種がご利用者様の身体機能に合ったケアプランを立案し、リハビリテーション等を行い、自立した在宅生活が営めるようにする施設です。地域包括ケアシステムに示された地域連携を図りながら、ご利用者様の在宅復帰を着実に推進してまいります。

### ① 家族会

ご家族からの施設評価としての意味合いや、日頃の悩みを話し合っていく機会を作り、情報の共有の場としての機能を強化してまいります。

### ② 安全や衛生の管理

#### (ア) リスク管理の徹底

要介護状態の高齢者は免疫力の低下を伴っているため、健康・安全両面でハイリスクグループであり、集団生活という状況に起因するリスクや、地域に開かれた施設であるがゆえのリスクを常に抱えています。新規のご利用者様や職員を含めた感染症対策を第一義と考え徹底した管理を行い、安心してご利用いただけるよう、安全・衛生委員会を中心にリスク管理を徹底してまいります。

#### (イ) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス等の感染症については、最新の対策マニュアルを遵守して対応しまん延防止に努めてまいります。

また、管理する上で欠かせない、衛生備品（マスク・手袋等）についても保管数を見直し、通常備蓄の3倍の備品を確保して、不測の事態に備えてまいります。

#### (ウ) 事故や自然災害や感染症等への対応

現在、施設内での事故防止対策として安全・衛生委員会を設置してひやりはっと報告に基づいて、各事例を多方面から分析検討し、事故予防の対策を図っております。事故が起きてからではなく、未然に防ぐため、ご利用者様個別のアセスメントのみならず、ケアプラン・介護状況・環境・連携体制に至るまできめ細かく検討し、ご利用者様に安心安全なサービスの提供ができるように引き続き努力してまいります。

また、災害時に持続可能な運営を図るため、業務継続計画書（BCP）を基に自然災害や感染症等を想定した対応のシミュレーションを重ねて不測の事態に備えてまいります。

### ③ 個別ケアの充実

THFケアをより実践化させたユマニチュード（ご利用者様の目線で正面から見つめ・優しい前向きな事を何度も話しかけ・ご利用者様と触れ合いながら寝たきりにならないようになるべく立位保持を促す。以上4つの介助方法を用いた手法）を柱にした介護を実践してまいります。

また、老人保健施設の特徴の一つでもある多職種（医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、ケアマネージャー等）協働でご利用者様の個別ケアの充実を更に高めてまいります。

(ア) 要介護状態の重度化への対応

胃ろう挿入者へのケアの充実を図ってまいります。

(イ) ターミナルケア（エンドオブライフケア）の充実

毎月のターミナルケア委員会を中心に、ご利用者様及びご家族の皆様安心してより良き終末期ケアの提供ができるよう充実させてまいります。

(ウ) 栄養改善の取組み

低栄養リスクの高いご利用者様に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成して低栄養リスクの改善に努めてまいります。

④ 「食」に関する安心安全サービスの充実

施設の生活の中で、ご利用者様が一番楽しみにしているものの一つとして食事が挙げられます。管理栄養士の管理のもと、安全な食材料の提供のため品質管理を徹底して感染症対策をしっかりと立てて適切な食事摂取が行われるよう支援します。

また、より一層食を楽しんで頂けるように様々な企画を立ててまいります。

<食事プロジェクト>

- ・毎月のお楽しみ献立の拡充
- ・仕出し弁当（様々な種類のお弁当を用意して、その中から好きなお弁当を選んでいただき、食を楽しむ企画です。）
- ・毎月のイベント（乳製品・フルーツ・ケーキ等）
- ・2選択メニューの実施（おかずを2種類から選択できるサービスです。通所限定サービスではデザートや付け合わせを2種類の中から選択できるサービスもあります。）
- ・通常献立とは異なった12種類の特別メニュー（和・洋・中）から選んで楽しんでいただくサービスです。

<認知リハビリを兼ねたクラブ活動>

- ・調理クラブ（ご利用者様が食べたいメニューから、それに必要な材料まで購入して調理していくクラブ活動です。）

⑤ リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを更に充実して、安心して在宅生活ができるように支援いたします。

また、在宅復帰されたご利用者様のご自宅に訪問し、生活面でのフォローアップを中心に在宅復帰後のサポート体制を充実させ、安心して生活できるようにしてまいります。

(ア) リハビリテーションの多様化

様々な状態に合わせたリハビリテーションを行い、身体機能の維持向上を目指します。

#### <個別生活動作療法>

摂食及び嚥下練習，関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習），起居動作練習，ベッドサイドでの起立・立位保持練習，移乗動作練習，歩行練習，トイレ動作練習，床上動作練習，階段（段差）昇降練習，家事動作練習

#### <物理療法（疼痛の緩和）>

ホットパック（湿式・乾式），マイクロ波，低周波，足浴

#### <浮腫療法>

リンパマッサージ，メドマー（治療器械），筋力増強運動（マシンを使った練習を含む），足浴

#### <個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練），学習療法，回想法，運動療法，リラクゼーション・マッサージ療法，作業療法

#### <音楽療法>

歌うことや楽器を使用して，音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを，心身の障害の回復，機能の維持改善，生活の質の向上に向けて，意図的，計画的に行います。

#### （イ）機器の拡充

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し，身体機能の維持向上を目指します。

#### （ウ）在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して，快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案します。

## 2 通所リハビリテーションサービスの運営

### （1）通所リハビリテーションサービスの運営

在宅生活の維持及び家族の介護負担の軽減を目的に実施しています。具体的には，通所リハビリ計画に基づき，心身の機能の維持回復を図ることを目的に，医師，看護職，介護職，理学・作業療法士，言語聴覚士，管理栄養士等がリハビリを実施しています。

また，通所リハビリテーションサービスも生活困難者への支援を目的に減免規程を定め，利用料の一部を減免するサービスを実施しています。本年度も安心して在宅生活が営めるようサービスの向上に努めてまいります。

### （2）感染症対策の徹底

新型コロナウイルス等の感染症については，最新の対策マニュアルを遵守

して対応し、まん延防止に努めてまいります。

また、管理する上で欠かせない、衛生備品（マスク・手袋等）についても保管数を見直し、通常備蓄の3倍の備品を確保して、不測の事態に備えてまいります。

### (3) 通所リハビリテーションの概要

在宅生活の要である通所リハビリテーションは、他の通所サービスとは異なり、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種が、個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。

また、単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より、ご利用者様にご満足していただけるように各種イベントを開催して、楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上のため、下記の療法を実施してまいります。

#### <個別生活動作療法>

関節可動域運動及びポジショニング(姿勢維持のための練習)、起居動作練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段(段差)昇降練習

#### <物理療法(疼痛の緩和)>

ホットパック(湿式・乾式)、マイクロ波、低周波、足浴

#### <浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー(治療器械)、筋力増強運動(マシンを使った練習を含む)、足浴

#### <個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション(見当識の訓練)、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

#### <音楽療法>

歌うことや楽器を使用して音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

#### <機器の拡充>

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

#### <各種イベント等>

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して、通う楽しみを提供し、継続したリハビリの提供ができるようにしてまいります。

月例会 毎月イベントを開催して、通う楽しみを提供します。

クラブ活動 リハビリの一環でもあるクラブ活動を更に充実させ、活動意欲の向上に努めます。

### 3 地域包括支援センター事業の運営

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活をつづけることができるようにするため、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していく中で地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることができる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指し、各種の事業を実施してまいります。

#### (1) 包括的支援事業

##### ① 総合相談支援業務

###### <実態把握>

窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調査を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ一般介護予防事業につなげる等、早期対応できるようにします。

###### <総合相談業務>

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者への適切な支援につなげるようにします。

###### <地域支援ネットワーク構築業務>

効率的・効果的に地域包括支援センターの業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を予防します。

また、地域住民等が主体となって行う地域介護予防活動支援事業に係るサポーター活動の支援や健康相談・教育等を実施し、地域団体等と日頃から連携を図り、実際の活動に活用できるように体制を強化します。

これにより、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは見守り活動を行うことができるようにします。

##### ② 権利擁護業務

###### <成年後見制度の活用>

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などのため成年後見人制度等を活用した支援を行います。

<高齢者虐待への対応>

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応を行います。

<困難事例への対応>

困難事例を把握した場合は、実態把握の上、地域包括支援センターの専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が連携して対応を検討します。

<消費者被害の防止>

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築>

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の活力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

<介護支援専門員に対する支援・指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備>

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

また、取手市介護支援専門員連絡協議会へ参加し情報提供や活動支援を行うほか、事例検討会・研修会を開催し、介護支援専門員の資質の向上を図るための支援を行うとともに、地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務を実施できるように、介護支援専門員のネットワークの構築に努めます。

④ 地域ケア個別会議の充実

介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援要請事例等について、多職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア個別会議の充実に努めます。

また、本人の自立支援・重度化防止を図るための介護予防のための地域ケア個別会議を実施します。

⑤ 認知症施策の推進

日々の総合相談や認知症相談により支援を必要とする住民の把握を行い、相談後カンファレンスに参加する等、認知症の疑いのある者の早期発見・対応、適切なサービス利用や家族支援、生活環境の調整等を行います。

また、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、地域住民への正しい知識の普及を図ります。

さらに、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられ

るよう、ケア体制の構築に努めます。

#### ⑥ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、市と共同で医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するため、取手市医師会が実施する事業に協力します。

#### ⑦ 生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら暮らしていくためには、日常生活を支えていく生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターと連携するとともに、協議体を実施し協働でその取り組みを推進します。

なお、介護予防のための地域ケア個別会議には、生活支援コーディネーターも参画し、充実した生活支援サービスの体制整備を推進します。

### (2) 第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

### (3) その他

厚生労働省が作成した地域包括支援センター業務マニュアルをはじめ、地域包括支援センターの設置運営や地域支援事業の実施についての厚生労働省からの通知に沿って、地域支援事業を実施します。

また、各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては、受託仕様に則り行ってまいります。

## 4 職員の処遇改善

社会問題となっている人材の不足を解消するために、今まで以上に働く人が魅力を感じる職場づくりを目指し、以下の充実を図ってまいります。

### (1) 人事考課

キャリアパス（職員の資格や能力、勤続年数等に応じて、具体的な処遇アップやポスト、役職（処遇や役職のステップアップ経路）を決める等級制度）を確実にを行い、職場において自己を十分に発揮できるように職員のやる気を鼓舞してまいります。

### (2) 職員教育制度の充実（オンライン研修等含む）

年間教育プログラムを計画して、個々のスキルアップを図ります。特に、認知症ケアに関しては実践者研修・実践リーダー研修・指導者研修等を介護職員中心に受講して認知症対応力向上促進に努めてまいります。

また、他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充、外部研修会・老人保健施

設協会主催の全国大会や県大会での研究発表等への参加を通じて、看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を図ってまいります。

### (3) 奨学金制度

職員のスキル向上を目的とした奨学金制度を充実させ、資格取得を支援し、より良いケアの提供に努めてまいります。

### (4) 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、産業医の指導のもと、積極的かつ効果的に職員の健康管理に努めてまいります。

#### ① 健康管理活動

- ・定期健康診断実施後及びストレスチェック実施後の産業医による保健指導及び健康相談
- ・労働安全衛生法に基づくストレスチェック

#### ② 教育活動

- ・産業医による健康セミナー
- ・メンタルヘルスセミナー
- ・防災及び感染症対策シミュレーション

#### ③ 健康づくり活動

- ・健康ニュース（新聞）の発刊
- ・職員への健康セミナー参加等推進活動

#### ④ 職員の福利厚生

- ・職員の働く意欲やスキルアップを鼓舞するための奨学金制度の継続
- ・資格取得のための支援
- ・資質向上のための研修、技術指導等による職員の能力向上
- ・休暇制度の充実によるストレスの改善

## 5 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業

### <地域貢献事業及び相談援助事業>

#### 「緑寿荘セミナー」の開催

一般市民を対象に、できる限り要介護状態にならないための健康維持に関する各種講座を開催し、地域高齢者へ健康維持の啓発活動を行ってまいります。

#### 「認知症予防セミナー及び緑寿荘カフェ」の開催

一般高齢者を対象に認知症予防セミナーを開催し、認知症に関する啓発及び認知症予防のための講義やトレーニングを実施してまいります。

また、セミナー終了後にオレンジカフェを開き、悩みや情報を共有しながら交流を図ることを目的に開催してまいります。

#### 「介護教室」の開催

老人保健施設は在宅復帰を推進する施設です。その際、大事になってくるのは

ご自宅での介護方法です。ご家族様の目線に立ち、排泄・入浴・食事等の基本の介護技術を学び、安心して在宅復帰できるように支援してまいります。

「健康なんでも相談」の実施

電話・FAX・メール等を利用して、取手市民の健康に関する相談を受け付け、迅速に具体的解決方法を相談者へ回答いたします。

### Ⅲ その他の事業

#### <居宅介護支援事業>

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいります。そのためにも専門性の高い介護支援専門員を育成し、地域社会に信頼される事業所の体制作りを目指します。

また、地域の高齢者の情報窓口である民生委員等の皆様と今まで以上に情報を共有し、安心して生活できるよう支援してまいります。

#### 1 地域に信頼される居宅介護支援事業所として

(1) 定期的な会議を通じて各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいります。

(2) 24時間の相談体制により、ご利用様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいります。それと同時に、緊急時に対応できるように対処してまいります。

#### 2 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

(1) 計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいります。

(2) 各種研修会等へ参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいります。

### Ⅳ 設備の更新及び修繕

長期修繕計画に基づき計画的修繕を実施して、安心安全に施設をご利用いただけるように次の修繕等を計画しています。

・施設外壁塗装及び屋上防水改修工事(コロナの影響で実施できなかったため)

### Ⅴ 会計別予算計上

#### 1 法人会計

(1) 公益財団法人の管理運営

(2) 理事会・評議員会の開催

#### 2 介護老人保健施設会計

- (1) 介護老人保健施設入所・短期入所・通所リハビリテーション等の事業運営
- (2) 季節行事の実施（入所・通所）毎月行う季節イベント・緑寿荘セミナー等
- (3) 設備・修繕等
- (4) 職員研修の実施
- (5) 建物更新引当資産及び建物設備維持引当資産の管理

### 3 地域包括支援センター会計

- (1) 包括的支援事業
- (2) 介護予防支援業務
- (3) 職員研修の実施

### 4 居宅介護支援事業所会計

- (1) 介護保険制度の相談等
- (2) 介護（介護予防）サービス計画の実施
- (3) 受託契約の履行（介護保険認定調査の実施等）
- (4) 職員研修の実施

2023年度

予 算 書

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月 31日

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

介護老人保健施設会計  
地域包括支援センター会計  
居宅介護支援事業所会計  
法 人 会 計

収支予算書内訳表

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	介護老人保健施設会計	地域包括支援センター会計	居宅介護支援事業所会計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	0	1,000	0	1,000
基本財産受取利息	0	0	0	1,000	0	1,000
特定資産運用益	50,000	0	0	0	0	50,000
特定資産受取利息	50,000	0	0	0	0	50,000
事業収益	631,633,000	646,000	29,630,000	0	0	661,909,000
介護保健施設介護料収益	406,639,000	0	0	0	0	406,639,000
居宅介護料収益	115,967,000	0	0	0	0	115,967,000
利用者等利用料収益	109,027,000	0	0	0	0	109,027,000
居宅介護支援料収益	0	0	29,630,000	0	0	29,630,000
介護予防収益	0	646,000	0	0	0	646,000
受取補助金等	12,790,000	31,101,000	2,587,000	0	0	46,478,000
業務委託金	0	31,101,000	2,587,000	0	0	33,688,000
受取補助金振替額	12,790,000	0	0	0	0	12,790,000
雑収益	623,000	0	79,000	0	0	702,000
経常収益計(A)	645,096,000	31,747,000	32,296,000	1,000	0	709,140,000
(2) 経常費用						
事業費	697,773,095	31,771,000	30,140,000	0	0	759,684,095
役員報酬	350,000	6,000	6,000	0	0	362,000
給与手当	291,152,000	19,313,000	18,168,000	0	0	328,633,000
臨時雇賃金	54,725,000	3,113,000	3,255,000	0	0	61,093,000
退職給付費用	25,717,000	480,000	480,000	0	0	26,677,000
法定福利費	45,484,000	2,770,000	3,057,000	0	0	51,311,000
医薬品費	5,705,000	0	0	0	0	5,705,000
施設療養材料費	1,524,000	0	0	0	0	1,524,000
その他の材料費	15,179,000	0	0	0	0	15,179,000
介護給付費減免	9,412,000	0	0	0	0	9,412,000
福利厚生費	1,142,000	56,000	42,000	0	0	1,240,000
旅費交通費	84,000	0	0	0	0	84,000
通信費	857,000	340,000	365,000	0	0	1,562,000
減価償却費	52,913,000	0	315,000	0	0	53,228,000
施設消耗器具備品費	4,902,000	0	0	0	0	4,902,000
消耗器具備品費	585,000	300,000	30,000	0	0	915,000
会議費	0	10,000	0	0	0	10,000
消耗品費	6,876,000	624,000	186,000	0	0	7,686,000
修繕費	49,634,000	100,000	742,000	0	0	50,476,000
職員被服費	1,078,000	60,000	60,000	0	0	1,198,000
車両費	1,759,000	192,000	281,000	0	0	2,232,000
光熱水費	36,826,000	600,000	604,000	0	0	38,030,000
印刷製本費	61,000	80,000	0	0	0	141,000
賃借料	12,697,000	3,017,000	1,694,000	0	0	17,408,000
保険料	935,000	136,000	195,000	0	0	1,266,000
租税公課	54,000	21,000	311,000	0	0	386,000
雑費	1,427,000	197,000	11,000	0	0	1,635,000
委託費	76,287,095	131,000	304,000	0	0	76,722,095
研修費	408,000	225,000	34,000	0	0	667,000
管理費	0	0	0	1,659,000	0	1,659,000
役員報酬	0	0	0	320,000	0	320,000
給与手当	0	0	0	133,000	0	133,000
退職給付費用	0	0	0	21,000	0	21,000
法定福利費	0	0	0	20,000	0	20,000
旅費交通費	0	0	0	100,000	0	100,000
通信費	0	0	0	10,000	0	10,000
減価償却費	0	0	0	48,000	0	48,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0
接待交際費	0	0	0	150,000	0	150,000
諸会費	0	0	0	321,000	0	321,000
光熱水費	0	0	0	29,000	0	29,000
会議費	0	0	0	40,000	0	40,000
租税公課	0	0	0	5,000	0	5,000
雑費	0	0	0	3,000	0	3,000
委託費	0	0	0	459,000	0	459,000
経常費用計(B)	697,773,095	31,771,000	30,140,000	1,659,000	0	761,343,095
当期経常増減額(A-B)	△ 52,677,095	△ 24,000	2,156,000	△ 1,658,000	0	△ 52,203,095
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,078,000	0	△ 1,078,000	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 51,599,095	△ 24,000	1,078,000	△ 1,658,000	0	△ 52,203,095
一般正味財産期首残高	1,273,997,000	△ 8,686,000	22,856,000	24,796,000	0	1,312,963,000
一般正味財産期末残高	1,222,397,905	△ 8,710,000	23,934,000	23,138,000	0	1,260,759,905
II 指定正味財産増減の部						
受取補助金等	△ 12,791,000	0	0	0	0	△ 12,791,000
当期指定正味財産増減額	△ 12,791,000	0	0	0	0	△ 12,791,000
指定正味財産期首残高	288,218,000	0	0	0	0	288,218,000
指定正味財産期末残高	275,427,000	0	0	0	0	275,427,000
III 正味財産期末残高	1,497,824,905	△ 8,710,000	23,934,000	23,138,000	0	1,536,186,905

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入の予定	<input type="checkbox"/>	あ り	<input checked="" type="checkbox"/>	な し
金 額	使 途			

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		<input checked="" type="checkbox"/>	あ り	<input type="checkbox"/>	な し
事業 番号	設備投資の内容	支出又は収入の予定額		資金調達方法又は 取得資金の使途	
公1	外壁改修工事	45,634,000 円		建物設備維持引当金資産取崩	
公1	ベッド一式10台	5,900,000 円		自己資金	
公1	ニューステップ	1,489,000 円		自己資金	
公1	排泄カート	150,000 円		自己資金	
公1	通所車いす用体重計	198,000 円		自己資金	
他	外壁改修工事	742,000 円		建物設備維持引当金資産取崩	
総 合 計		54,113,000 円			

報告第7号

令和4年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに  
令和5年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和5年度一般財団法人取手市農業公社事業計画を別紙のとおり提出する。

令和5年6月8日提出

取手市長 中 村 修



令和4年度 事業実績報告書

令和4年度 決算報告書

自 令和4年4月1日  
至 令和5年3月31日

一般財団法人 取手市農業公社

令和4年度 一般財団法人取手市農業公社

理事会、評議員会開催状況

理事会、評議員会の開催		議決及び承認事項
日 時	場 所	
<b>【理事会】</b> 令和4年5月9日 ※書面決議		1. 令和3年度事業実績報告及び令和3年度決算報告について 2. 令和3年度公益目的支出計画実施報告書について 3. 令和4年度第1回一般財団法人取手市農業公社評議員会の招集日時、場所及び目的事項について
<b>【評議員会】</b> 令和4年5月25日 ※書面決議		1. 令和3年度事業実績報告及び令和3年度決算報告について 2. 令和3年度公益目的支出計画実施報告書について
<b>【理事会】</b> 令和4年5月25日 ※書面決議		1. 参与の選任について 2. 理事長及び副理事長の職務執行状況について
<b>【理事会】</b> 令和5年3月29日 午前9時30分	取手市役所 藤代庁舎 301会議室	1. 令和4年度第1次補正予算について 2. 令和5年度事業計画及び令和5年度収支予算について 3. 事務局長の承認について 4. 理事長及び副理事長の職務執行状況について

# 令和4年度 事業実績報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 1. ライスセンター事業(乾燥調製等及び稲刈り)

①(米)乾燥調製 86.71ha  
(81名)

②籾殻処理量 35.3t  
(籾殻堆肥)

③稲刈り 29.41ha  
(37名)

2. 育苗事業 33,303箱  
(139名)

3. 公園等管理事業 34,799,597円  
(契約18件)

# 貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	20,901,687	17,557,707	3,343,980
未収入金	600,558	859,058	△ 258,500
貯蔵品	47,985	83,955	△ 35,970
仮払金	33,684	0	33,684
流動資産合計	21,583,914	18,500,720	3,083,194
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
基本財産引当定期貯金	20,000,000	20,000,000	0
定期預金(指定)	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当定期預金	6,736,286	6,158,286	578,000
退職給付引当資産(一般)	6,736,286	6,158,286	578,000
特定資産合計	6,736,286	6,158,286	578,000
(3) その他固定資産			
建物	2,857,018	2,881,752	△ 24,734
建物附属設備	3,762	67,453	△ 63,691
構築物	6,468,031	6,763,672	△ 295,641
機械装置	4,144,094	3,576,520	567,574
車両運搬具	742,446	1,377,640	△ 635,194
工具器具備品	2,202,708	1,373,559	829,149
借地権	17,920,000	17,920,000	0
電話加入権	72,800	72,800	0
出資金	10,000	10,000	0
預託金	19,210	12,220	6,990
その他固定資産合計	34,440,069	34,055,616	384,453
固定資産合計	61,176,355	60,213,902	962,453
資産合計	82,760,269	78,714,622	4,045,647
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	8,376,207	7,819,196	557,011
預り金	125,110	253,786	△ 128,676
源泉所得税	66,810	198,586	△ 131,776
住民税	58,300	55,200	3,100
賞与引当金	1,222,000	1,121,000	101,000
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	1,427,100	1,595,900	△ 168,800
流動負債合計	11,222,417	10,861,882	360,535
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金	6,736,286	6,158,286	578,000
固定負債合計	6,736,286	6,158,286	578,000

## 貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
負債合計	17,958,703	17,020,168	938,535
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 20,000,000)	( 20,000,000)	( 0)
2. 一般正味財産	44,801,566	41,694,454	3,107,112
(うち特定資産への充当額)	( 6,736,286)	( 6,158,286)	( 578,000)
正味財産合計	64,801,566	61,694,454	3,107,112
負債及び正味財産合計	82,760,269	78,714,622	4,045,647

## 貸借対照表に対する注記

### 1 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。  
賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

#### (1) 基本財産

基本財産の種類

(単位：円)

科 目	期首	増減	残高	備考
基本財産引当定期貯金	20,000,000	0	20,000,000	財産目録に明記
合 計	20,000,000	0	20,000,000	

#### (2) 特定資産

特定資産の種類

(単位：円)

科 目	期首	増減	残高	備考
退職給付引当定期預金	6,158,286	578,000	6,736,286	将来の退職給付債務に備えるための積立金
合 計	6,158,286	578,000	6,736,286	

### 3 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	296,623,893	293,766,875	2,857,018
建物附属設備	3,104,664	3,100,902	3,762
構築物	22,429,203	15,961,172	6,468,031
機械装置	262,305,274	258,161,180	4,144,094
車両運搬具	16,865,733	16,123,287	742,446
工具器具備品	15,455,297	13,252,589	2,202,708
合 計	616,784,064	600,366,005	16,418,059

# 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[ 400]	[ 400]	[ 0]
基本財産受取利息	400	400	0
事業収益	[ 77,284,977]	[ 74,209,832]	[ 3,075,145]
ライスセンター収益	18,621,904	17,472,535	1,149,369
育苗収益	22,863,720	20,786,150	2,077,570
公園等管理収益	34,799,597	35,369,027	△ 569,430
その他の事業収益	999,756	582,120	417,636
受取補助金等	[ 5,600,000]	[ 5,600,000]	[ 0]
受取地方公共団体補助金	5,600,000	5,600,000	0
雑収益	[ 216,942]	[ 190,307]	[ 26,635]
受取利息	277	226	51
受取配当金	100	100	0
雑収益	216,565	189,981	26,584
経常収益計	83,102,319	80,000,539	3,101,780
(2) 経常費用			
事業費	[ 74,858,725]	[ 55,976,338]	[ 18,882,387]
材料費	6,604,950	6,064,503	540,447
給料手当	21,856,494	11,466,540	10,389,954
退職給付費用	440,320	0	440,320
賞与引当金繰入	930,920	0	930,920
所定福利費	3,085,621	861,349	2,224,272
福利厚生費	767,505	7,668	759,837
旅費交通費	39,706	0	39,706
通信運搬費	142,675	0	142,675
減価償却費	4,263,174	6,579,518	△ 2,316,344
消耗品費	5,508,305	5,199,433	308,872
修繕費	8,743,046	6,593,543	2,149,503
印刷製本費	19,819	10,690	9,129
光熱水料費	2,296,147	1,828,016	468,131
賃借料	3,672,744	3,996,776	△ 324,032
保険料	1,259,820	1,093,570	166,250
租税公課	3,353,922	151,150	3,202,772
負担金	20,001	3,089	16,912
支払手数料	107,088	0	107,088
委託費	11,732,818	12,120,493	△ 387,675
雑費	13,650	0	13,650
管理費	[ 5,064,482]	[ 26,603,818]	[△ 21,539,336]
給料手当	2,961,717	14,100,276	△ 11,138,559
退職給付費用	137,680	2,601,051	△ 2,463,371
賞与引当金繰入	291,080	1,121,000	△ 829,920

# 正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
所定福利費	535,283	2,901,690	△ 2,366,407
福利厚生費	179,569	875,852	△ 696,283
旅費交通費	11,434	64,800	△ 53,366
通信運搬費	103,316	267,451	△ 164,135
消耗品費	62,667	147,926	△ 85,259
印刷製本費	4,449	20,169	△ 15,720
租税公課	0	3,538,955	△ 3,538,955
負担金	5,288	22,200	△ 16,912
支払手数料	11,899	122,598	△ 110,699
委託費	760,100	806,490	△ 46,390
雑費	0	13,360	△ 13,360
経常費用計	79,923,207	82,580,156	△ 2,656,949
評価損益等調整前当期経常増減額	3,179,112	△ 2,579,617	5,758,729
退職引当金繰戻し	[ 0]	[ 2,023,051]	[△ 2,023,051]
退職引当金繰戻し	0	2,023,051	△ 2,023,051
評価損益等計	0	2,023,051	△ 2,023,051
当期経常増減額	3,179,112	△ 556,566	3,735,678
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	[ 0]	[ 149,999]	[△ 149,999]
車両運搬具売却益	0	149,999	△ 149,999
経常外収益計	0	149,999	△ 149,999
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	149,999	△ 149,999
税引前当期一般正味財産増減額	3,179,112	△ 406,567	3,585,679
法人税、住民税及び事業税	[ 72,000]	[ 72,000]	[ 0]
当期一般正味財産増減額	3,107,112	△ 478,567	3,585,679
一般正味財産期首残高	41,694,454	42,173,021	△ 478,567
一般正味財産期末残高	44,801,566	41,694,454	3,107,112
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	64,801,566	61,694,454	3,107,112

## 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

### 引当金の明細

#### 賞与引当金

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞 与 引 当 金	1,121,000	1,222,000	1,121,000	1,222,000
合 計	1,121,000	1,222,000	1,121,000	1,222,000

#### 退職給付引当金

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当金	6,158,286	578,000	0	6,736,286
合 計	6,158,286	578,000	0	6,736,286

# 予算対比正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[ 1,000]	[ 400]	[ 600]
基本財産受取利息	1,000	400	600
事業収益	[ 72,603,000]	[ 77,284,977]	[△ 4,681,977]
ライスセンター収益	16,755,000	18,621,904	△ 1,866,904
育苗収益	21,148,000	22,863,720	△ 1,715,720
公園等管理収益	34,100,000	34,799,597	△ 699,597
その他の事業収益	600,000	999,756	△ 399,756
受取補助金等	[ 5,600,000]	[ 5,600,000]	[ 0]
受取地方公共団体補助金	5,600,000	5,600,000	0
雑収益	[ 3,000]	[ 216,942]	[△ 213,942]
受取利息	1,000	277	723
受取配当金	1,000	100	900
雑収益	1,000	216,565	△ 215,565
経常収益計	78,207,000	83,102,319	△ 4,895,319
(2) 経常費用			
事業費	[ 76,609,847]	[ 74,858,725]	[ 1,751,122]
材料費	6,319,000	6,604,950	△ 285,950
給料手当	26,374,518	21,856,494	4,518,024
退職給付費用	440,320	440,320	0
賞与引当金繰入	853,978	930,920	△ 76,942
所定福利費	3,604,504	3,085,621	518,883
福利厚生費	600,065	767,505	△ 167,440
旅費交通費	89,566	39,706	49,860
通信運搬費	145,580	142,675	2,905
減価償却費	3,713,328	4,263,174	△ 549,846
消耗品費	4,818,950	5,508,305	△ 689,355
修繕費	6,468,000	8,743,046	△ 2,275,046
印刷製本費	35,600	19,819	15,781
光熱水料費	1,951,000	2,296,147	△ 345,147
賃借料	3,750,000	3,672,744	77,256
保険料	1,150,000	1,259,820	△ 109,820
租税公課	3,950,000	3,353,922	596,078
負担金	31,948	20,001	11,947
交際費	38,090	0	38,090
支払手数料	158,400	107,088	51,312
委託費	12,065,000	11,732,818	332,182
新聞図書費	32,000	0	32,000
雑費	20,000	13,650	6,350
管理費	[ 5,238,481]	[ 5,064,482]	[ 173,999]
給料手当	2,937,482	2,961,717	△ 24,235

# 予算対比正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
退職給付費用	137,680	137,680	0
賞与引当金繰入	267,022	291,080	△ 24,058
所定福利費	585,496	535,283	50,213
福利厚生費	177,935	179,569	△ 1,634
会議費	75,000	0	75,000
旅費交通費	11,434	11,434	0
通信運搬費	105,420	103,316	2,104
消耗品費	94,050	62,667	31,383
印刷製本費	5,400	4,449	951
負担金	9,052	5,288	3,764
交際費	11,910	0	11,910
支払手数料	17,600	11,899	5,701
委託費	803,000	760,100	42,900
経常費用計	81,848,328	79,923,207	1,925,121
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,641,328	3,179,112	△ 6,820,440
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,641,328	3,179,112	△ 6,820,440
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 3,641,328	3,179,112	△ 6,820,440
法人税、住民税及び事業税	[ 72,000]	[ 72,000]	[ 0]
当期一般正味財産増減額	△ 3,713,328	3,107,112	△ 6,820,440
一般正味財産期首残高	41,694,454	41,694,454	0
一般正味財産期末残高	37,981,126	44,801,566	△ 6,820,440
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	57,981,126	64,801,566	△ 6,820,440

# 収支計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[ 1,000]	[ 400]	[ 600]
基本財産利息収入	1,000	400	600
事業収入	[ 72,603,000]	[ 77,284,977]	[△ 4,681,977]
ライスセンター収入	16,755,000	18,621,904	△ 1,866,904
育苗収入	21,148,000	22,863,720	△ 1,715,720
公園等管理収入	34,100,000	34,799,597	△ 699,597
その他の事業収入	600,000	999,756	△ 399,756
補助金等収入	[ 5,600,000]	[ 5,600,000]	[ 0]
地方公共団体補助金収入	5,600,000	5,600,000	0
雑収入	[ 3,000]	[ 216,942]	[△ 213,942]
受取利息収入	1,000	277	723
受取配当金収入	1,000	100	900
雑収入	1,000	216,565	△ 215,565
事業活動収入計	78,207,000	83,102,319	△ 4,895,319
2. 事業活動支出			
事業費支出	[ 72,456,199]	[ 70,053,754]	[ 2,402,445]
材料費支出	6,319,000	6,604,950	△ 285,950
給料手当支出	26,374,518	21,856,494	4,518,024
賞与引当金支出	853,978	853,978	0
所定福利費支出	3,604,504	3,085,621	518,883
福利厚生費支出	600,065	767,505	△ 167,440
旅費交通費支出	89,566	39,706	49,860
通信運搬費支出	145,580	129,131	16,449
消耗品費支出	4,818,950	5,508,305	△ 689,355
修繕費支出	6,468,000	8,743,046	△ 2,275,046
印刷製本費支出	35,600	7,628	27,972
光熱水料費支出	1,951,000	2,296,147	△ 345,147
賃借料支出	3,750,000	3,672,744	77,256
保険料支出	1,150,000	1,259,820	△ 109,820
租税公課支出	3,950,000	3,355,122	594,878
負担金支出	31,948	20,001	11,947
交際費支出	38,090	0	38,090
支払手数料支出	158,400	107,088	51,312
委託費支出	12,065,000	11,732,818	332,182
新聞図書費支出	32,000	0	32,000
雑支出	20,000	13,650	6,350
管理費支出	[ 5,100,801]	[ 4,891,309]	[ 209,492]
給料手当支出	2,937,482	2,961,717	△ 24,235
賞与引当金支出	267,022	267,022	0
所定福利費支出	585,496	535,283	50,213
福利厚生費支出	177,935	179,569	△ 1,634

# 収支計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
会議費支出	75,000	0	75,000
旅費交通費支出	11,434	11,434	0
通信運搬費支出	105,420	93,508	11,912
消耗品費支出	94,050	62,667	31,383
印刷製本費支出	5,400	2,822	2,578
負担金支出	9,052	5,288	3,764
交際費支出	11,910	0	11,910
支払手数料支出	17,600	11,899	5,701
委託費支出	803,000	760,100	42,900
その他の事業活動支出	[ 0]	[ 33,684]	[△ 33,684]
その他の事業活動支出	0	33,684	△ 33,684
事業活動支出計	77,557,000	74,978,747	2,578,253
小計	650,000	8,123,572	△ 7,473,572
法人税等の支払額	△ 72,000	△ 72,000	0
事業活動収支差額	578,000	8,051,572	△ 7,473,572
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[ 578,000]	[ 578,000]	[ 0]
退職給付引当資産取得支出	578,000	578,000	0
固定資産取得支出	[ 0]	[ 4,640,637]	[△ 4,640,637]
建物建設支出	0	924,761	△ 924,761
車両運搬具購入支出	0	753,010	△ 753,010
什器備品購入支出	0	1,562,998	△ 1,562,998
機械装置購入支出	0	1,399,868	△ 1,399,868
投資活動支出計	578,000	5,218,637	△ 4,640,637
投資活動収支差額	△ 578,000	△ 5,218,637	4,640,637
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
預託金支出	[ 0]	[ 6,990]	[△ 6,990]
預託金支出	0	6,990	△ 6,990
財務活動支出計	0	6,990	△ 6,990
財務活動収支差額	0	△ 6,990	6,990
IV 予備費支出	0	—	0
当期収支差額	0	2,825,945	△ 2,825,945
前期繰越収支差額	8,760,103	8,760,103	0
次期繰越収支差額	8,760,103	11,586,048	△ 2,825,945

# 財産目録

令和5年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	金額
(流動資産)			
	普通預金	常陽銀行 藤代支店	19,731,582
	普通預金	茨城県信用組合 藤代支店	24,165
	普通貯金	茨城みなみ農業協同組合 藤代支店	1,145,940
	未収入金	ライスセンター利用料金	600,558
	貯蔵品	封筒他	47,985
	仮払金		33,684
流動資産合計			21,583,914
(固定資産)			
基本財産			
	基本財産引当定期貯金	茨城みなみ農業協同組合 藤代支店	20,000,000
特定資産			
	退職給付引当定期預金	常陽銀行 藤代支店	6,736,286
その他固定資産			
	建物	穀類等乾燥調製施設 水稻育苗施設他	2,857,018
	建物附属設備	変電設備他	3,762
	構築物	外構工事他	6,468,031
	機械装置	乾燥調製装置 播種出芽装置他	4,144,094
	車両運搬具	軽トラック他	742,446
	工具器具備品	収穫籾搬送用バッグ他	2,202,708
	借地権	土地造成費	17,920,000
	電話加入権		72,800
	出資金	茨城県信用組合 藤代支店	10,000
	預託金		19,210
固定資産合計			61,176,355
資産合計			82,760,269
(流動負債)			
	未払金	茨城みなみ農業協同組合他	8,376,207
	預り金	源泉所得税 住民税	125,110
	賞与引当金		1,222,000
	未払法人税等	法人県民税 法人市民税	72,000
	未払消費税等	消費税等	1,427,100
流動負債合計			11,222,417
(固定負債)			
	退職給付引当金		6,736,286
固定負債合計			6,736,286
負債合計			17,958,703
正味財産			64,801,566

## 監 査 報 告

一般財団法人 取手市農業公社  
理 事 長 藤 井 信 吾 殿

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、予算対比正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録）及びこれらの附属明細書について監査いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年 4 月 28 日

一般財団法人 取手市農業公社

監 事 櫻 井 健 二 

監 事 吉 川 道 雄 

令和5年度 事業計画書

令和5年度 収支予算書

自 令和5年 4月 1日  
至 令和6年 3月 31日

一般財団法人 取手市農業公社

# 令和 5 年 度 事 業 計 画 書

令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで

1. ライスセンター事業(乾燥調製等及び稲刈り)
2. 育苗事業
3. 公園等管理事業

# 収支予算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
事業収益	[ 73,750,000]	[ 72,603,000]	[ 1,147,000]
ライスセンター収益	17,303,000	16,755,000	548,000
育苗収益	21,597,000	21,148,000	449,000
公園等管理収益	33,950,000	34,100,000	△ 150,000
その他の事業収益	900,000	600,000	300,000
受取補助金等	[ 5,600,000]	[ 5,600,000]	[ 0]
受取地方公共団体補助金	5,600,000	5,600,000	0
雑収益	[ 3,000]	[ 3,000]	[ 0]
受取利息	1,000	1,000	0
受取配当金	1,000	1,000	0
雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	79,354,000	78,207,000	1,147,000
(2) 経常費用			
事業費	[ 76,318,931]	[ 76,609,847]	[△ 290,916]
材料費	6,754,000	6,319,000	435,000
給料手当	26,975,779	26,374,518	601,261
退職給付費用	440,320	440,320	0
賞与引当金繰入	930,920	853,978	76,942
所定福利費	3,752,262	3,604,504	147,758
福利厚生費	600,065	600,065	0
旅費交通費	89,566	89,566	0
通信運搬費	145,580	145,580	0
減価償却費	2,365,451	3,713,328	△ 1,347,877
消耗品費	4,818,950	4,818,950	0
修繕費	5,480,000	6,468,000	△ 988,000
印刷製本費	35,600	35,600	0
光熱水料費	2,648,000	1,951,000	697,000
賃借料	3,506,000	3,750,000	△ 244,000
保険料	1,300,000	1,150,000	150,000
租税公課	4,028,000	3,950,000	78,000
負担金	31,948	31,948	0
交際費	38,090	38,090	0
支払手数料	158,400	158,400	0
委託費	12,168,000	12,065,000	103,000
新聞図書費	32,000	32,000	0
雑費	20,000	20,000	0
管理費	[ 5,328,520]	[ 5,238,481]	[ 90,039]
給料手当	2,993,221	2,937,482	55,739

# 収支予算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
退職給付費用	137,680	137,680	0
賞与引当金繰入	291,080	267,022	24,058
所定福利費	595,738	585,496	10,242
福利厚生費	177,935	177,935	0
会議費	75,000	75,000	0
旅費交通費	11,434	11,434	0
通信運搬費	105,420	105,420	0
消耗品費	94,050	94,050	0
印刷製本費	5,400	5,400	0
負担金	9,052	9,052	0
交際費	11,910	11,910	0
支払手数料	17,600	17,600	0
委託費	803,000	803,000	0
経常費用計	81,647,451	81,848,328	△ 200,877
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,293,451	△ 3,641,328	1,347,877
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,293,451	△ 3,641,328	1,347,877
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,293,451	△ 3,641,328	1,347,877
法人税、住民税及び事業税	[ 72,000]	[ 72,000]	[ 0]
当期一般正味財産増減額	△ 2,365,451	△ 3,713,328	1,347,877
一般正味財産期首残高	37,981,126	41,694,454	△ 3,713,328
一般正味財産期末残高	35,615,675	37,981,126	△ 2,365,451
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	55,615,675	57,981,126	△ 2,365,451

# 収支予算書(収支)

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[ 1,000]	[ 1,000]	[ 0]
基本財産利息収入	1,000	1,000	0
事業収入	[ 73,750,000]	[ 72,603,000]	[ 1,147,000]
ライスセンター収入	17,303,000	16,755,000	548,000
育苗収入	21,597,000	21,148,000	449,000
公園等管理収入	33,950,000	34,100,000	△ 150,000
その他の事業収入	900,000	600,000	300,000
補助金等収入	[ 5,600,000]	[ 5,600,000]	[ 0]
地方公共団体補助金収入	5,600,000	5,600,000	0
雑収入	[ 3,000]	[ 3,000]	[ 0]
受取利息収入	1,000	1,000	0
受取配当金収入	1,000	1,000	0
雑収入	1,000	1,000	0
事業活動収入計	79,354,000	78,207,000	1,147,000
2. 事業活動支出			
事業費支出	[ 73,513,160]	[ 72,456,199]	[ 1,056,961]
材料費支出	6,754,000	6,319,000	435,000
給料手当支出	26,975,779	26,374,518	601,261
賞与引当金支出	930,920	853,978	76,942
所定福利費支出	3,752,262	3,604,504	147,758
福利厚生費支出	600,065	600,065	0
旅費交通費支出	89,566	89,566	0
通信運搬費支出	145,580	145,580	0
消耗品費支出	4,818,950	4,818,950	0
修繕費支出	5,480,000	6,468,000	△ 988,000
印刷製本費支出	35,600	35,600	0
光熱水料費支出	2,648,000	1,951,000	697,000
賃借料支出	3,506,000	3,750,000	△ 244,000
保険料支出	1,300,000	1,150,000	150,000
租税公課支出	4,028,000	3,950,000	78,000
負担金支出	31,948	31,948	0
交際費支出	38,090	38,090	0
支払手数料支出	158,400	158,400	0
委託費支出	12,168,000	12,065,000	103,000
新聞図書費支出	32,000	32,000	0
雑支出	20,000	20,000	0
管理費支出	[ 5,190,840]	[ 5,100,801]	[ 90,039]
給料手当支出	2,993,221	2,937,482	55,739
賞与引当金支出	291,080	267,022	24,058
所定福利費支出	595,738	585,496	10,242
福利厚生費支出	177,935	177,935	0

# 収支予算書(収支)

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社  
一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
会議費支出	75,000	75,000	0
旅費交通費支出	11,434	11,434	0
通信運搬費支出	105,420	105,420	0
消耗品費支出	94,050	94,050	0
印刷製本費支出	5,400	5,400	0
負担金支出	9,052	9,052	0
交際費支出	11,910	11,910	0
支払手数料支出	17,600	17,600	0
委託費支出	803,000	803,000	0
事業活動支出計	78,704,000	77,557,000	1,147,000
小計	650,000	650,000	0
法人税等の支払額	△ 72,000	△ 72,000	0
事業活動収支差額	578,000	578,000	0
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[ 578,000]	[ 578,000]	[ 0]
退職給付引当資産取得支出	578,000	578,000	0
投資活動支出計	578,000	578,000	0
投資活動収支差額	△ 578,000	△ 578,000	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0	0	0
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	8,760,103	8,760,103	0
次期繰越収支差額	8,760,103	8,760,103	0

# 収支予算書内訳表

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社

(単位：円)

科 目	一般会計				合 計
	法人会計	ライセンスター事業	育苗事業	公園等管理事業	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	1,000	0	0	0	1,000
基本財産受取利息	1,000	0	0	0	1,000
事業収益	0	18,203,000	21,597,000	33,950,000	73,750,000
ライセンスター収益	0	17,303,000	0	0	17,303,000
育苗収益	0	0	21,597,000	0	21,597,000
公園等管理収益	0	0	0	33,950,000	33,950,000
その他の事業収益	0	900,000	0	0	900,000
受取補助金等	0	3,990,000	1,610,000	0	5,600,000
受取地方公共団体補助金	0	3,990,000	1,610,000	0	5,600,000
雑収益	1,000	263	1,255	482	3,000
受取利息	0	263	255	482	1,000
受取配当金	1,000	0	0	0	1,000
雑収益	0	0	1,000	0	1,000
経常収益計	2,000	22,193,263	23,208,255	33,950,482	79,354,000
(2) 経常費用					
事業費	0	28,780,861	21,923,030	25,615,040	76,318,931
材料費	0	0	6,372,399	381,601	6,754,000
給料手当	0	6,850,639	7,074,887	13,050,253	26,975,779
退職給付費用	0	128,836	101,208	210,276	440,320
賞与引当金繰入	0	272,384	213,972	444,564	930,920
所定福利費	0	987,270	955,270	1,809,722	3,752,262
福利厚生費	0	175,577	137,927	286,561	600,065
旅費交通費	0	26,207	20,590	42,769	89,566
通信運搬費	0	77,810	62,750	5,020	145,580
減価償却費	0	917,558	1,071,786	376,107	2,365,451
消耗品費	0	2,228,273	1,055,357	1,535,320	4,818,950
修繕費	0	4,341,256	727,196	411,548	5,480,000
印刷製本費	0	7,400	27,000	1,200	35,600
光熱水料費	0	2,080,534	540,986	26,480	2,648,000
賃借料	0	1,561,572	1,800,682	143,746	3,506,000
保険料	0	691,860	319,670	288,470	1,300,000
租税公課	0	1,069,593	1,019,575	1,938,832	4,028,000
負担金	0	9,327	8,797	13,824	31,948
交際費	0	11,145	8,755	18,190	38,090
支払手数料	0	59,840	66,880	31,680	158,400
委託費	0	7,269,163	324,886	4,573,951	12,168,000
新聞図書費	0	9,363	7,357	15,280	32,000
雑費	0	5,254	5,100	9,646	20,000
管理費	5,328,520	0	0	0	5,328,520
給料手当	2,993,221	0	0	0	2,993,221
退職給付費用	137,680	0	0	0	137,680
賞与引当金繰入	291,080	0	0	0	291,080
所定福利費	595,738	0	0	0	595,738
福利厚生費	177,935	0	0	0	177,935
会議費	75,000	0	0	0	75,000
旅費交通費	11,434	0	0	0	11,434
通信運搬費	105,420	0	0	0	105,420
消耗品費	94,050	0	0	0	94,050
印刷製本費	5,400	0	0	0	5,400
負担金	9,052	0	0	0	9,052
交際費	11,910	0	0	0	11,910
支払手数料	17,600	0	0	0	17,600
委託費	803,000	0	0	0	803,000
経常費用計	5,328,520	28,780,861	21,923,030	25,615,040	81,647,451
評価損益等調整前当期経常増減額	-5,326,520	-6,587,598	1,285,225	8,335,442	-2,293,451
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-5,326,520	-6,587,598	1,285,225	8,335,442	-2,293,451
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-5,326,520	-6,587,598	1,285,225	8,335,442	-2,293,451
税引前当期一般正味財産増減額	-5,326,520	-6,587,598	1,285,225	8,335,442	-2,293,451
法人税、住民税及び事業税	17,150	16,049	12,607	26,194	72,000
当期一般正味財産増減額	-5,343,670	-6,603,647	1,272,618	8,309,248	-2,365,451
一般正味財産期首残高	-113,581,840	-81,621,118	16,835,901	216,348,183	37,981,126
一般正味財産期末残高	-118,925,510	-88,224,765	18,108,519	224,657,431	35,615,675
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	0	0	0	20,000,000
指定正味財産期末残高	20,000,000	0	0	0	20,000,000
III 正味財産期末残高	-98,925,510	-88,224,765	18,108,519	224,657,431	55,615,675

# 収支予算書(収支)内訳表

令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで

(単位：円)

一般財団法人取手市農業公社

科 目	一般会計				合 計
	法人会計	ライセンス事業	育苗事業	公園等管理事業	
<b>I 事業活動収支の部</b>					
<b>1. 事業活動収入</b>					
基本財産運用収入	1,000	0	0	0	1,000
基本財産受取利息収入	1,000	0	0	0	1,000
事業収入	0	18,203,000	21,597,000	33,950,000	73,750,000
ライセンス収入	0	17,303,000	0	0	17,303,000
育苗収入	0	0	21,597,000	0	21,597,000
公園等管理収入	0	0	0	33,950,000	33,950,000
その他の事業収入	0	900,000	0	0	900,000
補助金等収入	0	3,990,000	1,610,000	0	5,600,000
地方公共団体補助金収入	0	3,990,000	1,610,000	0	5,600,000
雑収入	1,000	263	1,255	482	3,000
受取利息収入	0	263	255	482	1,000
受取配当金収入	1,000	0	0	0	1,000
雑収入	0	0	1,000	0	1,000
<b>事業活動収入計</b>	<b>2,000</b>	<b>22,193,263</b>	<b>23,208,255</b>	<b>33,950,482</b>	<b>79,354,000</b>
<b>2. 事業活動支出</b>					
<b>事業費支出</b>	0	27,734,467	20,750,036	25,028,657	73,513,160
材料費支出	0	0	6,372,399	381,601	6,754,000
給料手当支出	0	6,850,639	7,074,887	13,050,253	26,975,779
賞与引当金支出	0	272,384	213,972	444,564	930,920
所定福利費支出	0	987,270	955,270	1,809,722	3,752,262
福利厚生費支出	0	175,577	137,927	286,561	600,065
旅費交通費支出	0	26,207	20,590	42,769	89,566
通信運搬費支出	0	77,810	62,750	5,020	145,580
消耗品費支出	0	2,228,273	1,055,357	1,535,320	4,818,950
修繕費支出	0	4,341,256	727,196	411,548	5,480,000
印刷製本費支出	0	7,400	27,000	1,200	35,600
光熱水料費支出	0	2,080,534	540,986	26,480	2,648,000
賃借料支出	0	1,561,572	1,800,682	143,746	3,506,000
保険料支出	0	691,860	319,670	288,470	1,300,000
租税公課支出	0	1,069,593	1,019,575	1,938,832	4,028,000
負担金支出	0	9,327	8,797	13,824	31,948
交際費支出	0	11,145	8,755	18,190	38,090
支払手数料支出	0	59,840	66,880	31,680	158,400
委託費支出	0	7,269,163	324,886	4,573,951	12,168,000
新聞図書費支出	0	9,363	7,357	15,280	32,000
雑支出	0	5,254	5,100	9,646	20,000
<b>管理費支出</b>	5,190,840	0	0	0	5,190,840
給料手当支出	2,993,221	0	0	0	2,993,221
賞与引当金支出	291,080	0	0	0	291,080
所定福利費支出	595,738	0	0	0	595,738
福利厚生費支出	177,935	0	0	0	177,935
会議費支出	75,000	0	0	0	75,000
旅費交通費支出	11,434	0	0	0	11,434
通信運搬費支出	105,420	0	0	0	105,420
消耗品費支出	94,050	0	0	0	94,050
印刷製本費支出	5,400	0	0	0	5,400
負担金支出	9,052	0	0	0	9,052
交際費支出	11,910	0	0	0	11,910
支払手数料支出	17,600	0	0	0	17,600
委託費支出	803,000	0	0	0	803,000
<b>事業活動支出計</b>	<b>5,190,840</b>	<b>27,734,467</b>	<b>20,750,036</b>	<b>25,028,657</b>	<b>78,704,000</b>
<b>小計</b>	<b>-5,188,840</b>	<b>-5,541,204</b>	<b>-2,458,219</b>	<b>8,921,825</b>	<b>650,000</b>
<b>法人税等の支払額</b>	<b>-17,150</b>	<b>-16,049</b>	<b>-12,607</b>	<b>-26,194</b>	<b>-72,000</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>-5,205,990</b>	<b>-5,557,253</b>	<b>2,445,612</b>	<b>8,895,631</b>	<b>578,000</b>
<b>II 投資活動収支の部</b>					
<b>1. 投資活動収入</b>					
投資活動収入計	0	0	0	0	0
<b>2. 投資活動支出</b>					
<b>特定資産取得支出</b>	137,680	128,836	101,208	210,276	578,000
退職給付引当資産取得支出	137,680	128,836	101,208	210,276	578,000
<b>投資活動支出計</b>	<b>137,680</b>	<b>128,836</b>	<b>101,208</b>	<b>210,276</b>	<b>578,000</b>
<b>投資活動収支差額</b>	<b>-137,680</b>	<b>-128,836</b>	<b>-101,208</b>	<b>-210,276</b>	<b>-578,000</b>
<b>III 財務活動収支の部</b>					
<b>1. 財務活動収入</b>					
財務活動収入計	0	0	0	0	0
<b>2. 財務活動支出</b>					
財務活動支出計	0	0	0	0	0
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>IV 予備費支出</b>					
<b>当期収支差額</b>	<b>-5,343,670</b>	<b>-5,686,089</b>	<b>2,344,404</b>	<b>8,685,355</b>	<b>0</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>-12,306,014</b>	<b>-9,366,153</b>	<b>6,834,580</b>	<b>23,597,690</b>	<b>8,760,103</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>-17,649,684</b>	<b>-15,052,242</b>	<b>9,178,984</b>	<b>32,283,045</b>	<b>8,760,103</b>